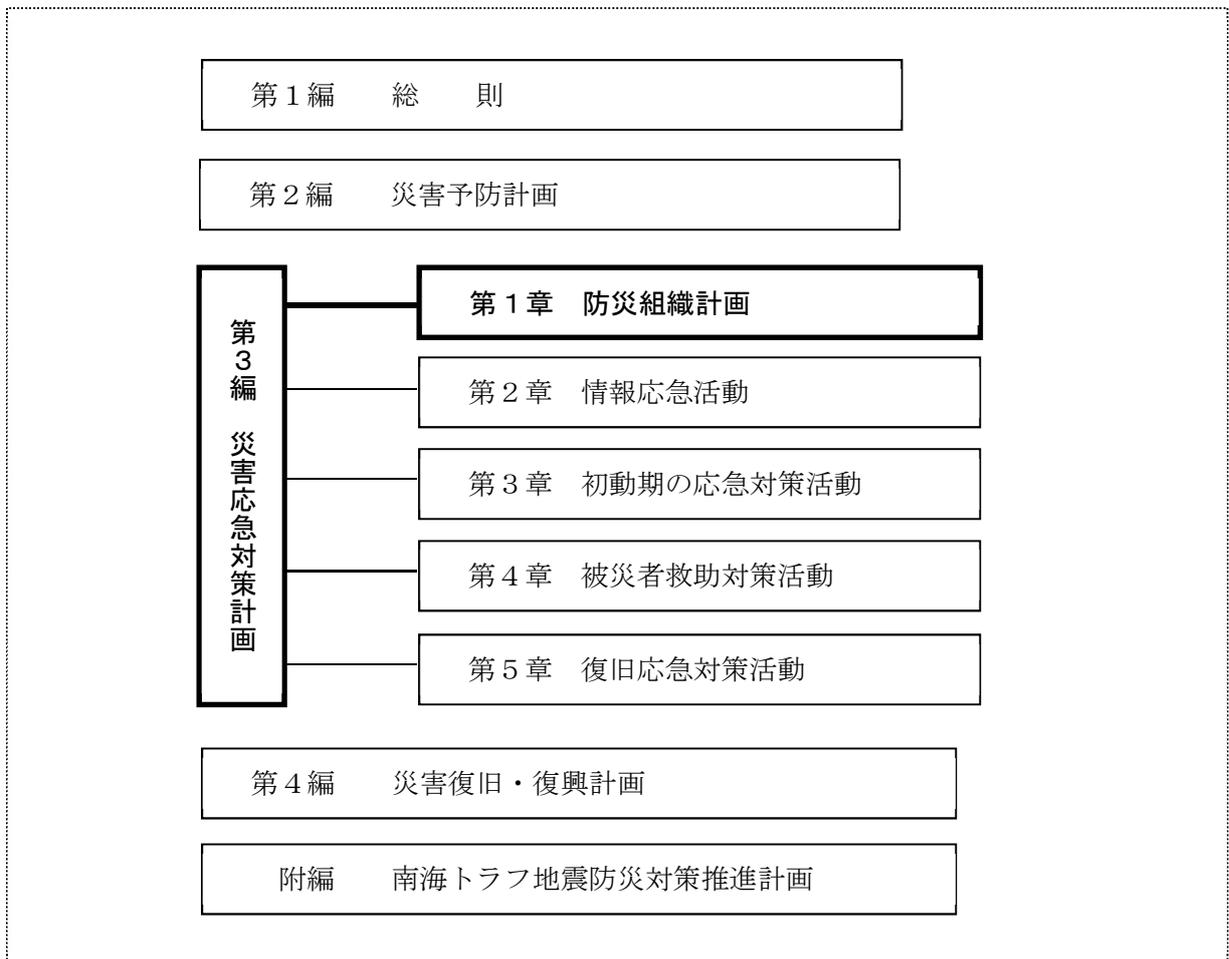


第3編 災害応急対策計画

第1編	総	則
第2編	災害	予防計画
第3編	災害	応急対策計画
第4編	災害	復旧・復興計画
附編	南海	トラフ地震 防災対策推進計画
資	料	編

第1章	防災組織計画	3- 1
第2章	情報応急活動	3- 53
第3章	初動期の応急対策活動	3- 95
第4章	被災者救助対策活動	3-142
第5章	復旧応急対策活動	3-169

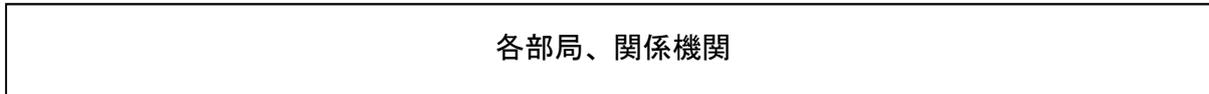
第1章 防災組織計画



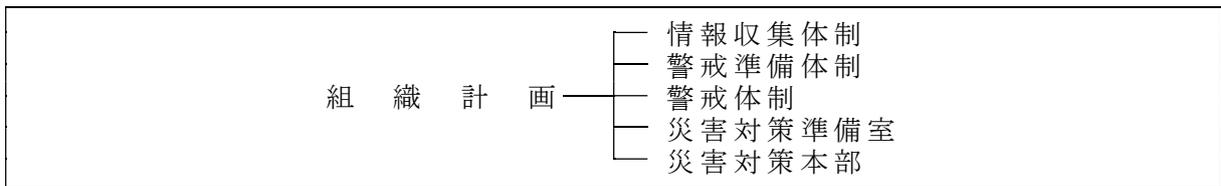
第1節	組織計画（風水害等時）	3-2
第2節	組織計画（地震・津波時）	3-20
第3節	動員計画	3-27
第4節	水防計画	3-32
第5節	広域応援の要請・受入れ	3-33
第6節	自衛隊に対する災害派遣要請	3-40
第7節	緊急消防援助隊に対する応援要請	3-44
第8節	災害対策要員の確保	3-47
第9節	災害ボランティアの受入れ	3-50

第1節 組織計画（風水害等時）

《実施担当部局》



《対策の体系》



《対策の展開》

第1 情報収集体制

防災まちづくり課長及び行政局総務課長は、災害対策に関する情報収集が必要と認めるときは、情報収集体制をとるものとする。

1 発令の基準

防災まちづくり課長又は行政局総務課長が必要と認めるとき

2 組織

情報収集体制は、防災まちづくり課及び該当する行政局総務課の必要人員をもって構成する。なお、災害の状況に応じて体制を拡大又は縮小するものとする。

第2 警戒準備体制

危機管理局長又は行政局長は、各種気象警報等により警戒が必要と予想されるときは、災害対策に関する体制に万全を期するため、警戒体制以前の体制として、警戒準備体制をとるものとする。

1 発令の基準

- (1) 大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪又は高潮のいずれかの警報が発表されたとき
- (2) 台風が接近するおそれがあり、情報収集体制では十分な対応ができないとき
- (3) 田辺市水防計画に基づく第1号配備体制が発令されたとき

(4) その他、危機管理局長又は行政局長が必要と認めたとき

2 組織

警戒準備体制は、原則として次の職員をもって構成する。なお、災害の状況に応じて体制を拡大又は縮小するものとする。

【警戒準備体制】

	配備の基準	担当課名
風水害等時	① 大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪又は高潮のいずれかの警報が発表されたとき	■本庁等 ○危機管理局長 ○以下の課等の長 防災まちづくり課長⇒全域、総務課長⇒全域、企画広報課長⇒全域、福祉課長⇒全域、農業振興課長⇒田辺のみ、水産課長⇒田辺のみ、山村林業課長⇒龍神・中辺路・大塔・本宮のみ、都市計画課長⇒全域、管理課長⇒全域、土木課長⇒全域、建築課長⇒全域、教育総務課長⇒全域、学校教育課長⇒全域 ○防災まちづくり課の全職員 ○各課等の指定職員等
	② 台風が接近するおそれがあり、情報収集体制では十分な対応ができないとき	
	③ 田辺市水防計画に基づく第1号配備体制が発令されたとき	
	④ その他、危機管理局長又は行政局長が必要と認めたとき	
		■該当する行政局管内 ○行政局長 ○総務課長、産業建設課長 ○各課等の指定職員等 ■該当しない行政局 情報収集体制とし、総務課の必要人員 ■消防本部 田辺市消防計画による体制

3 解除の基準

- (1) 警報等が解除されたとき
- (2) 危機管理局長又は行政局長が必要なしと認めたとき

4 その他

- (1) 各課等の指定職員の必要人員は、課等の長の裁量によるものとする。
- (2) 課等の長等は、警戒準備体制時の人員について、危機管理局（行政局総務課）へ速やかに報告しなければならない。
- (3) 担当外の部課長等は、常に招集連絡を取ることができる体制（自宅待機等）を整えておくものとする。

(4) 警戒準備体制を解除した場合は、危機管理局（行政局総務課）から課等の長等に伝達する。ただし、警戒準備体制に引き続いて警戒体制、災害対策準備室又は災害対策本部を設置したときは、警戒準備体制は自動的に解除する。

第3 警戒体制

危機管理局長又は行政局長は、各種気象警報等により災害の発生が予想されるときは、気象情報等の収集、伝達やその他の災害対策に関する連絡調整に万全を期するため、警戒体制をとるものとする。

1 発令の基準

- (1) 大雨、洪水、暴風又は高潮等の警報が発表され、嚴重な警戒を要するとき
- (2) 台風の接近により警戒準備体制では十分な対応ができないとき
- (3) 田辺市水防計画に基づく第2号配備体制が発令されたとき
- (4) その他、危機管理局長又は行政局長が必要と認めたとき

2 組織

警戒体制は、原則として次の職員をもって構成する。なお、災害の状況に応じて体制を拡大又は縮小するものとする。

【警戒体制】

	配備の基準	担当部課名
警戒体制	① 大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪又は高潮のいずれかの警報が発表され、嚴重な警戒を要するとき	■本庁等 ○危機管理局長 ○全部長級職員 ○「警戒準備体制」に加え、以下の課等の長 自治振興課長、情報政策課長、秘書課長、税務課長、納税推進室長、市民課長、環境課長、廃棄物処理課長、子育て推進課長、やすらぎ対策課長、障害福祉室長、健康増進課長、観光振興課長、議会事務局次長、生涯学習課長、スポーツ振興課長、工務課長 ○防災まちづくり課の全職員 ○各課等の指定職員等 ■該当する行政局 ○行政局長
	② 台風の接近により警戒準備体制では十分な対応ができないとき	
	③ 田辺市水防計画に基づく第2号配備体制が発令されたとき	

	<p>④ その他、危機管理局長又は行政局長が必要と認めたとき</p>	<p>○総務課長、住民福祉課長、産業建設課長、教育事務所長 ○総務課の全職員 ○各課等の指定職員等</p> <p>■該当しない行政局 警戒準備体制とし、行政局長、総務課長、産業建設課長、各課等の指定職員等</p> <p>■消防本部 田辺市消防計画による体制</p>
--	------------------------------------	--

3 解除の基準

- (1) 大雨等の各警報が解除され、災害のおそれが解消したとき
- (2) 危機管理局長又は行政局長が必要なしと認めたとき

4 その他

- (1) 課等の長は、職員の非常招集に備え、連絡体制を整えておかなければならない。
- (2) 各課等の指定職員の必要人員は、課等の長の裁量によるものとする。
- (3) 課等の長等は、警戒体制時の人員について、危機管理局（行政局総務課）へ速やかに報告しなければならない。
- (4) 課等の長等は、被害状況等を把握した場合には、危機管理局（行政局総務課）へ速やかに報告しなければならない。
- (5) 警戒体制を解除した場合は、危機管理局（行政局総務課）から課等の長等に伝達する。ただし、警戒体制に引き続いて災害対策準備室又は災害対策本部を設置したときは、警戒体制は自動的に解除する。

第4 災害対策準備室

総務部担当副市長は、警戒体制で十分な対応ができない場合には、本部設置前の体制として災害対策準備室（以下「準備室」という。）を設置する。また、行政局には準備室分室を置く。

1 発令の基準

- (1) 大雨、洪水等の警報が発表され、さらに嚴重な警戒を要するとき
- (2) 台風の暴風域に入るおそれがあり、かつ重大な被害等が起こるおそれがあるとき
- (3) 田辺市水防計画に基づく第3号配備体制が発令されたとき
- (4) その他総務部担当副市長が必要と認めたとき

2 組織

準備室及び準備室分室は、原則として次の職員をもって構成する。なお、災害の状況に応じて体制を拡大又は縮小するものとする。

【災害対策準備室体制】

	配備の基準	担当部課名
災害対策準備室	① 大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪又は高潮のいずれかの警報が発表され、さらに嚴重な警戒を要するとき ② 台風の暴風域に入るおそれがあり、かつ重大な被害等が起こるおそれあるとき ③ 田辺市水防計画に基づく第3号配備体制が発令されたとき ④ その他総務部担当副市長が必要と認めたとき	■本庁等 ○副市長 ○教育長 ○危機管理局長 ○課長級以上の全職員 ○防災まちづくり課、総務課、秘書課、企画広報課、自治振興課、情報政策課及び議会事務局の全職員 ○各課等の指定職員等 ■各行政局 ○行政局長 ○課長級以上の全職員 ○総務課の全職員 ○各課等の指定職員等 ■消防本部 田辺市消防計画による体制

3 廃止の基準

(1) 総務部担当副市長が必要なしと認めたとき

4 その他

(1) 準備室の室長は総務部担当副市長とし、副室長はその他の副市長とする。また、行政局に設置する準備室分室の分室長は行政局長とし、副分室長は総務課長とする。

(2) 準備室及び準備室分室は情報の収集、被害の状況の取りまとめ及び発表、報告その他所要の連絡調整にあたるものとする。

(3) 準備室で行う情報の収集、被害状況の取りまとめ、災害対応等については、必要に応じて特別調整班を設置し行うものとする。

●準備室特別調整班員は以下のとおりとする。(◎は班長 ○は副班長)

◎防災まちづくり課長 ○総務課長 ○管理課長 ○消防総務課長

企画広報課長 市民課長 福祉課長 農業振興課長 水産課長

山村林業課長 都市計画課長 土木課長 教育総務課長 議会事務局次長

(4) 準備室及び準備室分室の事務分担は、本部設置時の事務分掌に準じ、状況に応じて適宜行うものとし、職員の配置及び人員については課等の長の裁量によるものとする。

- (5) 準備室及び準備室分室を廃止した場合は、危機管理局（行政局総務課）から課等の長等に伝達する。ただし、準備室体制に引き続いて災害対策本部を設置したときは、準備室体制は自動的に廃止する。

第5 災害対策本部

市域で相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市長は、「田辺市災害対策本部」（以下「本部」という。）を設置し、各部局の職員のほか、各行政委員会事務局等の職員を総括し、災害予防及び災害応急対策の実施を強力に推進する。また、各行政局に支部を設置する。

なお、この際、法令等に基づき他に設置されている「水防本部」等は、本部の中の担当部に吸収し、組織の一元化を図る。

1 設置及び廃止の手続

(1) 設置の基準

- ア 暴風、大雨、洪水その他の警報が発表され、市長が必要と認めたとき
- イ 大規模な火災、爆発、水難等が発生し、市長が必要と認めたとき
- ウ 災害救助法の適用を必要とする災害が発生したとき、又は発生するおそれがある場合において市長が必要と認めたとき

(2) 設置の手続

- ア 本部等の設置については、原則として本部長が本部会議を招集し、その議を経てこれを決する。
- イ 勤務時間外等の事情により、アの手続きを経るいとまがないと認められる場合は、本部長又は副本部長若しくは本部員が専決し、その結果を本部会議に報告する。

(3) 廃止の基準

- ア 市域において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき
- イ 災害応急対策がおおむね完了したと認めたとき
- ウ その他本部長が必要なしと認めたとき

(4) 廃止の手続

防災活動の収束に伴い、本部長は平常業務との関係から逐次、部の配備解除を命ずる。ただし、本部を完全に廃止するまでの間は、必要な部の要員を指定し、残務整理させるものとする。

(5) 本部の設置、廃止の通知

本部長は、本部を設置又は廃止したときは、知事、市防災会議委員、報道機関等はその旨を通知する。

2 本部の設置場所

本部室は、原則として本庁舎3階第一会議室に設置する。ただし、本庁舎に設置することができない場合は、本庁舎別館3階大会議室又は紀南文化会館4階研修室に設置するものとする。

また、支部は各行政局会議室に設置するものとする。

なお、本部室・支部室には、臨時電話、パソコン、ラジオ、テレビ、携帯無線、防災地図等の機材を備え付け、災害情報の収集・集約を行う。

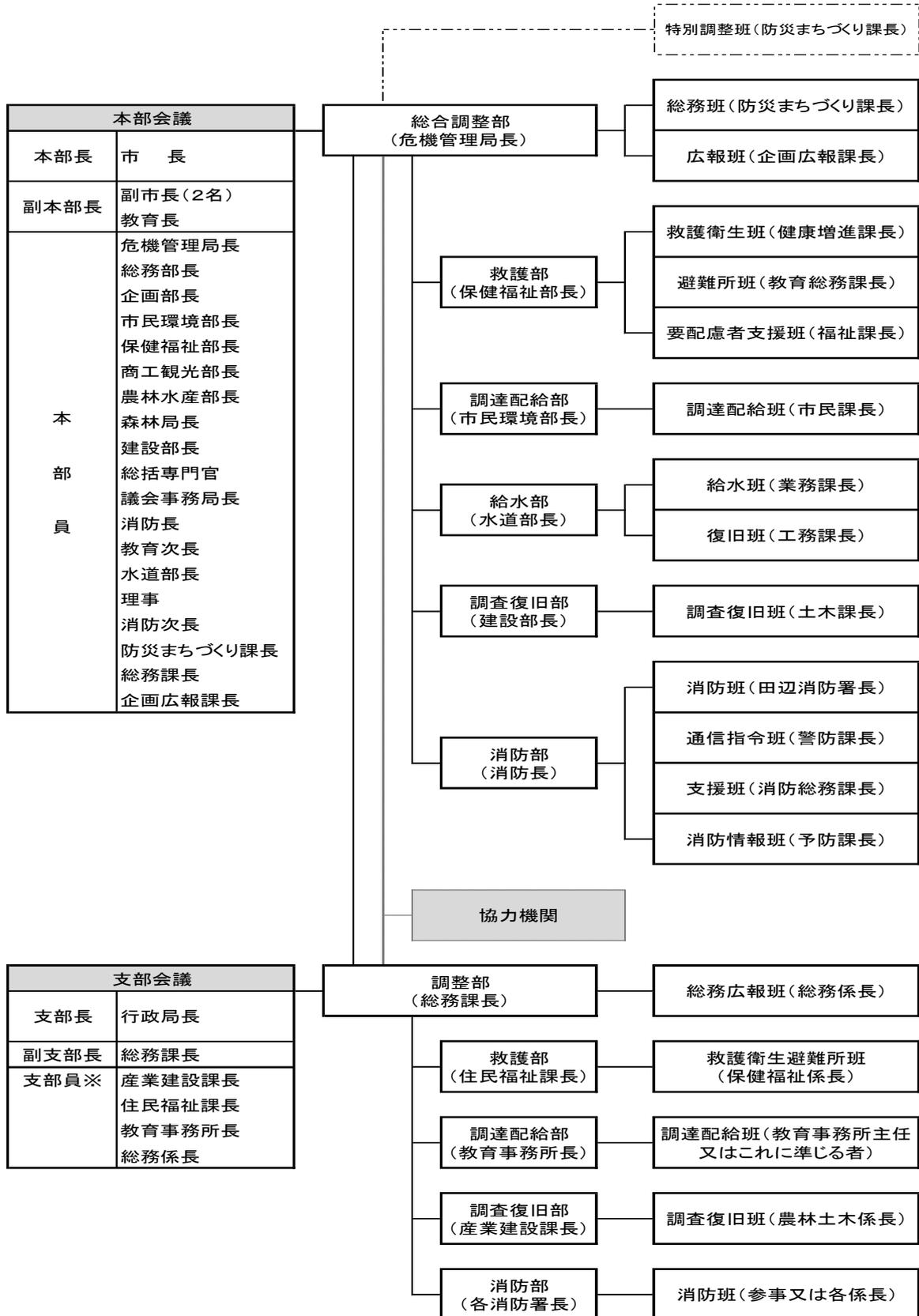
3 組織編成

本部の組織編成は、「田辺市災害対策本部条例」及び本計画の定めるところによるものとする。

(1) 組織

本部の組織は、原則として次頁の図の職員をもって構成する。なお、災害の状況に応じて体制を拡大又は縮小するものとする。

田辺市災害対策本部組織図(括弧は部・班の長)



※ 支部員は支部の実情に応じ、追加することができる。

【災害対策本部体制下における部・班名称の早見表】

本庁等

部 等		平常時における名称		災害対策本部下における名称	
		課 等		部	班
企 画 部		企画広報課	→	総合調整部	広報班
		たなべ営業室	→	〃	〃
		自治振興課	→	〃	〃
		人権推進課	→	調達配給部	調達配給班
		男女共同参画推進室	→	救護部	避難所班
		西部センター	→	〃	〃
		南部センター	→	〃	〃
		土地対策課	→	給水部	給水班
		情報政策課	→	総合調整部	広報班
	危機管理局	防災まちづくり課	→	〃	総務班
総 務 部		秘書課	→	〃	〃
		総務課	→	〃	〃
		財政課	→	調達配給部	調達配給班
		契約課	→	〃	〃
		税務課	→	調査復旧部	調査復旧班
		納税推進室	→	〃	〃
市民環境部		市民課	→	調達配給部	調達配給班
		保険課	→	〃	〃
		環境課	→	救護部	救護衛生班
		廃棄物処理課	→	〃	〃
保健福祉部		福祉課	→	〃	要配慮者支援班 ・避難所班
		子育て推進課	→	〃	避難所班
		やすらぎ対策課	→	〃	要配慮者支援班 ・避難所班
		障害福祉室	→	〃	要配慮者支援班 ・避難所班
		健康増進課	→	〃	救護衛生班・要 配慮者支援班
商工観光部		商工振興課	→	調達配給部	調達配給班
		観光振興課	→	〃	〃
農林水産部		農業振興課	→	調査復旧部	調査復旧部
		梅振興室	→	〃	〃
		水産課	→	〃	〃
	森林局	山村林業課	→	〃	〃
建 設 部		都市計画課	→	〃	〃
		管理課	→	〃	〃
		土木課	→	〃	〃
		建築課	→	〃	〃

平常時における名称			災害対策本部下における名称	
部 等	課 等		部	班
教育委員会	教育総務課	→	救護部	避難所班
	学校教育課	→	〃	〃
	給食管理室	→	調達配給部	調達配給班
	生涯学習課	→	救護部	避難所班
	児童館	→	〃	〃
	スポーツ振興課	→	〃	〃
	文化振興課	→	〃	〃
	南方熊楠顕彰館	→	〃	〃
	図書館	→	〃	〃
	美術館	→	〃	〃
水道部	業務課	→	給水部	給水班
	工務課	→	〃	復旧班
議会事務局	→	総合調整部	総務班	
会計課	→	調達配給部	調達配給班	
監査委員事務局	→	給水部	給水班	
選挙管理委員会事務局	→	調達配給部	調達配給班	
農業委員会事務局	→	給水部	給水班	
消防総務課、警防課、予防課、田辺消防署、扇ヶ浜分署	→	消防部	消防班	
消防本部警防課	→	〃	通信指令班	
消防本部消防総務課	→	〃	支援班	
消防本部予防課	→	〃	消防情報班	

行政局

平常時における名称			災害対策本部支部下における名称	
部 等	課 等		部	班
行政局	総務課	→	調整部	総務広報班
	住民福祉課	→	救護部	救護衛生避難所班
	教育事務所	→	調達配給部	調達配給班
	連絡所	→	救護部	救護衛生避難所班
	診療所	→	〃	〃
	熊野古道なかへち美術館	→	〃	〃
	保育所	→	調達配給部	調達配給班
	産業建設課	→	調査復旧部	調査復旧班
	龍神分署、中辺路分署、大塔分署、本宮分署	→	消防部	消防班

※本部が開設されると、上表に示すとおり、平常時の部課等の名称は災害対策本部の機構としての名称に改め、本部長（市長）の統括のもとに防災体制を実施するものとする。

(2) 指揮命令系統の確立

本部長に事故があるときは、総務部担当副市長、その他の副市長、教育長、危機管理局長の順位で、また、支部長に事故があるときは、総務課長、産業建設課長、住民福祉課長、教育事務所長の順位により指揮をとる。

(3) 本部・支部会議の開催

災害対応の基本方針を協議決定するため本部会議を開催し、迅速かつ的確な災害応急対策の実施を期するとともに、各部及び各支部との密接な連携を図り、災害の実態に即した応急対策を実施するものとする。

本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、本部長が必要に応じて招集する。

また、支部会議は、支部長、副支部長、及び支部員をもって構成し、支部長が必要に応じて招集する。

(4) 編成及び事務分掌

本部及び支部に部及び班を設け、本部の各部に部長・副部長を、各班に班長・副班長を置き、支部の各部に部長を、各班に班長を置く。

ただし、支部については、必要に応じて部長・班長の指名により、部に副部長、班に副班長を置くことができるものとする。

① 各部

- a 部長は、本部長の命を受けて、部に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- b 副部長は、部長を補佐し、部長に事故がある時は、その職務を代理する。
- c 総合調整部には、必要に応じて特別調整班を置き、情報の収集、被害状況の取りまとめ、災害対応の方針を協議する。

●本部特別調整班員は以下のとおりとする。(◎は班長 ○は副班長)

◎防災まちづくり課長 ○総務課長 ○管理課長 ○消防総務課長
企画広報課長 市民課長 福祉課長 農業振興課長 水産課長
山村林業課長 都市計画課長 土木課長 教育総務課長 議会事務局次長

② 各班

- a 班長は、当該班の分掌事務について、部長・副部長を補佐するとともに、その命を受けて、災害応急対策等の処理にあたる。
- b 副班長は、班長を補佐し、班長に事故があるときは、その職務を代理する。
- c 各班に属する班員は、班長等の命を受けて、災害応急対策等の処理にあたる。

(5) 職員の証票等

ア 災害緊急対策において、職員が災害対策基本法に基づき施設・家屋又は物資の所在する場所若しくは物資を保管する場所に立ち入り、検査等を行う場合における証票は、職員証とする。

イ 本部・支部職員のうち、災害応急対策の実施にあたるものは腕章を着用する。

4 その他

(1) 各支部において、応援職員を必要と認める場合には、各支部があらかじめ指名した職員に支部長から応援を要請する。

なお、それでも人員が不足する場合には近隣の支部に要請し、なおかつ人員が不足する場合には、本部に要請する。

また、本部において人員が不足する場合には、各支部に応援を要請するものとする。

(2) 本部設置時において、動員を要しなかった職員は、本部を閉鎖するまでの間、被害拡大時の動員配備に備え、待機体制をとっておくものとする。

各部・班の事務分掌

1 本部

部(職)名	班(職)名	担当課	初動任務
総合調整部 (部長) 危機管理局長 (副部長) 総務部長 企画部長 議会事務局長	総務班 (班長) 防災まちづくり 課長 (副班長) 総務課長	防災まちづくり課 総務課 秘書課 議会事務局	災害対策本部の設置及び運営に関すること
			被害情報ほか各種情報の収集及び集約に関すること
			各部の統括及び各部間の調整に関すること
			各支部間との連絡調整に関すること
			防災関係機関等との連絡調整に関すること
			防災関係機関への救援要請に関すること
			救援機関の受入対応に関すること
			見舞客の受付その他渉外に関すること
			市議会との連絡調整に関すること
			総合復旧計画に関すること
救護部 (部長) 保健福祉部長 (副部長) 教育次長 市民環境部理事	広報班 (班長) 企画広報課長 (副班長) 自治振興課長	企画広報課 たなべ営業室 自治振興課 情報政策課	気象及び災害情報の市民広報に関すること
			町内会等との連絡調整に関すること
			報道機関との連絡調整に関すること
			安否情報に関すること
			災害に関する市民への広報に関すること
			被害状況の記録に関すること
救護部 (部長) 保健福祉部長 (副部長) 教育次長 市民環境部理事	救護衛生班 (班長) 健康増進課長 (副班長) 廃棄物処理課長	健康増進課 廃棄物処理課 環境課	救護活動に関すること
			医療関係機関への救援要請に関すること
			保健所との連絡調整及び保健衛生に関する情報の収集及び報告に関すること
			感染症患者に関すること
			避難所等における健康調査に関すること
			市民の健康管理に関すること
			仮設便所の設置等に関すること
			災害廃棄物(ゴミ・し尿)の発生状況の調査に関すること
			災害廃棄物(ゴミ・し尿)の収集・処理に関すること
			防疫対策(薬剤散布)の実施に関すること
防疫用資材及び薬剤の調達に関すること			

部(職)名	班(職)名	担当課	初動任務
救護部 (部長) 保健福祉部長 (副部長) 教育次長 市民環境部理事	避難所班 (班長) 教育総務課長 (副班長) 学校教育課長	男女共同参画推進室	避難所の設置に関すること
		子育て推進課	避難者への対応に関すること
		教育総務課	所在確認調査及び救助要請に関すること
		学校教育課	遺体処理に関すること
		生涯学習課	調達配給班(炊き出し)の応援に関すること
		スポーツ振興課	
		文化振興課	
		南方熊楠顕彰館	
		児童館	
		図書館	
		美術館	
		西部センター	
		南部センター	
	要配慮者支援班 (班長) 福祉課長 (副班長) やすらぎ対策課長	福祉課 やすらぎ対策課 障害福祉室	避難行動要支援者の避難に関すること
			要配慮者の支援に関すること
			福祉避難所への入所に関すること
			ボランティアの受入対応に関すること
			義援金の受付及び配分に関すること
調達配給部 (部長) 市民環境部長 (副部長) 商工観光部長	調達配給班 (班長) 市民課長 (副班長) 保険課長	財政課	主要食料及び炊き出し材料並びに生活必需品の調達に関すること
		契約課	備蓄品の放出に関すること
		会計課	炊き出しに関すること
		選管事務局	食料及び炊き出し材料並びに生活必需品の搬送に関すること
		市民課	救援物資の受け入れ及び搬送に関すること
		保険課	
		給食管理室	
		人権推進課	
		商工振興課	
		観光振興課長	

部(職)名	班(職)名	担当課	初動任務
給水部 (部長) 水道部長 (副部長) 業務課長	給水班 (班長) 業務課長 (副班長) 土地対策課長	業務課 土地対策課 監査委員事務局 農業委員会事務局	避難所、病院、福祉施設等への応急給水に関する事
			給水に係る救援要請に関する事
	復旧班 (班長) 工務課長	工務課	水道施設の応急復旧に関する事
			水道施設復旧に係る救援要請等に関する事
調査復旧部 (部長) 建設部長 (副部長) 農林水産部長 森林局長 総括専門官	調査復旧班 (班長) 土木課長 (副班長) 農業振興課長	土木課 都市計画課 管理課 建築課 農業振興課 梅振興室 山村林業課 水産課 税務課 納税推進室	緊急輸送道路及び避難所の被害調査に関する事
			と
			危険箇所の調査に関する事
			緊急輸送道路の復旧に関する事
			市内各地域の被害状況の情報収集に関する事
			道路状況の把握に関する事
			公共施設の復旧工事に関する事
			応急仮設住宅用地に関する事
			避難所の応急復旧に関する事
			応急仮設住宅の建設に関する事
			民間建築物の復旧に関する事
			樋門等の開閉に関する事
			水路等農業用施設及び農地の被害調査に関する事
			越波扉の開閉に関する事
緊急物資等輸送用船舶の接岸岸壁の確保に関する事			
漁港施設及び漁港関連施設等の被害調査に関する事			
り災証明に関する事			
管内の家屋の被害状況の調査に関する事			

部(職)名	班(職)名	担当課	初動任務	
消防部 (部長) 消防長 (副部长) 消防次長 警防課長	消防班 (班長) 田辺消防署長 (副班長) 扇ヶ浜分署長	消防総務課	気象及び災害情報等の広報に関する事	
		警防課	消防部職員の招集及び消防団への出動要請に関する事	
		予防課	避難の指示等の伝達及び避難誘導に関する事	
		田辺消防署	災害現場活動に関する事	
		扇ヶ浜分署	管内巡視・潮位調査等災害情報の収集に関する事	
			応援要請に関する事	
	通信指令班 (班長) 警防課長 (副班長) 警防課参事 (指令センター長)	警防課		出動指令に関する事
				消防部職員の招集連絡に関する事
				無線運用に関する事
				防災行政無線による情報伝達に関する事
				消防に関する応援要請と受援活動に関する事
	支援班 (班長) 消防総務課長 (副班長) 庶務係長	消防総務課		支部間(支団間)の連絡調整に関する事
				消防部における資機材及び物資の調達補給に関する事
				消防団の資機材、燃料、食料等の調達に関する事
				消防団による広報に関する事
	消防情報班 (班長) 予防課長 (副班長) 予防係長	予防課		総合調整部との相互連絡に関する事
				報道機関からの連絡及び対応に関する事
				災害状況の記録に関する事

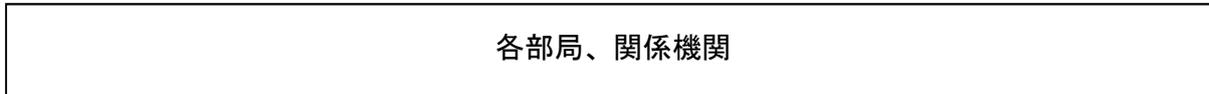
2 支部

部(職)名	班(職)名	担当課	初動任務
調整部 (部長) 総務課長	総務広報班 (班長) 総務係長	総務課	災害対策本部支部の設置及び運営に関すること
			被害情報ほか各種情報の収集及び集約に関すること
			支部の統括及び各部間の調整に関すること
			本部及び各支部間との連絡調整に関すること
			防災関係機関等との連絡調整に関すること
			防災関係機関への救援要請に関すること
			救援機関の受入対応に関すること
			気象及び災害情報の市民広報に関すること
			町内会等との連絡調整に関すること
			報道機関との連絡調整に関すること
安否情報の対応に関すること			
救護部 (部長) 住民福祉課長	救護衛生 避難所班 (班長) 保健福祉係長	住民福祉課 連絡所 診療所 熊野古道なかへち美術館	救護活動に関すること
			ボランティアの受入対応に関すること
			医療関係機関への救援要請に関すること
			仮設便所の設置に関すること
			避難所の設置に関すること
			避難者への対応に関すること
			所在確認調査及び救助要請に関すること
			遺体への対応に関すること
要配慮者の支援に関すること			
福祉施設入所者等の対応に関すること			
調達配給部 (部長) 教育事務所長	調達配給班 (班長) 教育事務所主任 又はこれに 準じる者	教育事務所 保育所	食料及び炊き出し材料・生活必需品の調達・搬送に関すること
			備蓄品の放出に関すること
			炊き出しに関すること
			救援物資の受入及び搬送に関すること
			避難所、病院、福祉施設等への応急給水に関すること
			給水に係る救援要請に関すること
水道施設復旧に係る救援要請に関すること			

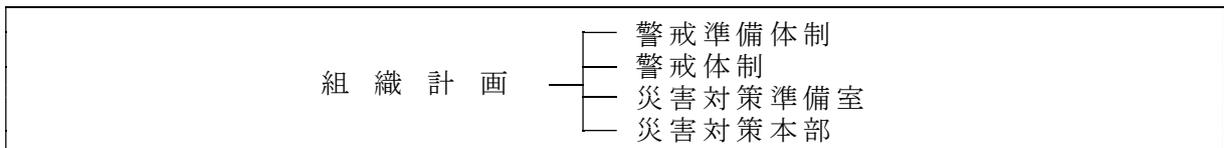
部（職）名	班（職）名	担 当 課	初 動 任 務
調査復旧部 （部長） 産業建設課長	調査復旧班 （班長） 農林土木係長	産業建設課 住民福祉課 (固定資産税担当)	管内の家屋の被害状況の調査に関する事
			緊急輸送道路及び避難所の被害調査に関する事
			避難所の応急復旧に関する事
			緊急輸送道路の応急復旧に関する事
			危険箇所の調査に関する事
			被害状況の情報収集に関する事
消 防 部 （部長） 消防分署長	消 防 班 （班長） 参事又は各係長	龍 神 分 署 中 辺 路 分 署 大 塔 分 署 本 宮 分 署	り災証明に関する事
			消防団の出動要請に関する事
			避難の指示等の伝達及び避難誘導に関する事
			災害現場活動に関する事
			管内巡視、災害情報の収集等に関する事

第2節 組織計画（地震・津波時）

《実施担当部局》



《対策の体系》



《対策の展開》

第1 警戒準備体制

危機管理局長又は行政局長は、地震・津波対策に関する警戒準備が必要と認めたときは、警戒準備体制をとるものとする。

1 発令の基準

気象庁から東海地震注意情報（注）が発表されたとき

（注）気象庁が異常を検知し、観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される。

2 組織

警戒準備体制は、危機管理局長、行政局長、防災まちづくり課及び行政局総務課の必要人員をもって構成する。なお、災害の状況に応じて体制を拡大又は縮小するものとする。

第2 警戒体制

危機管理局長又は行政局長は、津波注意報等により、災害の発生が予想されるとき、地震・津波情報等の収集伝達やその他災害対策に関する連絡調整に万全を期するため、警戒体制をとるものとする。

1 発令の基準

（1）和歌山県に津波注意報が発表されたとき

（2）地震が発生し、田辺市内で震度4を観測したとき

(3) 東海地震の警戒宣言(注)が発せられたとき

(注) 東海地震の発生のおそれがあると判断された場合に内閣総理大臣から発表される。

(4) その他総務部長又は行政局長が必要と認めたとき

2 組織

警戒体制は、原則として次の職員をもって構成する。なお、災害の状況に応じて体制を拡大又は縮小するものとする。

	配備の基準	担当部課名
警戒体制	① 和歌山県に津波注意報が発表されたとき	<ul style="list-style-type: none"> ■本庁等 ○危機管理局長 ○全部長級職員 ○防災まちづくり課長、総務課長、企画広報課長、自治振興課長、情報政策課長、秘書課長、福祉課長、やすらぎ対策課長、障害福祉室長、健康増進課長、観光振興課長、農業振興課長、水産課長、都市計画課長、管理課長、土木課長、建築課長、教育総務課長、学校教育課長、生涯学習課長 ○防災まちづくり課の全職員 ○各課等の指定職員等 ■各行政局管内 ○行政局長 ○総務課長 ■消防本部 田辺市消防計画による体制
	② 地震が発生し、田辺市内で震度4を観測したとき ③ 東海地震の警戒宣言が発令されたとき ④ 危機管理局長又は行政局長が必要と認めたとき	<ul style="list-style-type: none"> ■本庁等 ○危機管理局長 ○全部長級職員 ○以下の課等の長 防災まちづくり課長、総務課長、企画広報課長、自治振興課長、情報政策課長、秘書課長、税務課長、納税推進室長、市民課長、環境課長、廃棄物処理課長、福祉課長、子育て推進課長、やすらぎ対策課長、障害福祉室長、健康増進課長、農業振興課長、水産課長、山村林業課長、観光振興課長、都市計画課長、管理課長、土木課長、建築課長、教育総務課長、学校教育課長、生涯学習課長、スポーツ振興課長、議会事務局次長、工務課長 ○防災まちづくり課の全職員 ○各課等の指定職員等 ■各行政局管内 ○行政局長 ○総務課長、住民福祉課長、産業建設課長、教育事務所長

		○総務課の全職員 ○各課等の指定職員 ■消防本部 田辺市消防計画による体制
--	--	---

3 解除の基準

- (1) 津波注意報等が解除され、災害のおそれが解消したとき
- (2) 危機管理局長又は行政局長が必要なしと認めたとき

4 その他

- (1) 課等の長は、職員の非常招集にそなえ、連絡体制を整えておかなければならない。
- (2) 各課等の指定職員の必要人員は、課等の長の裁量によるものとする。
- (3) 課等の長等は、警戒体制時の人員について、危機管理局（行政局総務課）へ速やかに報告しなければならない。
- (4) 課等の長等は、被害状況等を把握した場合には、危機管理局（行政局総務課）へ速やかに報告しなければならない。
- (5) 警戒体制を解除した場合は、危機管理局（行政局総務課）から課等の長等に伝達する。ただし、警戒体制に引き続いて準備室又は本部を設置したときは、警戒体制は自動的に解除する。

第3 災害対策準備室

総務部担当副市長は、警戒体制で十分な対応ができない場合には、本部設置前の体制として災害対策準備室（以下「準備室」という。）を設置する。また、行政局には準備室分室を置く。

1 発令の基準

- (1) 和歌山県に津波警報が発表されたとき
- (2) その他総務部担当副市長が必要と認めたとき

2 組織

準備室及び準備室分室は、原則として次の職員をもって構成する。なお、災害の状況に応じて体制を拡大又は縮小するものとする。

	配備の基準	担 当 部 課 名
災 害 対 策 準 備 室	① 和歌山県に津波警報が発表されたとき ② その他総務部担当副市長が必要と認めたとき	<ul style="list-style-type: none"> ■本庁等 <ul style="list-style-type: none"> ○副市長 ○教育長 ○危機管理局長 ○課長級以上の全職員 ○防災まちづくり課、総務課、秘書課、企画広報課、自治振興課、情報政策課及び議会事務局の全職員 ○勤務場所が本庁舎、市民総合センター、田辺市ごみ処理場、給食センター、田辺スポーツパーク又は水道事業所の職員で、かつ旧田辺市内に居住している職員 ○各課等の指定職員等 ■各行政局管内 <ul style="list-style-type: none"> ○行政局長 ○課長級以上の全職員 ○総務課の全職員 ■消防本部 田辺市消防計画による体制

3 廃止の基準

- (1) 総務部担当副市長が必要なしと認めたとき

4 その他

- (1) 準備室の室長は総務部担当副市長とし、副室長はその他の副市長とする。また、行政局に設置する準備室分室の分室長は行政局長とし、副分室長は総務課長とする。
- (2) 準備室及び準備室分室は情報の収集、被害の状況の取りまとめ及び発表、報告その他所要の連絡調整にあたるものとする。
- (3) 準備室で行う情報の収集、被害状況の取りまとめ、災害対応等については、必要に応じて特別調整班を設置し行うものとする。
- 準備室特別調整班員は以下のとおりとする。(◎は班長 ○は副班長)
 - ◎防災まちづくり課長 ○総務課長 ○管理課長 ○消防総務課長
 - 企画広報課長 市民課長 福祉課長 農業振興課長 水産課長
 - 山村林業課長 都市計画課長 土木課長 教育総務課長 議会事務局次長
- (4) 準備室及び準備室分室の事務分担は、災害対策本部設置時の事務分掌に準じ、状況に応じて適宜行うものとし、職員の配置及び人員については課等の長の裁量によるものとする。
- (5) 準備室及び準備室分室を廃止した場合は、危機管理局（行政局総務課）から課等の長等に伝達する。ただし、準備室体制に引き続いて災害対策本部を設置したときは、準備室体制は自動的に解除する。

第4 災害対策本部

市域で相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市長は、「田辺市災害対策本部」（以下「本部」という。）を設置し、各部局の職員のほか、各行政委員会事務局等の職員を総括し、災害予防及び災害応急対策の実施を強力に推進する。また、各行政局に支部を設置する。

なお、この際、法令等に基づき他に設置されている「水防本部」等は、本部の中の担当部に吸収し、組織の一元化を図る。

1 設置及び廃止の手続

(1) 設置の基準

- ア 地震が発生し、市内で震度5弱以上を観測したとき
- イ 和歌山県に大津波警報が発表されたとき
- ウ 災害救助法の適用を必要とする災害が発生したとき、又は発生するおそれがある場合において市長が必要と認めたとき

(2) 設置の手続

- ア 本部等の設置については、原則として本部長が本部会議を招集し、その議を経てこれを決する。
- イ 勤務時間外等の事情により、アの手続きを経るとまがないと認められる場合は、本部長又は副本部長若しくは本部員が専決し、その結果を本部会議に報告する。

(3) 廃止の基準

- ア 市内において、災害が発生するおそれが解消したと認めたとき
- イ 災害応急対策がおおむね完了したと認めたとき
- ウ その他本部長が必要なしと認めたとき

(4) 廃止の手続

防災活動の収束に伴い、本部長は平常業務との関係から逐次、部の配備解除を命ずる。ただし、本部を完全に廃止するまでの間は、必要な部の要員を指定し、残務整理させるものとする。

(5) 本部の設置、廃止の通知

本部長は、本部を設置し、又は廃止したときは、知事、市防災会議委員、報道機関等にその旨を通知する。

2 本部の設置場所

本部室は、原則として本庁舎3階第一会議室に設置する。ただし、本庁舎に設置することが不可能な場合は、本庁舎別館3階大会議室又は紀南文化会館4階研修室、もしくは消防本部3階災害対策本部室に設置するものとする。

また、支部は各行政局会議室に設置するものとする。

なお、本部室・支部室には、臨時電話、パソコン、ラジオ、テレビ、携帯無線、防災地図等の機材を備え付け、災害情報の収集・集約を行う。

3 組織編成

本部の組織編成は、「田辺市災害対策本部条例」及び本計画の定めるところによるものとする。

(1) 組織

本部の組織は、原則として下記の図の職員をもって構成する。なお、災害の状況に応じて体制を拡大又は縮小するものとする。

【田辺市災害対策本部組織図】

※P3-9 参照

【災害対策本部体制化における部・班名称の早見表】

※P3-10, 11 参照

(2) 指揮命令系統の確立

本部長に事故があるときは、総務部担当副市長、その他の副市長、教育長、危機管理局長の順位で、また、支部長に事故があるときは、総務課長、産業建設課長、住民福祉課長、教育事務所長の順位により指揮をとる。

(3) 本部・支部会議の開催

災害対応の基本方針を協議決定するため本部会議を開催し、迅速かつ的確な災害応急対策の実施を期するとともに、各部及び各支部との密接な連携を図り、災害の実態に即した応急対策を実施するものとする。

本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、本部長が必要に応じて招集する。

また、支部会議は、支部長、副支部長、及び支部員をもって構成し、支部長が必要に応じて招集する。

(4) 編成及び事務分掌

本部及び支部に部及び班を設け、本部の各部に部長・副部長を、各班に班長・副班長を置き、支部の各部に部長を、各班に班長を置く。

ただし、支部については、必要に応じて部長・班長の指名により、部に副部長、班に副班長を置くことができるものとする。

① 各部

a 部長は、本部長の命を受けて、部に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

b 副部長は、部長を補佐し、部長に事故がある時は、その職務を代理する。

c 総合調整部には、必要に応じて特別調整班を置き、情報の収集、被害状況の取りまとめ、災害対応の方針を協議する。

●本部特別調整班員は以下のとおりとする。(◎は班長 ○は副班長)

◎防災まちづくり課長 ○総務課長 ○管理課長 ○消防総務課長

企画広報課長 市民課長 福祉課長 農業振興課長 水産課長

山村林業課長 都市計画課長 土木課長 教育総務課長 議会事務局次長

② 各班

- a 班長は、当該班の分掌事務について、部長・副部長を補佐するとともに、その命を受けて、災害応急対策等の処理にあたる。
- b 副班長は、班長を補佐し、班長に事故があるときは、その職務を代理する。
- c 各班に属する班員は、班長等の命を受けて、災害応急対策等の処理にあたる。

(5) 職員の証票等

- ア 災害緊急対策において、職員が災害対策基本法に基づき施設・家屋又は物資の所在する場所若しくは物資を保管する場所に立ち入り、検査等を行う場合における証票は、職員証とする。
- イ 本部・支部職員のうち、災害応急対策の実施にあたるものは腕章を着用する。

4 その他

- (1) 各支部において、応援職員を必要と認める場合には、各支部があらかじめ指定した職員に支部長から応援を要請する。
なお、それでも人員が不足する場合には近隣の支部に要請し、なおかつ人員が不足する場合には、本部に要請する。
また、本部において人員が不足する場合には、各支部に応援を要請するものとする。
- (2) 本部設置時において、動員を要しなかった職員は、本部を閉鎖するまでの間、被害拡大時の動員配備に備え、待機体制をとっておくものとする。

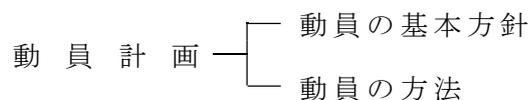
【各部・班の事務分掌】 P3-14～19 参照

第3節 動員計画

《実施担当部局》

各部局、関係機関

《対策の体系》



《対策の展開》

第1 動員の基本方針

災害が発生した場合又は発生のおそれがあることを察知したときは、原則として、参集指令を待つことなく所属の勤務場所又はあらかじめ指定された場所に参集するものとする。

第2 動員の方法

1 自主参集による場合

(1) 自主参集基準

ア 警戒準備体制の配備職員が自主登庁しなければならない場合

- ① 田辺市田辺、田辺市龍神、田辺市中辺路、田辺市大塔、田辺市本宮のいずれかに大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪又は高潮のいずれかの警報が発表されたとき
- ② 気象庁から東海地震注意情報が発表されたとき

イ 警戒体制の配備職員が自主登庁しなければならない場合

- ① 市内で震度4を観測したとき
- ② 和歌山県に津波注意報が発表されたとき

ウ 災害対策準備室の配備職員が自主登庁しなければならない場合

- ① 和歌山県に津波警報が発表されたとき

エ 全職員が自主登庁しなければならない場合

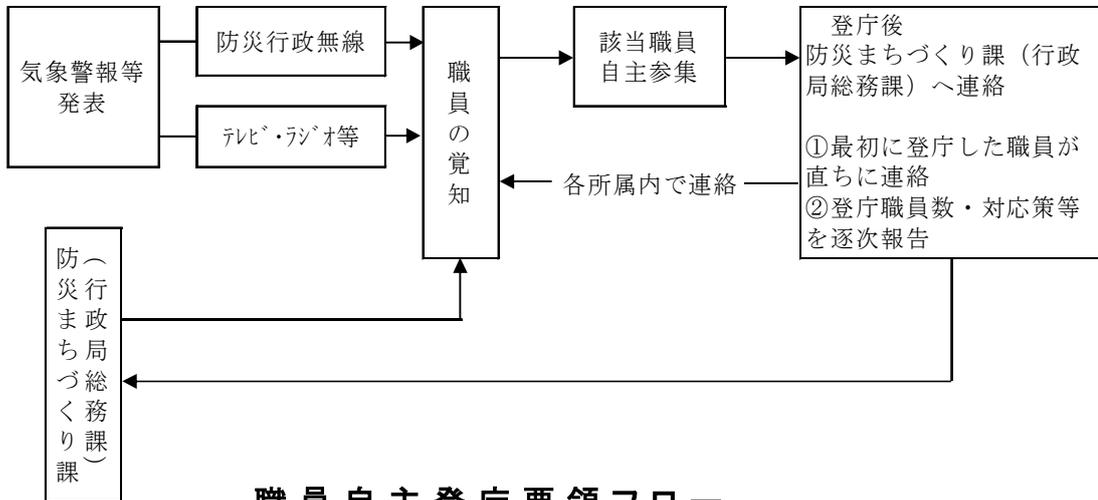
- ① 市内で震度5弱以上を観測したとき
- ② 和歌山県に大津波警報が発表されたとき

(2) 参集のための確認方法

- ア 市防災行政無線放送や防災・行政メール、テレビ等で気象警報等の発表を確認する。
- イ 地震を体感したらすぐにテレビ等で震度を確認する。

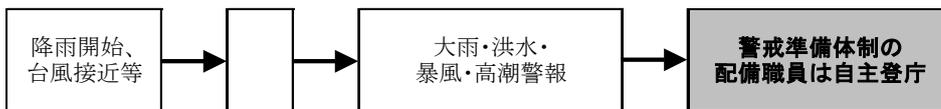
ウ 市防災行政無線放送やテレビ等で津波警報、津波注意報の発表を確認する。

※南海トラフ巨大地震に関する参集基準については、「南海トラフ巨大地震による津波警報発表時の職員行動・参集ガイドライン」参照

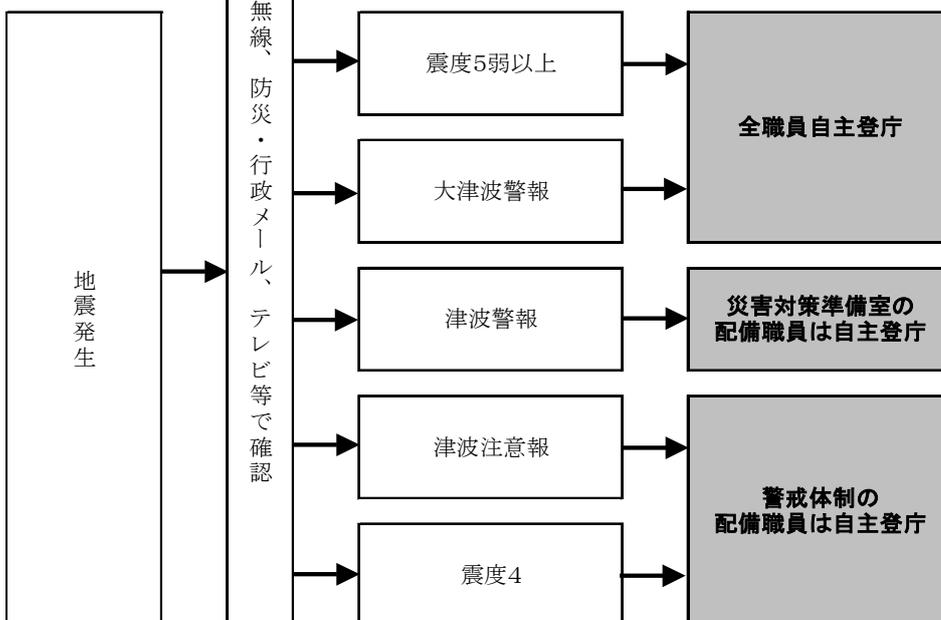


職員自主登庁要領フロー

■風水害等の場合



■地震・津波の場合



2 招集による場合

職員は、災害が発生した場合又は発生のおそれがあるため、参集指令があったときは、速やかに所属の勤務場所又はあらかじめ指定された場所若しくは新たに指定された場所に参加しなければならない。

(1) 勤務時間内の伝達方法

ア 防災まちづくり課（本部が設置されたときは総合調整部）は、本庁においては庁内放送により、行政局及びその他の施設へは電話又は伝令により参集指示の伝達を行う。

イ 課等の長は、所属職員に対し電話等により、参集指示を行う。この場合の伝達方法は、各課等においてそれぞれ定めておくものとする。

ウ 庁内放送文例

【風水害等時】

基準	庁内放送文例
気象警報等	「ただいま田辺市〇〇に〇〇警報が発表されました。地域防災計画に定める「警戒準備体制」（または「警戒体制」）に入りますので、関係各課は所定の行動を開始してください。」
	「ただいま田辺市〇〇に〇〇警報が発表されました。災害対策本部（又は災害対策準備室）を設置します。各部長は第一会議室に至急集合してください。（関係各課は所定の行動を開始してください。）」

【地震・津波時】

基準	庁内放送文例
震度 4	「ただいま〇〇〇を震源地とした地震が発生しました。本市の震度は「4」でした。地域防災計画に定める「警戒体制」に入ります。職員は負傷者等の有無を確認し、直ちに所定の行動を開始してください。」
震度 5 弱 以上	「ただいま〇〇〇を震源地とした地震が発生しました。本市の震度は△△でした。災害対策本部を設置します。職員は負傷者等の有無を確認し、直ちに所定の行動を開始してください。各部長は第一会議室（紀南文化会館4階もしくは別館大会議室、もしくは消防本部庁舎）に至急集合してください。」
津波注意報	「ただいま和歌山県に津波注意報が発表されました。地域防災計画に定める「警戒体制」に入りますので、関係各課は所定の行動を開始してください。」
津波警報	「ただいま和歌山県に津波警報が発表されました。災害対策本部（災害対策準備室）を設置します。関係各課は所定の行動を開始してください。各部長は第一会議室（紀南文化会館4階又は別館大会議室、もしくは消防本部庁舎）に至急集合してください。」

(2) 勤務時間外の招集伝達方法

招集の伝達は、災害時職員緊急連絡網図（P3-31）を用い、電話等により行うものとする。

(3) 行政局から指名している職員の招集手順

行政局長は、台風及び大雨・洪水・暴風警報の発表（地震・津波警報・津波注意報は自主参集基準によるため除く。）により管内での被害が予想される場合、あるいは災害後の復旧に行政局の体制が整わないと判断した時には、危機管理局と協議したうえで、あらかじめ指名した職員（田辺市職員災害対応マニュアル参照）に直接招集をかける。この場合、招集する職員の安全を考慮し、早い段階で招集決定を行う。

3 動員対象から除外する職員

次に掲げる者は、動員対象から除外する。これに該当する者は、可能な限り速やかに所属長に連絡し、以後の指示を受ける。

(1) 身体の故障等により、許可を受けて休養中の者

(2) 前号に掲げる者のほか、所属長がやむを得ない理由のため参集できないと認めた者

4 参集状況の報告

(1) 勤務時間内の場合

所属長は、所属職員数を速やかに危機管理局（災害対策本部が設置されたときは総合調整部総務班）に報告しなければならない。以降、災害の状況により大幅に職員数の増減があった場合にも、その都度報告を行うものとする。行政局においては、総務課（災害対策本部支部が設置されたときは調整部総務広報班）でとりまとめを行う。

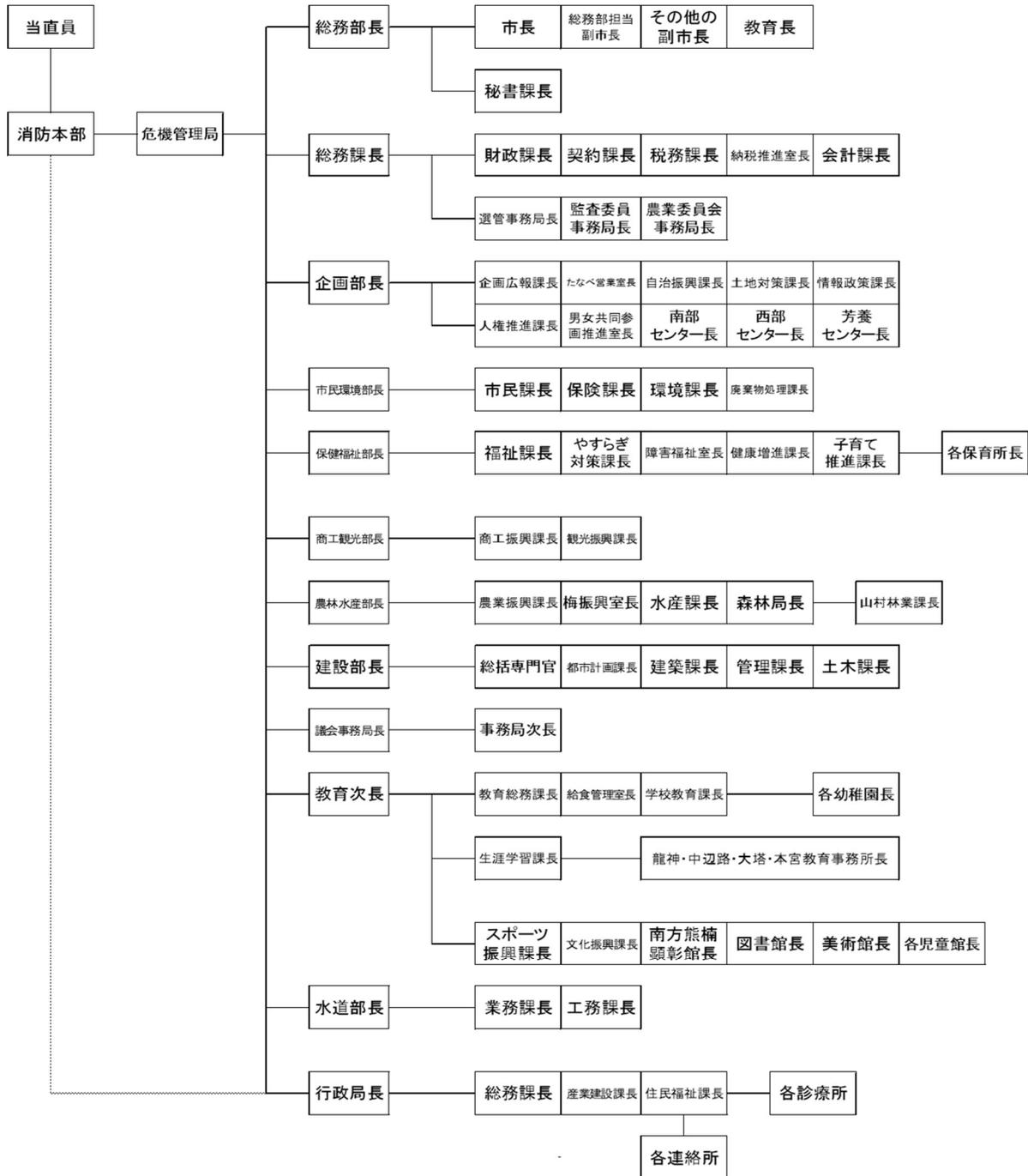
(2) 勤務時間外の場合

各課等で最初に登庁した職員は、速やかに危機管理局（災害対策本部が設置されたときは総合調整部総務班）に、行政局においては、総務課（災害対策本部支部が設置されたときは調整部総務広報班）に登庁した旨を報告しなければならない。所属長（所属長が登庁していない場合は、登庁した職員の最上級の者）は、以後参集が完了するまでの間1時間ごとに参集人員数を報告するものとする。

(3) 行政局からの報告

各行政局総務課長は、とりまとめた参集人員数を速やかに危機管理局（災害対策本部が設置されたときは総合調整部総務班）に報告するものとし、以後、上記（1）の場合は随時、（2）の場合は1時間ごとに参集人員数を報告するものとする。

災害時職員緊急連絡網



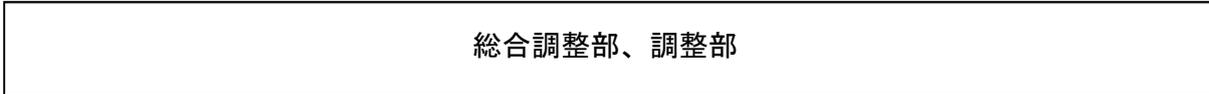
* 各行政局単位で緊急に連絡が必要な場合には、消防本部から直接行政局長に連絡する。

第4節 水防計画

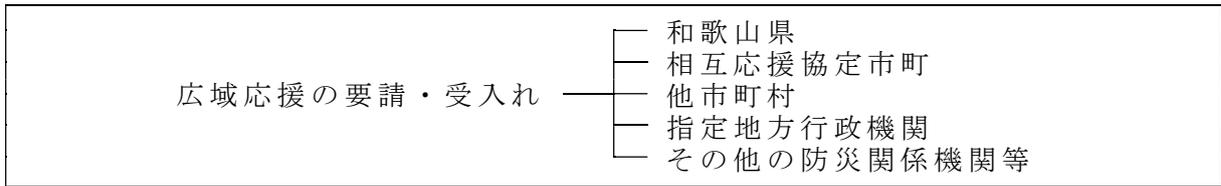
水防法第33条の規定に基づき、同法第1条の目的を達成するため、田辺市管内の各河川及びため池、低地帯等に対する水防上必要な監視、警戒、通信連絡等水防機関の活動については、田辺市水防計画を別に定める。

第5節 広域応援の要請・受入れ

《実施担当部局》



《対策の体系》

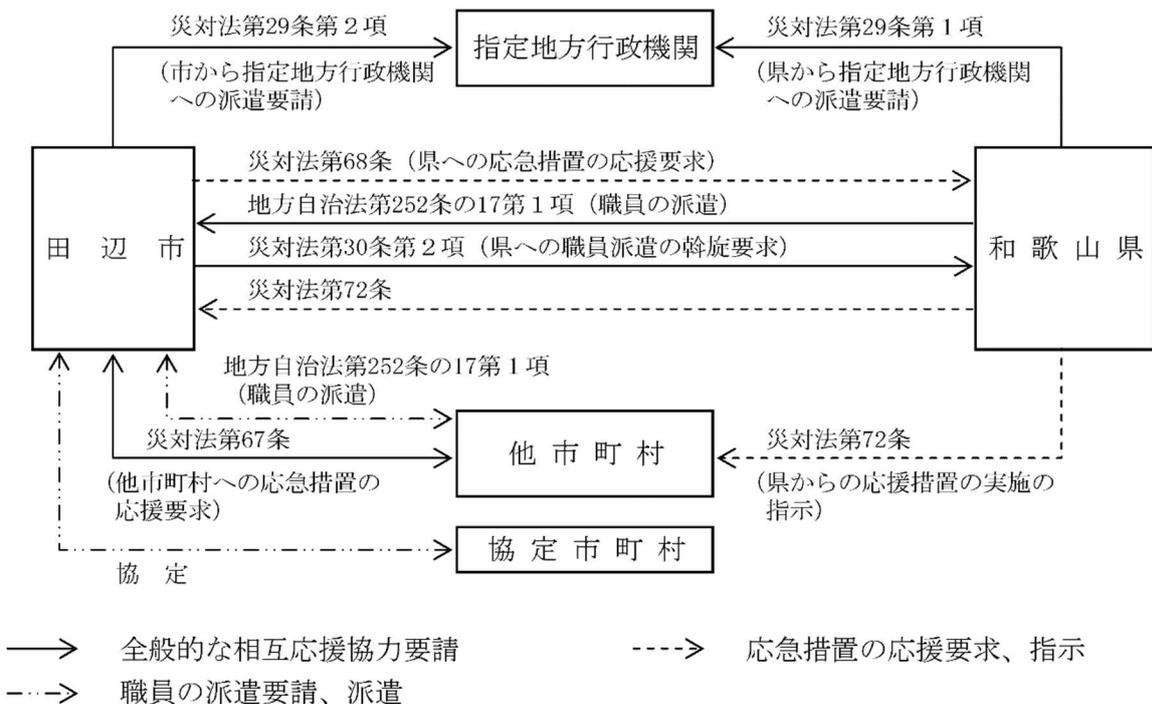


《対策の展開》

災害時において、被害程度が甚大であり市職員のみをもってしては対処しえないと判断した場合は、迅速に県、他市町村及び防災関係機関等への応援・協力を求め、災害応急対策を円滑に実施する。

法律、協定に基づく応援協力の要請系統は、次のとおりである。

【法律、協定に基づく応援協力の要請系統】



第1 和歌山県

1 職員派遣のあっせん

- (1) 市長は、災害応急対策又は災害復旧のために必要があると認めるときは、知事に対し次の必要事項を記載した文書をもって、職員の派遣についてのあっせんに求めることができる。ただし、緊急を要し文書をもってすることができないときは、電話・口頭等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。
- (2) 知事から他市町村等への協力を指示されたときは、自らの応急対策に支障のない限り積極的に協力するものとする。

2 必要事項

- (1) 派遣を必要とする理由
(2) 職種別人員
(3) 必要とする期間
(4) 職員の給与その他の勤務条件
(5) その他参考事項

3 経費負担

国・県からの応援及び知事の職員の派遣のあっせんにより派遣された職員に対する給与及び経費の負担方法は、法令に基づき行う。

【連絡先】

名 称	電 話	F A X	県防災情報システム
和歌山県災害対策課	073-441-2262	073-422-7652	300-403
西牟婁振興局総務県民課	0739-26-7906	0739-26-7913	360-400

第2 相互応援協定市町村

1 三市災害相互応援協定

【締結市及び担当部局】

市 名	担当部局	電 話	F A X	地域衛星通信ネットワーク (県防災電話)
羽曳野市 (大阪府)	市長公室危機管理室	072 958-1111	072 957-1371	TEL:7-027-200-522-8900 FAX:7-027-200-522-8800
橿原市 (奈良県)	生活安全部危機管理課	0744 21-1104	0744 23-2511	TEL:7-029-205-8730 FAX:7-029-205-490

(1) 相互応援の範囲

次に掲げる事項を要請することができるものとする。

- ア 災害援助及び防御のための職員の応援及び救援物資、機械器具等の提供
- イ その他応急対策活動に必要な措置

(2) 経費負担

ア 応援側が負担するもの

- ① 応援隊員の災害補償及び公務災害補償に要する経費
- ② 人件費、被服費及び雑費
- ③ 機械器具の破損の修理及び燃料費

イ 受入側が負担するもの

- ① 応援活動が長期間にわたる場合の燃料及び食料費
- ② 建築物、工作物又は土地に対する補償

(3) データの保管

ア 平時における住民データ等、重要データの相互保管

2 附家老関係5市大規模災害時における相互応援に関する協定

【締結市及び担当部局】

市名	担当部局	電話	地域衛星通信ネットワーク (県防災電話)
愛知県犬山市	生活環境部防災安全課	0568-44-0346	TEL:7-023-715-1391 FAX:19-023-715-1150
岐阜県海津市	消防本部消防課	0584-53-3636	TEL:7-021-432-2 FAX:7-021-432-719
和歌山県新宮市	総務部防災対策課	0735-21-5422	TEL:7-030-270-400 FAX:7-030-270-499
茨城県高萩市	総務部総務課	0293-24-0636	TEL:7-008-711-409 FAX:7-008-711-300

(1) 応援の種類

応援の種類は、次のとおりとする。

- ア 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- イ 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧に必要な資機材の提供
- ウ 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- エ 救助及び復旧活動に必要な職員の派遣
- オ 前各号に掲げるもののほか、特に必要があると附家老関係5市が認めたもの

(2) 応援経費

応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- ア 職員の派遣に要する経費 応援を行う市の負担
- イ 前号に掲げるもののほか、応援物資の調達その他応援に要する経費 応援を受ける市の負担

3 合気道創設者ゆかりの友好都市間における災害時相互応援に関する協定

【締結市町及び担当部局】

市 町 名	担 当 部 局	電 話 F A X	地域衛星通信ネットワーク (県防災電話)
北海道遠軽町	総務部総務課	TEL:0158-42-4811 FAX:0158-42-3688	TEL:7-001-677-899 FAX:7-001-677-10
京都府綾部市	総務部総務課	TEL:0773-42-3280 FAX:0773-42-4406	
茨城県笠間市	総務部総務課	TEL:0296-77-1101 FAX:0296-78-0612	TEL:7-008-738-409 FAX:7-008-738-300

(1) 応援の種類

応援の種類は、次のとおりとする。

- ア 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- イ 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- ウ 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- エ 消火、救援、医療、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣
- オ ボランティアのあっせん
- カ 被災児童・生徒の教育機関への受入れ及びあっせん
- キ 被災者を一時的に受け入れるための施設の提供及びあっせん
- ク 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(2) 応援経費

応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- ア 職員の派遣に要する経費 応援を行う市町の負担
- イ 前号に掲げるもののほか、資機材及び物資の提供その他応援に要する経費 応援を受ける市町の負担

4 紀南10市町村災害時相互応援に関する協定

【締結市町村及び担当部局】

市 町 村 名	担 当 部 局	電 話 F A X	地域衛星通信ネットワーク (県防災電話)
白浜町	総務課危機管理室	TEL: 0739-43-5555 FAX: 0739-43-5353	TEL:7-030-261-400 FAX:7-030-261-499

上富田町	総務政策課	TEL: 0739-34-2370 FAX: 0739-47-4005	TEL:7-030-262-400 FAX:7-030-262-499
すさみ町	総務課防災対策室	TEL: 0739-55-4802 FAX: 0739-55-4810	TEL:7-030-263-400 FAX:7-030-263-499
新宮市	総務部防災対策課	TEL: 0735-23-3334 FAX: 0735-21-5422	TEL:7-030-270-400 FAX:7-030-270-499
那智勝浦町	総務課	TEL: 0735-52-4811 FAX: 0735-52-6543	TEL:7-030-271-400 FAX:7-030-271-499
太地町	総務課	TEL: 0735-59-2335 FAX: 0735-59-2801	TEL:7-030-272-401 FAX:7-030-272-499
古座川町	総務課	TEL: 0735-72-0180 FAX: 0735-72-1858	TEL:7-030-273-405 FAX:7-030-273-499
北山村	総務課	TEL: 0735-49-2331 FAX: 0735-49-2207	TEL:7-030-274-402 FAX:7-030-274-499
串本町	総務課	TEL: 0735-62-0555 FAX: 0735-62-4977	TEL:7-030-275-402 FAX:7-030-275-499

(1) 応援の種類

応援の種類は、次のとおりとする。

- ア 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- イ 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧に必要な資機材の提供
- ウ 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- エ 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- オ 前各号に掲げるもののほか、特に必要があるもの

(2) 応援経費

応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- ア 職員の派遣に要する経費 応援を行う市町の負担
- イ 前号に掲げるもののほか、応援物資の調達その他応援に要する経費 応援を受ける市町村の負担

※ 田辺市防災協定締結一覧は「資料編7-15(P資7-24)」を参照

第3 他市町村

市長は、上記協定市町村の応援でもなお十分な災害応急対策が実施できないと認めるときは、他市町村の長等に対し応援を要請する。

他市町村からの応援に従事する者は、総合調整部において受け入れ、本部の指揮のもとで行動する。

第4 指定地方行政機関

1 田辺海上保安部に対する災害応急対策の実施の要請

(1) 市長は、必要があると認めるときは、次の事項を明らかにした要請書により、田辺海上保安部に対し、応急対策の実施を要請するものとする。なお、急を要するときには、口頭により行い、事後速やかに文書により要請する。

- ア 要請者の氏名（職業、地位）
- イ 災害の状況及び支援活動を要請する理由
- ウ 支援活動を要請する期間
- エ 支援活動を必要とする区域及び活動内容
- オ その他参考となるべき事項

また、田辺海上保安部との連絡が困難な場合には、第五管区海上保安部若しくは他の海上保安庁の事務所又は巡視船艇若しくは航空機に対し、直接要請するものとする（防災相互通信波により、海上保安庁の事務所、巡視船艇・航空機と交信可能な場合がある）。

【要請先】

名 称	電 話	F A X	防災相互通信 用無線周波数
田辺海上保安部	0739-22-2000 0739-22-2001 0739-22-2002 0739-22-2008 0739-24-4999	0739-22-9670	158.35MHz
串本海上保安署	0735-62-0226	0735-62-0226	
第五管区海上保安本部	118(局番なし)	—	

(2) 海上保安庁の支援活動の内容

- ア 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送
- イ 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供
- ウ その他、県及び市が行う災害応急対策の支援

2 その他の指定地方行政機関に対する職員の派遣要請

市長は、本部が設置された場合において、災害応急対策又は災害復旧のために必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請する。職員の派

遣要請は、和歌山県への職員の派遣のあつせんを求める場合に準じた文書をもって行わなければならない。

第5 その他の防災関係機関等

1 協力を要請する業務

災害時に業種別の民間団体及び事業所へ協力を要請する業務は、おおむね以下のとおりである。

- (1) 異常現象、災害危険箇所を発見した場合の市又は防災関係機関への通報
- (2) 災害に関する予警報、その他の情報など地域住民への伝達
- (3) 災害時における広報広聴活動
- (4) 災害時における出火の防止及び初期消火活動
- (5) 避難誘導、負傷者の救出・搬送等被災した市民に対する救助・救護活動
- (6) 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分及び輸送等の業務
- (7) 被害状況調査
- (8) 被災地域内の秩序維持
- (9) 道路啓開^(注)活動、公共施設等の応急復旧作業活動
- (10) 応急仮設住宅の建設等の業務
- (11) 生活必需品の調達等の業務
- (12) その他市が行う災害応急対策業務

(注) 道路啓開：災害時に発生した道路上の障害物、崩土、電柱・建物等の倒壊物、落下物、及び放置車両等を除去し、また、道路の陥没・き裂・段差等の応急補修を行って、車両用走行帯を確保すること。

2 協力要請の方法

災害時における協力要請の方法については、あらかじめ協定により定めるところによる。なお、要請にあたっては、可能な限り以下の事項を明らかにして行う。

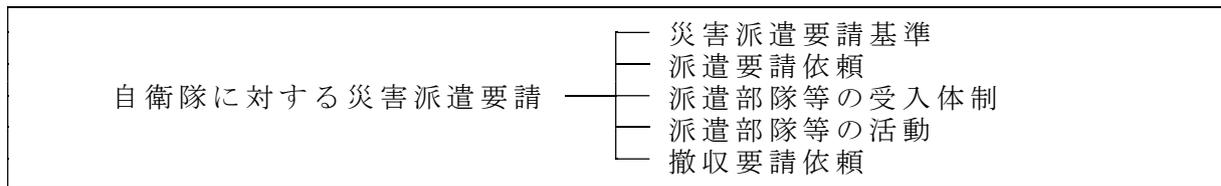
- (1) 活動の内容
- (2) 協力を希望する人数
- (3) 調達を要する資機材等
- (4) 協力を希望する地域及び期間
- (5) その他参考となる事項

第6節 自衛隊に対する災害派遣要請

《実施担当部局》

総合調整部

《対策の体系》



《対策の展開》

第1 災害派遣要請基準

- 1 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市長は、市民の生命又は財産を保護するために必要と認めるときは、知事に対して自衛隊の災害派遣を依頼するものとする。
自衛隊の災害派遣を依頼する目安としては、以下のとおりとする。
 - (1) 人命救助のための応援を必要とするとき
 - (2) 水害、高潮、土砂災害等の災害が発生したとき、又は災害の発生が予想され、緊急の措置に応援を必要とするとき
 - (3) 救助物資の輸送のため応援を必要とするとき
 - (4) 主要道路の応急復旧に応援を必要とするとき
 - (5) 応急措置のための医療、防疫、給水及び通信支援等の応援を必要とするとき
- 2 自衛隊は事態が緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められるときは、自衛隊の自主的判断に基づき部隊等を派遣することができる。

第2 派遣要請依頼

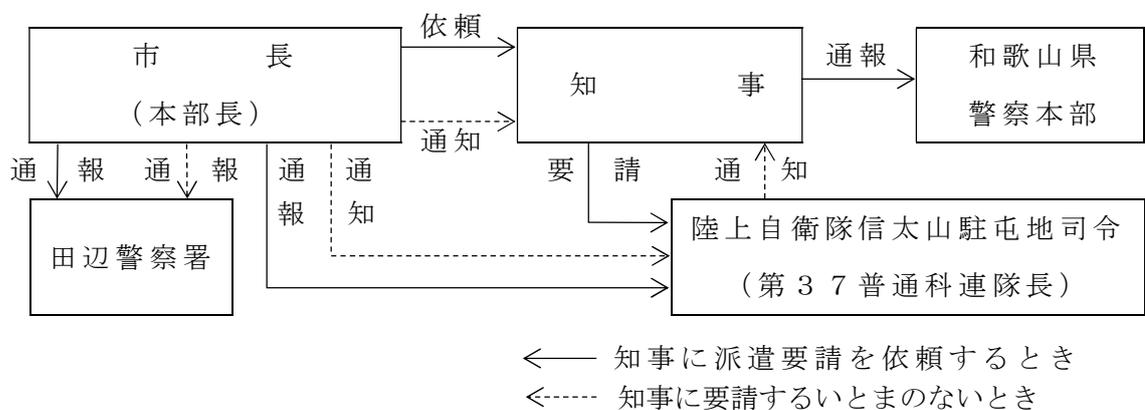
- 1 知事に対し自衛隊の災害派遣を依頼するときは、次に掲げる事項を明らかにし、電話又は口頭をもって西牟婁振興局を經由して県に依頼するものとし、事後速やかに「部隊等の派遣要請書（資料編6-2（P資6-2）」を提出する。
また、関係機関に対しても通報するものとする。
 - (1) 災害の状況及び派遣を要請する理由

- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) 派遣時における特殊携行装備又は作業の種類
- (5) 派遣地への最適経路
- (6) 連絡場所及び現地責任者の氏名並びに標識又は誘導地点とその標示
- (7) その他参考となるべき事項

2 通信途絶等により知事に対し派遣要請の依頼ができないときは、その旨及び災害の状況を自衛隊に直接通知するものとする。

この場合、市長は速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

【派遣要請系統図】



【連絡窓口】

陸上自衛隊第37普通科連隊長		連絡先	0725-41-0090 (代表)		
昼間	第3科 (内429)	夜間	当直司令室 (内302)	県防災情報システム	392-400

第3 派遣部隊等の受入体制

自衛隊の派遣が決定した場合、次の点に留意して派遣部隊の活動が十分に行えるよう努めるものとする。

- (1) 自衛隊の宿泊施設又は野営地及び車両・機材等の保管場所の準備をする。
- (2) 派遣部隊及び県との連絡職員を指名し、連絡にあたらせる。
- (3) 作業実施期間中は、現場に責任者を置き、自衛隊現地指揮官と協議し、作業の推進を図る。
- (4) 派遣部隊の行う応急復旧に必要な機材等は、できる限り市で準備し、速やかに活動できるように努める。

第4 派遣部隊等の活動

災害派遣時に実施する救援活動の具体的内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況等のほか都道府県知事等の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常次のとおりとし、関係機関と連携しつつ必要な協力を実施する。

(1) 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い被害の状況を把握する。

(2) 海難の援助

海難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

(3) 遭難者等の捜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、捜索救助を行う。

(4) 水防活動

堤防、護岸の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。

(5) 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。

(6) 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が決壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去にあたる。

(7) 応急医療、救護及び防疫

被災者に対し、応急医療、救護の必要がある場合は、救護又は搬送を行う。

(8) 人員及び物資の緊急輸送

医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

(9) 炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

(10) 物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。

(11) 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

(12) その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

第5 撤収要請依頼

災害の救援が市等の機関をもって実施できる状況となり、派遣部隊の救援を要しない状態となった場合は、市長は派遣部隊の撤収について、派遣部隊の長と協議の上、「部隊等の撤収要請（資料編6-3(P資6-3)）」に記載する事項を明らかにして知事に提出する。

記載を要する事項は以下のとおりである。

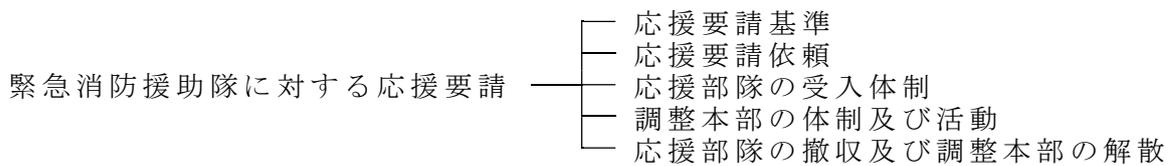
- (1) 撤収日時
- (2) 撤収を要請する理由
- (3) その他

第7節 緊急消防援助隊に対する応援要請

《実施担当部局》

消防部、総合調整部

《対策の体系》



《対策の展開》

第1 応援要請基準

- 1 緊急消防援助隊の応援要請の基準は、以下のとおりとする。
 - (1) 被害の状況から市の消防力及び県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したとき
 - (2) 毒性物質、放射性物質等の発散など特殊な災害に対処するため特別の必要があると判断したとき
 - (3) 人命救助、緊急輸送等のため航空部隊の応援が必要と判断したとき
- 2 消防庁長官は、災害の規模等に照らし緊急を要し、知事又は市長の要請を待ついとまがないと認められるときは、自らの判断に基づき応援出動等の措置をとることができる。

第2 応援要請依頼

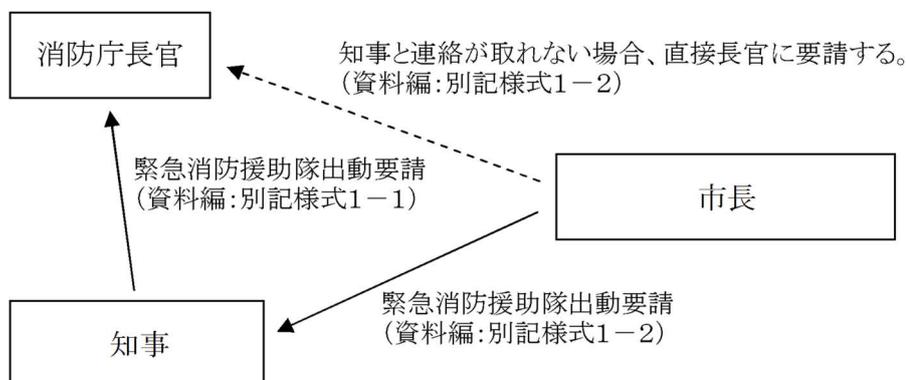
1 応援要請の依頼先

- (1) 知事 県災害対策課 TEL 073-441-2262 FAX 073-422-7652
県防災電話 TEL 300-403 FAX 300-499
- (2) 消防庁長官 総務省消防庁応急対策室 TEL 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537
地域衛星通信ネットワーク（県防災電話）TEL 7-048-500-90-43423 FAX 7-048-500-49033
【夜間・休日】TEL 7-048-500-90-49102 FAX 7-048-500-49036

2 知事又は消防庁長官に対し緊急消防援助隊の応援要請を行うときには、次に掲げる事項を明らかにし、「緊急消防援助隊応援要請連絡（資料編6-4（P資6-4）」により要請を行う。

- (1) 災害発生場所
- (2) 災害の種別・状況（人的及び物的被害）
- (3) 必要応援部隊の種類及び数量
- (4) 応援部隊の集結場所及び到達ルート
- (5) 指揮体制及び無線運用体制
- (6) その他参考となる事項

【応援要請】



第3 応援部隊の受入体制

緊急消防援助隊の応援出動が決定した場合、次の点に留意して応援部隊の活動が十分に行えるように努めるものとする。

- (1) 野営場所及び車両保管場所を準備するとともに、現地給油のための燃料を確保する。
- (2) 緊急消防援助隊指揮支援本部（以下「指揮支援本部」という。）を設置するために必要な人員を確保し、資機材等を準備する。
- (3) 指揮支援本部と消防部との通信手段（基本は消防無線通信網による。）を確保する。

第4 応援部隊の指揮体制

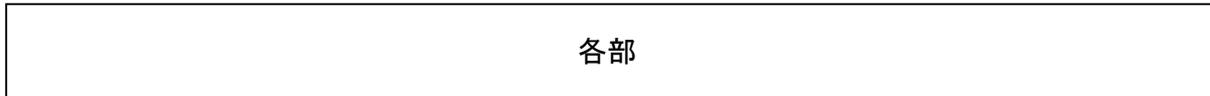
- 1 市長は、応援部隊の受入及びその後の指揮体制確立のため、消防長に指揮権を委任する。
- 2 指揮者は、和歌山県消防応援活動調整本部及び指揮支援本部と連携し、必要な活動を行うものとする。（活動詳細は、緊急消防援助隊運用要綱（消防庁通知）に基づく）

第5 応援部隊の撤収

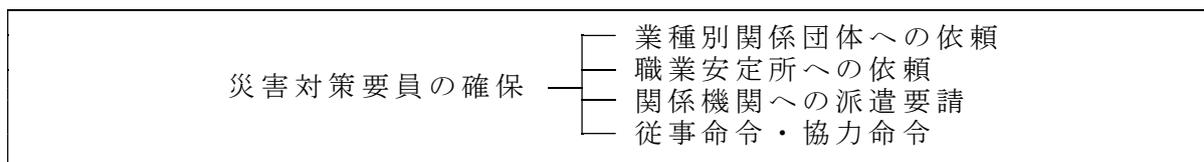
- 1 災害活動が市等の機関をもって実施できる状況となり、応援部隊の救援を要しない状況となった場合には、市長は、知事に対し速やかにその旨を通知するとともに、指揮支援本部長に対して緊急消防援助隊の撤収決定を連絡する。
- 2 指揮者は、応援部隊に撤収を指示したときは、その旨和歌山県消防応援活動調整本部に連絡するものとする。

第8節 災害対策要員の確保

《実施担当部局》



《対策の体系》



《対策の展開》

災害応急対策を迅速かつ的確に実施するための活動要員が不足する場合、又は特殊作業のため作業員を必要とする場合は、状況に応じて適切な手段を用いて確保するものとする。

第1 業種別関係団体への依頼

作業員を確保できないときは、各部において、関係業者等に依頼し、可能な限り作業員を確保し、応急対策等を行うものとする。

※ 業種別関係団体一覧表は「資料編4-1(P資4-1)」を参照

第2 関係機関への派遣要請

1 他に技術者等を確保することが困難な場合は、指定行政機関又は地方行政機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって職員の応援を要請するものとする。

- (1) 派遣要請理由
- (2) 職種別人数
- (3) 派遣期間
- (4) 給与その他勤務条件
- (5) その他

第3 従事命令・協力命令

災害対策を実施するための人員が不足し、特に必要があると認められる場合は、従事命令又は協力命令を発し要員の確保に努めるが、その種類・執行者及び対象者等は、次のとおりである。

1 従事命令・協力命令の種類と執行者

対象作業	命令区分	根拠法令	執行者
災害応急対策 (災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法 第65条第1項～第3項	市長 警察官 海上保安官 自衛官
災害応急対策(災害救助を除く応急措置)	従事命令 協力命令	災害対策基本法 第71条第1項及び第2項	知事及び知事から委任を受けた市長
災害応急対策 (災害応急対策全般)	従事命令	警察官職務執行法 第4条第1項	警察官
消防	従事命令	消防法 第29条第5項	消防吏員 消防団員
水防	従事命令	水防法 第24条	水防管理者 水防団長 消防機関の長

2 従事命令の対象者

命令区分	対象者
災害対策基本法による市長・警察官又は海上保安官の従事命令(災害応急対策全般)	当該市の区域の市民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令(災害応急対策全般)	その場に居合わせた者及びその物件の管理者
消防法による消防吏員又は消防団員の従事命令(消防作業)	水災を除く他の災害の現場付近にある者
水防法による水防管理者・水防団長又は消防機関の長の従事命令(水防作業)	水防の現場にある者又は区域内に居住する者

3 公用令書の交付

従事命令若しくは協力命令を発するとき又は発した命令を変更若しくは取り消すときは、公用令書を交付するものとする。

※ 従事命令・協力命令等の様式は「資料編6-5(P資6-6)」を参照

4 費用

従事命令により災害応急対策に従事した者に対しては、実費を弁償するものとする。

5 損害補償

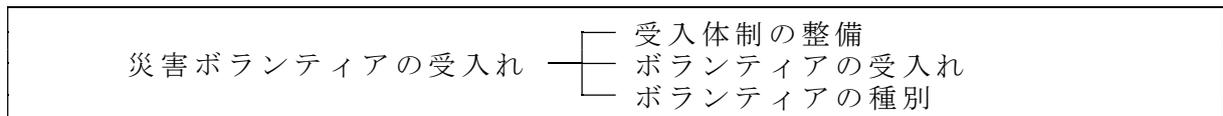
従事命令により災害応急対策に従事した者が、そのことにより死亡若しくは負傷又は疾病にかかった場合には、条例に定めるところによりその損害を補償する。

第9節 災害ボランティアの受入れ

《実施担当部局》

救護部

《対策の体系》



《対策の展開》

第1 受入体制の整備

大規模災害等によりボランティアの応援が必要と認めた場合には、以下のとおり災害ボランティアの受入体制を確立する。

1 活動拠点の開設

(1) ボランティアの活動拠点として、田辺市民総合センター内に「(仮称) 田辺市災害ボランティアセンター」(以下「ボランティアセンター」という。)を開設する。

なお、地震又は津波により田辺市民総合センターが被災したときは田辺東部小学校に開設する。

(2) ボランティアセンターの開設は、救護部の担当職員が市社会福祉協議会等の協力を得て行うものとする。

(3) ボランティアセンターの運営は、ボランティアの自主性を尊重し、業務が円滑に実施できる状態になった後は、活動方針等、すべてをボランティアにゆだねるものとする。

2 情報の収集

ボランティア活動が効果的に行われるよう、災害による被害や避難者の状況及び本部の活動状況等の情報を収集し、必要なボランティア業務の種別、人員等を把握するものとする。

第2 ボランティアの受入れ

1 登録及び管理

- (1) ボランティアの受入れは、原則としてボランティアセンターでの登録をもって行うこととする。ただし、状況に応じて指定避難所の活動場所において行うこともできるものとする。
- (2) ボランティアセンター以外でボランティア登録を行った場合には、随時、ボランティアセンターへその状況を報告する。

2 派遣等

- (1) ボランティアの派遣は、本部の要請に基づき、種別、人員等を勘案の上、行うものとする。
- (2) ボランティア要員が不足する場合は、県の防災ボランティア制度を活用するとともに、広報紙、報道機関等を通じて募集するものとする。

第3 ボランティアの種別

災害等におけるボランティアは、防災ボランティアと一般ボランティアに区分する。

さらに、防災ボランティアを、アマチュア無線、外国語通訳、手話、介護等の専門的な知識及び技能を必要とする災害救援活動に当たる「専門ボランティア」とリーダーの指揮のもとに統一されたグループとして救援活動に当たる「救援ボランティアチーム」に区分する。

一般ボランティアとは、救援物資の仕分け、搬送、炊き出し、物資の配布等の専門的な知識、技能を必要としない活動に当たるボランティアとする。

1 防災ボランティア

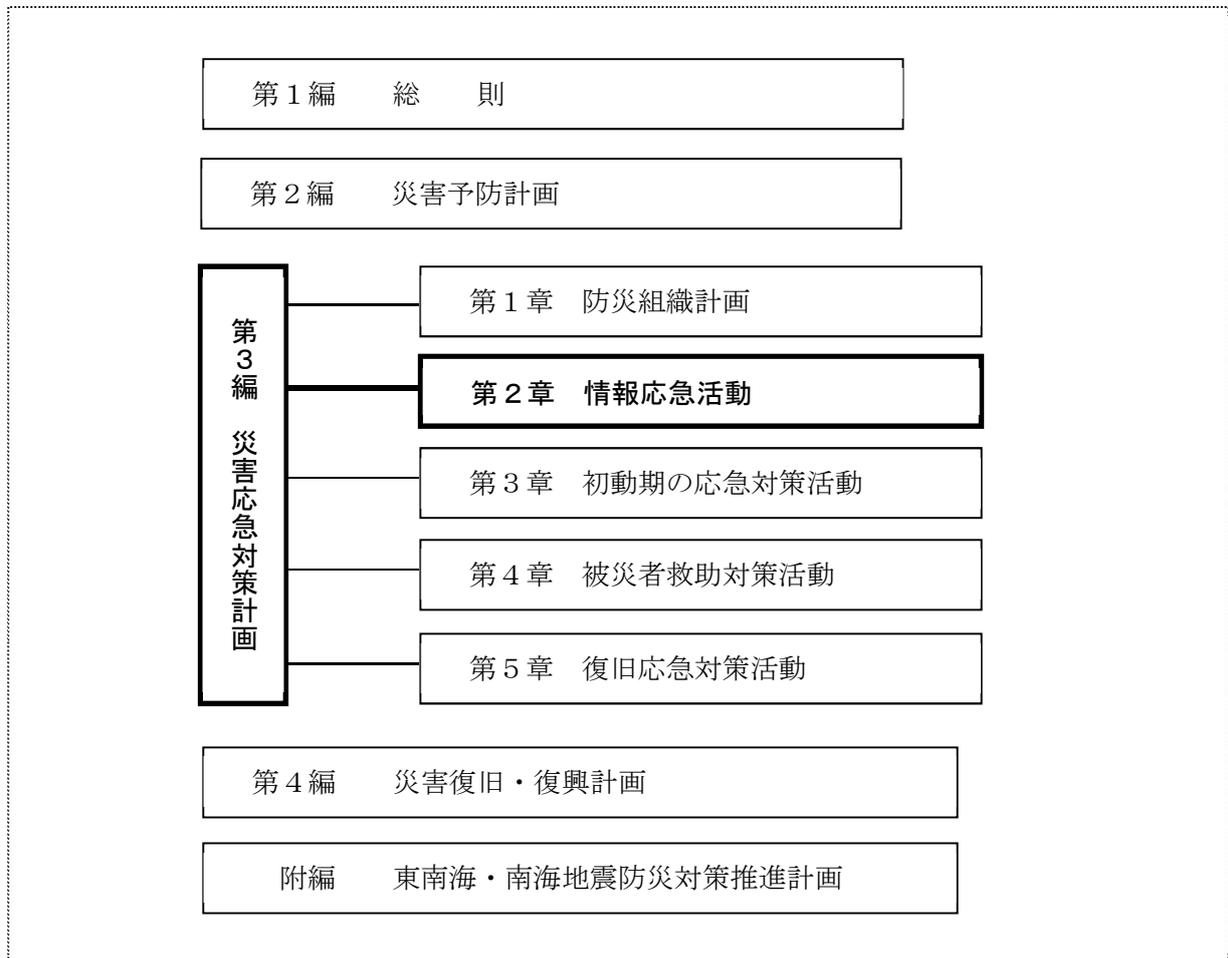
- (1) 倒壊建物・土砂災害等による生埋者の救出活動への協力
- (2) 負傷者の応急手当て及び避難所・病院等への搬送協力
- (3) 情報収集活動への協力
- (4) 救援物資の配分及び輸送等の業務への協力
- (5) 道路啓開^(注)活動、公共施設等の応急復旧活動への協力
(注) 道路啓開：3-39頁参照。
- (6) 道路の交通管制業務への協力
- (7) 建物危険度判定調査への協力
- (8) 避難所・被災地区における健康管理業務への協力
- (9) 外国人への情報伝達等の通訳業務への協力
- (10) 心のケア業務への協力
- (11) 法律相談、税務相談等、災害時総合相談窓口業務への協力
- (12) その他各部が行う災害応急対策業務への協力

2 一般ボランティア

- (1) 避難所等における運營業務への協力
- (2) 炊き出し業務、飲料水の輸送等の業務への協力
- (3) 救援物資の配分及び輸送等の業務への協力
- (4) 安否確認業務等への協力
- (5) 高齢者、障害者等の日常生活支援のための介助業務への協力
- (6) 被災家屋からの家財搬出等への協力
- (7) 地域における生活関連情報等の収集及び被災者への提供協力
- (8) 市が行う広報活動への協力（要配慮者向け資料の作成等）
- (9) 市が行う情報収集活動への協力
- (10) その他危険を伴わない軽易な作業への協力

※ 和歌山県防災ボランティア登録制度要綱は「資料編7-5(P資7-7)」を参照

第2章 情報応急活動



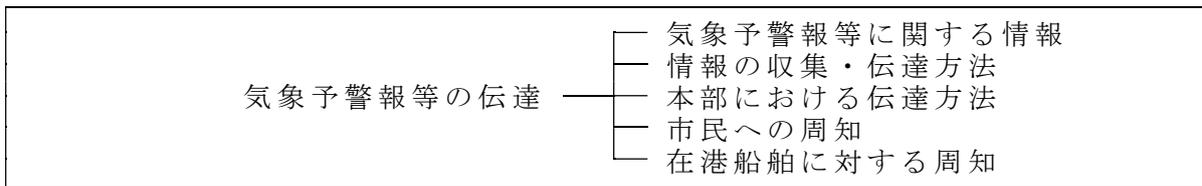
第1節	気象予警報等の伝達	3-54
第2節	津波等地震関連情報の伝達	3-68
第3節	災害通信体制の確立	3-78
第4節	被害情報の収集・伝達	3-83
第5節	災害広報・広聴対策	3-88

第1節 気象予警報等の伝達

《実施担当部局》

総合調整部、調整部、消防部

《対策の体系》



《対策の展開》

第1 気象予警報等に関する情報

1 和歌山地方気象台発表の種類及び基準

(1) 特別警報・警報・注意報

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、県内の二次細分区域ごと（田辺市にあっては田辺市田辺、田辺市龍神、田辺市中辺路、田辺市大塔、田辺市本宮）に発表される。また、大雨や洪水などの警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

【特別警報・警報・注意報の概要】

種 類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警 報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注 意 報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

【特別警報・警報・注意報の種類と概要】

特別警報・警報・注意報の種類		概要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風により重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	洪水注意報	大雨、長雨融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。

乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあると発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあると発表される。

※ 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行う。地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報(土砂災害)」として発表する。

【気象等に関する特別警報の発表基準】

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨となると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量になる大雪が予想される場合	

※ 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をします。

【警報・注意報発表基準一覧表】

平成29年7月4日現在
発表官署 和歌山地方気象台

田辺市 田辺	府県予報区	和歌山県
	一次細分区域	南部
	市町村等をまとめた地域	田辺・西牟婁
田辺市 龍神	府県予報区	和歌山県
	一次細分区域	南部
	市町村等をまとめた地域	田辺・西牟婁

田辺市 中辺路	府県予報区	和歌山県			
	一次細分区域	南部			
	市町村等をまとめた地域	田辺・西牟婁			
田辺市 大塔	府県予報区	和歌山県			
	一次細分区域	南部			
	市町村等をまとめた地域	田辺・西牟婁			
田辺市 本宮	府県予報区	和歌山県			
	一次細分区域	南部			
	市町村等をまとめた地域	田辺・西牟婁			
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	田辺市 田辺	23
				田辺市 龍神	23
				田辺市 中辺路	23
				田辺市 大塔	23
				田辺市 本宮	22
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	田辺市 田辺	169
				田辺市 龍神	227
				田辺市 中辺路	233
				田辺市 大塔	245
				田辺市 本宮	223
	洪水	流域雨量指数基準	田辺市 田辺	芳養川流域=14.4、稲成川流域=9.8、右会津川流域=18.8、左会津川流域=28.7	
			田辺市 龍神	日高川流域=43.5、立花川流域=10.5、丹生川流域=18.8、小又川流域=20.1、古川流域=14.9	
			田辺市 中辺路	富田川流域=29.6、鍛冶屋川流域=12、中川流域=17.9、日置川流域=25.3	
			田辺市 大塔	富田川流域=38、内の井川流域=12、小川谷川流域=8.8、日置川流域=56.1、前の川流域=22.5、安川流域=25、熊野川流域=12.2	
			田辺市 本宮	大塔川流域=31.5、四村川流域=23.1、音無川流域=9.5、三越川流域=11.8	
				指定河川洪水予報による基準	田辺市 本宮
	暴風	平均風速	陸上	20m/s	
			海上	25m/s	
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う	
			海上	25m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	24時間降雪の深さ20cm	

			山地	24時間降雪の深さ40cm	
	波浪	有義波高	6.0m		
	高潮	潮位	1.8m		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	田辺市 田辺	15	
			田辺市 龍神	15	
			田辺市 中辺路	14	
			田辺市 大塔	15	
			田辺市 本宮	15	
		土壌雨量指数基準	田辺市 田辺	128	
			田辺市 龍神	172	
			田辺市 中辺路	177	
			田辺市 大塔	186	
			田辺市 本宮	169	
	洪水	流域雨量指数基準	田辺市 田辺	芳養川流域=11.5、稲成川流域=7.8、右会津川流域=13.2、左会津川流域=23	
			田辺市 龍神	日高川流域=34.8、立花川流域=8.4、丹生川流域=15、小又川流域=16、古川流域=11.9	
			田辺市 中辺路	富田川流域=23.6、鍛冶屋川流域=9.6、中川流域=14.3、日置川流域=20.2	
			田辺市 大塔	富田川流域=30.3、内の井川流域=9.6、小川谷川流域=7、日置川流域=44.8、前の川流域=18.2、安川流域=20、熊野川流域=9.7	
			田辺市 本宮	大塔川流域=25.2、四村川流域=18.4、音無川流域=7.6、三越川流域=9.4	
		指定河川洪水予報 による基準	田辺市 本宮	熊野川中流(本宮区間)[本宮]	
	強風	平均風速	陸上	12m/s	
			海上	15m/s	
	風雪	平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う	
			海上	15m/s 雪を伴う	
大雪	降雪の深さ	平地	24時間降雪の深さ5cm		
		山地	24時間降雪の深さ20cm		
波浪	有義波高	3.0m			
高潮	潮位	1.3m			
雷	落雷等により被害が予想される場合				
融雪					

	濃霧	視程	陸上	100m
			海上	500m
	乾燥	最小湿度35%で実効湿度60%		
	なだれ	積雪の深さ50cm以上あり高野山(アメダス)の最高気温10℃以上又はかなりの降雨		
	低温	沿岸部で最低気温-4℃以下		
	霜	3月20日以降の晩霜 最低気温3℃以下		
	着氷			
	着雪	24時間降雪の深さ:平地20cm以上、山地40cm以上 気温:-2℃~2℃		
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	110mm	

- ※ (1) 本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。
- (2) 警報とは、重大な災害が発生するおそれのある旨を警告する予報であり、注意報とは、災害が発生するおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される場合に発表する。
- (3) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略はない。
- (4) 表中において、警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (5) 表中において、現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報についてはその欄を空白としている。
- (6) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。
- (7) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、田辺市田辺、田辺市龍神、田辺市中辺路、田辺市大塔、田辺市本宮の域内において単一の値をとる。
- (8) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は1km四方毎に設定しているが、本表には田辺市田辺、田辺市龍神、田辺市中辺路、田辺市大塔、田辺市本宮の域内における基準の最低値を示している。

- (9) 洪水の欄中、「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数 10.5 以上」を意味する。
- (10) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域の全ての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。
- (11) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「熊野川中流（本宮区間）[本宮]」は、洪水警報においては「指定河川である熊野川中流（本宮区間）に発表された洪水予報において、本宮基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「本宮基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
- (12) 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL（平均潮位）等を用いる。
- (13) 地震等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の見準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として見準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定見準」を設定し、通常より低い見準で運用することがある。

<参考>

表面雨量指数：表面雨量指数は、短時間強雨による浸水災害発生危険性を示す指標で、地表面に溜まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報等をもとに、1 km 四方の領域ごとに算出する。

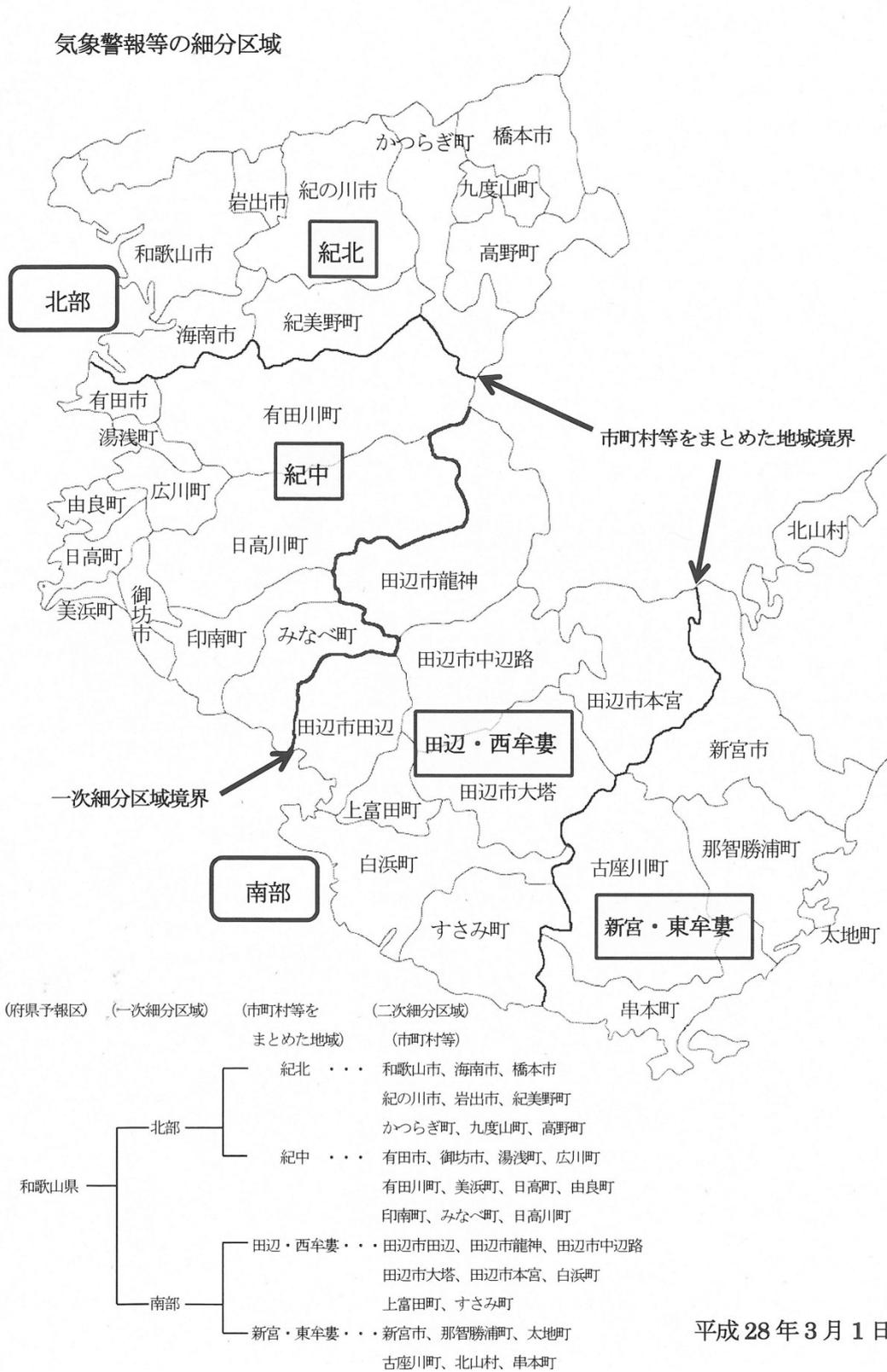
土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報等をもとに、5 km 四方の領域ごとに算出する。

流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生危険性を示す指標で、降った雨水が、地表面や地中を通して河川に流れ出し、河川に沿って流れ下る量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報等をもとに、1 km 四方の領域ごとに算出する。

(2) 気象警報等の発表区域

天気予報は、和歌山県を「北部」、「南部」に分けた一次細分区域で発表する。気象警報等は、二次細分区域ごと（田辺市にあっては田辺市田辺、田辺市龍神、田辺市中辺路、田辺市大塔、田辺市本宮）に発表する。警報等が発表された時に報道等「市町村等をまとめた地域」が、使用される場合がある。田辺市の5地域は、それぞれ一次細分区域の「南部」、市町村等をまとめた地域の「田辺・西牟婁」に含まれる。

【気象警報等の細分区域図】



(3) 全般気象情報、近畿地方気象情報、和歌山県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

(4) 土砂災害警戒情報

和歌山県と和歌山地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごと（田辺市にあっては、田辺市田辺、田辺市龍神、田辺市中辺路、田辺市大塔、田辺市本宮）に発表する。土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難勧告等の対象地区の範囲が十分であるかどうかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難勧告の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。

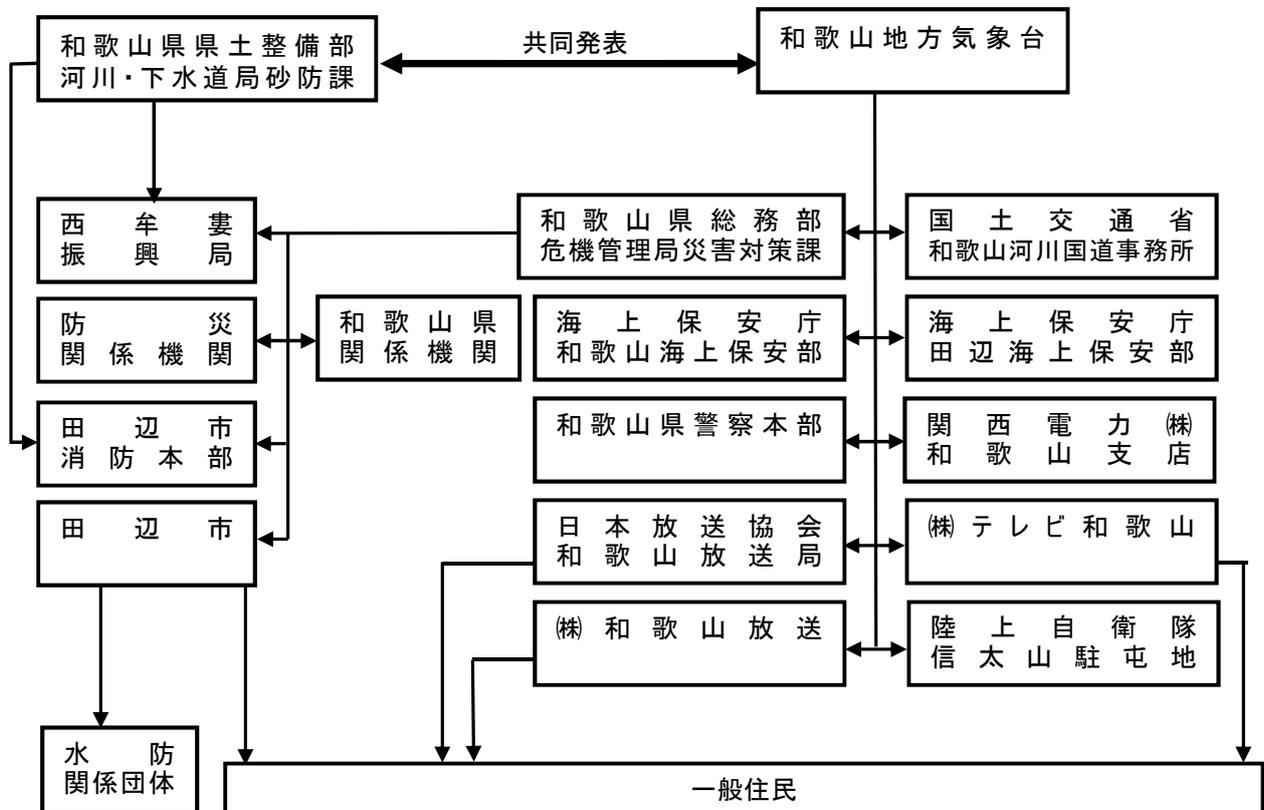
※土砂災害警戒判定メッシュ情報

土砂災害警戒判定メッシュ情報は、土砂災害警戒情報や大雨警報（土砂災害）等を補足する情報である。

土砂災害警戒判定メッシュ情報は、5km四方の領域（メッシュ）ごとに、土砂災害の発生しやすさをもとに定めた基準に土壌雨量指数等が達したかを判定した情報で、危険度の高まりを5段階で表示している。

避難にかかる時間を考慮して、危険度の判定には2時間先までの土壌雨量指数等の予想を用いられ、土砂災害警戒情報や大雨警報（土砂災害）が発表されたときには、土砂災害警戒判定メッシュ情報で、土砂災害発生の危険度が高まっている詳細な領域を把握することができる。

【土砂災害警戒情報伝達経路】



※ 土砂災害警戒区域要配慮者施設一覧表は「資料編3-4 (P資3-10)」を参照

(5) 記録的短時間大雨情報

県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する。この情報は、大雨警報発表時に、現在の降雨がその地域にとって災害の発生につながるような、稀にしか観測しない雨量であることを知らせるために発表するもので、大雨を観測した雨量観測点名称や発表用名称を明記する。田辺市における発表用名称は、気象警報等と同じく「田辺市田辺」、「田辺市龍神」、「田辺市中辺路」「田辺市大塔」、「田辺市本宮」を用いる。

(6) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、一次細分区域単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

※ 竜巻注意情報は比較的広い範囲を対象に発表されるため、発表された地域であっても必ず竜巻などの突風に遭遇するとは限らない。竜巻注意情報が発表された場合に

は、周囲の空の状況に注意を払い、空が急に真っ暗になる、大粒の雨が降り出す、雷が起こる、音が聞こえにくくなるなど、積乱雲が近づく兆候が確認された場合は、頑丈な建物に避難するなどの身の安全を確保する行動をとる必要がある。

(7) 火災気象通報

消防法の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに和歌山地方気象台が和歌山県知事に対して通報し、県（危機管理・消防課）は、これを「気象注意報・警報の伝達経路（基本計画編）」によって本市に伝達する。

火災気象通報を行う場合の基準

ア 実効湿度が60%※以下で、最小湿度が35%※以下となり最大風速8m/s以上の風が吹くと予想されるとき。

イ 平均風速12m/s以上の風が1時間以上連続して吹くと予想されるとき。ただし、降雨、降雪が予想される場合は通報しないこともある。

※：気象官署の値

2 その他災害警報等の種類及び基準

(1) 火災警報

市長は、消防法第22条の規定に基づき、県より火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災警報を発表する。

(2) 指定河川洪水予報（熊野川中流〔本宮区間〕）

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、水防法及び気象業務法に基づき、和歌山県と和歌山地方気象台により共同で発表される。

ア 洪水予報の種類

① 氾濫注意情報

基準水位観測所の水位が「氾濫注意水位」に達し更に水位の上昇が見込まれるとき、「氾濫注意水位」以上でかつ「避難判断水位」未満の状態が継続しているとき、「避難判断水位」に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。

② 氾濫警戒情報

基準水位観測所の水位が「氾濫危険水位」に達すると見込まれるとき、「避難判断水位」に達し更に水位の上昇が見込まれるときに発表される。 ③

氾濫危険情報

基準水位観測所の水位が「氾濫危険水位」に達したとき、「氾濫危険水位」以上の状態が継続しているときに発表される。

④ 氾濫発生情報

氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。

⑤ 氾濫注意情報解除

基準水位観測所の水位が「氾濫注意水位」を下回り、洪水による危険がなくなつたと認められる場合に発表される。

イ 水位の種類

① 水防団待機水位

水防団が出動のために待機する水位

② 氾濫注意水位

避難準備・高齢者等避難開始の発令判断の目安、住民の氾濫に関する情報への注意喚起、水防団の出動の目安

③ 避難判断水位

避難勧告等の発令判断の目安、住民の避難判断の参考

④ 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の恐れがある水位

【熊野川中流（本宮区間）水位基準地点・基準水位】

基準地点	位置	所在地	水防団待機水位 (m)	氾濫注意水位 (m)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (m)
本宮	河口から 39.0km	田辺市	4.60	5.00	6.00	7.10

(3) 水防警報

ア 水防法に基づき、知事が指定する河川において、洪水による災害の発生が予想される場合、西牟婁振興局建設部長が現地の雨量、河川水位等の状況を判断して、又は水防本部長の指令に基づいて通報するものをいう。

イ 気象業務法第14条の2第1項により、气象台は水防活動の利用に適合する予警報を行うことになっているが、特に標題に水防活動用という語を冠することなく気象法第13条の一般に利用に適合するものをもって代える。

ウ 知事の指定する河川の水防警報

【知事が行う水防警報発表区域等】

単位：m

河川名	区域	対象量水標	水位	振興局建設部	水防管理団体
左会津川	高雄大橋上流60mの地点〔(左岸)湊小泉、(右岸)稲成〕から海まで	高山寺	氾濫注意水位 4.00 水防団待機水位 3.50	西牟婁	田辺市
熊野川	岩田橋上流600mの地点〔(右岸)本宮町本宮〕から岩田橋〔(右岸)本宮町本宮〕までの右岸	本宮	氾濫注意水位 5.00 水防団待機水位 4.60	西牟婁	田辺市

(4) 氾濫警戒情報

知事は、流域面積が比較的小さく洪水予報を行う時間的余裕がないものとして、左会津川を水位周知河川に指定し、避難の目安となる氾濫警戒情報を発表する。また、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による被害の軽減を図るため、浸水想定区域を指定する。

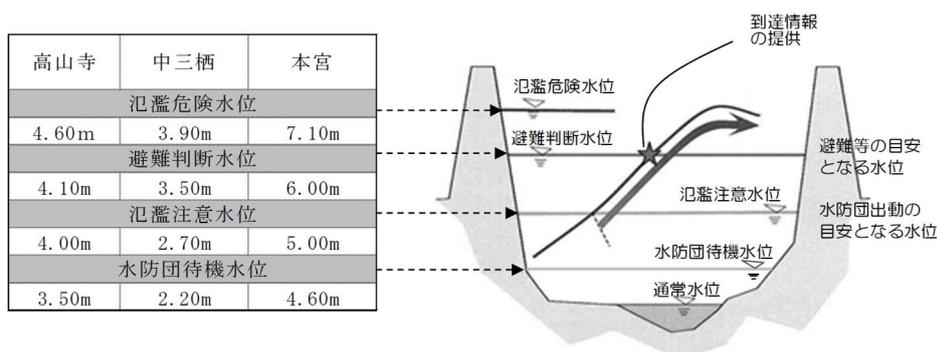
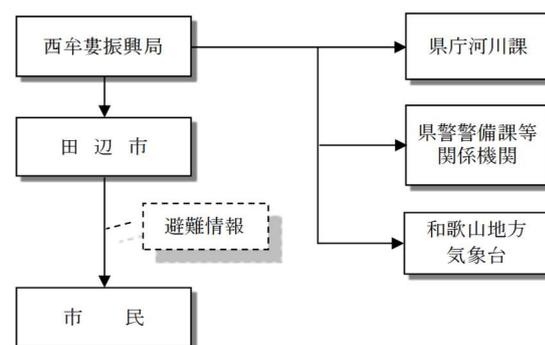
市長は、洪水ハザードマップを作成し、浸水想定区域及び避難施設を明らかにする。また、浸水想定区域内に所在する要配慮者施設への情報伝達は、防災行政無線に加えて電話等によるものとする。

【水位周知河川】

単位：m

河川名	観測所名	避難判断水位	発表
左会津川	高山寺	4.10	西牟婁振興局 建設部
	中三栖	3.50	〃

【避難判断水位の伝達経路と概念図】



※ 浸水想定区域要配慮者施設一覧表は「資料編3-4 (P資3-14)」を参照

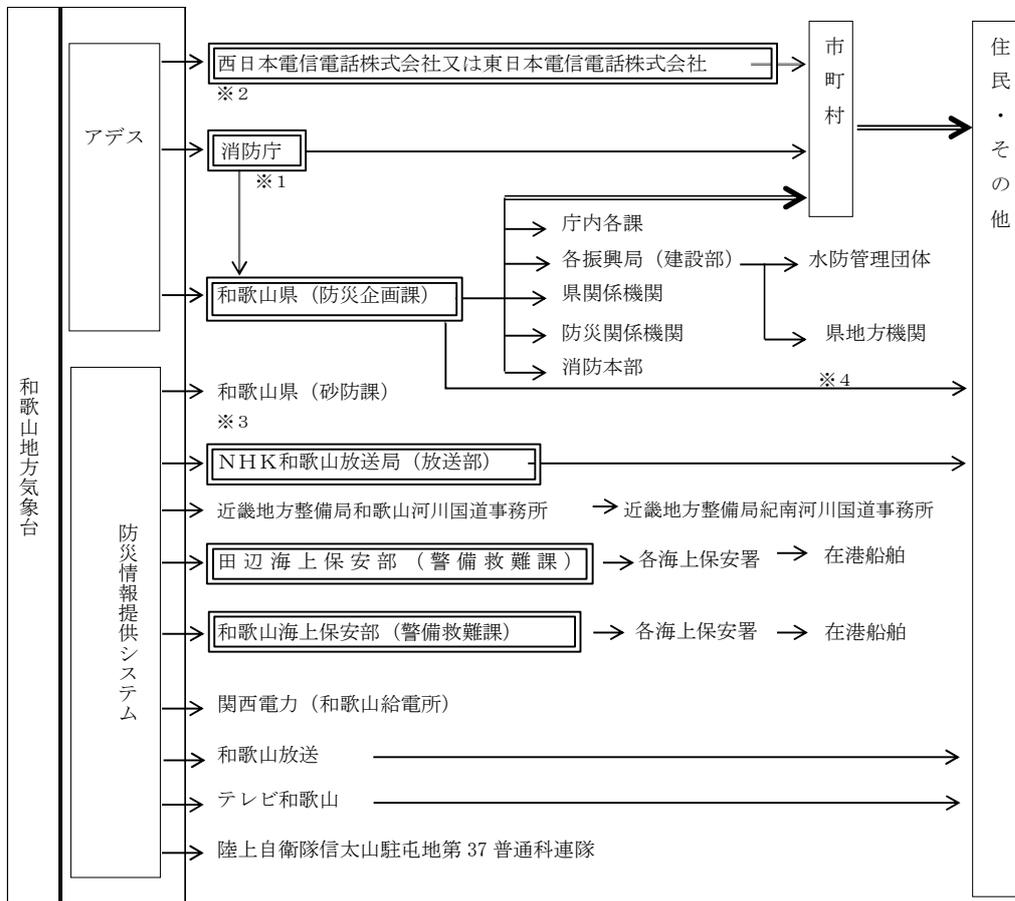
第2 情報の収集・伝達方法

1 気象警報等の収集・伝達

(1) 消防部及び総合調整部、支部調整部は、電話・無線等を通じて気象台の発表する気象警報等を速やかに収集する。

- (2) 気象警報等の情報を即時に防災行政無線を通じて市民等に周知する。また、これを補完するものとして、防災・行政メール及び防災行政テレホンガイド等を用いる。
- (3) 電話が不通の場合は、テレビ・ラジオ放送等の方法によりこれを入手する。

【気象警報等に関する情報の伝達系統図】



- (注) 1 ※1は、全国瞬時警報システム (J-ALERT) による。
 2 ※2は、特別警報、警報のみ伝達する。
 3 ※3は、特別警報、警報及び土砂災害警戒情報のみ伝達する。
 4 ※4は、防災わかやまメール配信サービス、エリアメール、緊急速報メールにより伝達する。
 (エリアメール、緊急速報メールについては、土砂災害緊急情報、指定河川洪水警報で緊急を要するとき。)
 5 各振興局とは、海草、那賀、伊都、有田、日高、西牟婁、東牟婁の各振興局をいう。
 6 各海上保安署とは、海南海上保安署、串本海上保安署の各海上保安署をいう。
 7 各警察署とは、橋本、かつらぎ、岩出、和歌山東、和歌山西、和歌山北、海南、有田、湯浅、御坊、田辺、白浜、串本、新宮の各警察署をいう。
 8 二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。
 9 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周囲の措置が義務づけられている伝達経路。

2 異常現象の通報等

災害が発生するおそれのある異常現象 (異常潮位、洪水等) を発見した者は、次の方法により関係機関に通報する。

(1) 発見者の通報

異常現象を発見した者は、直ちに市、警察署又は海上保安部に通報する。

(2) 警察官等の通報

異常現象を発見し、あるいは通報を受けた警察官又は海上保安官は、直ちに市長及び警察署長等に通報する。

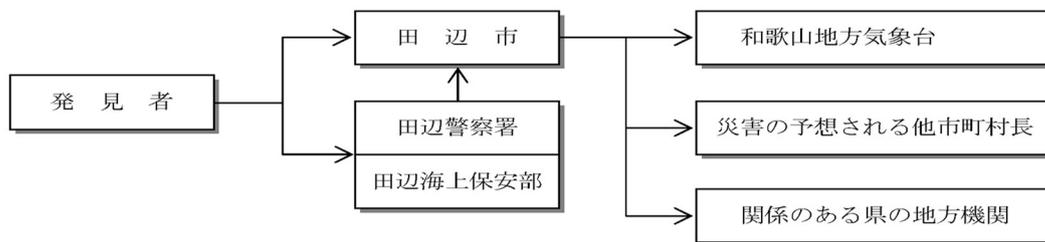
(3) 市長の通報

上記の(1)・(2)によって異常現象を承知した市長は、速やかに和歌山地方気象台及び災害の予想される他市町村長並びに関係のある県の地方機関に通報する。

和歌山地方気象台に通報する異常現象

- ① 気象に関する事項 竜巻、強い降雹、豪雨等著しく異常な気象現象
- ② 水象に関する事項 異常潮位、異常波浪

【異常現象発見時の伝達経路図】

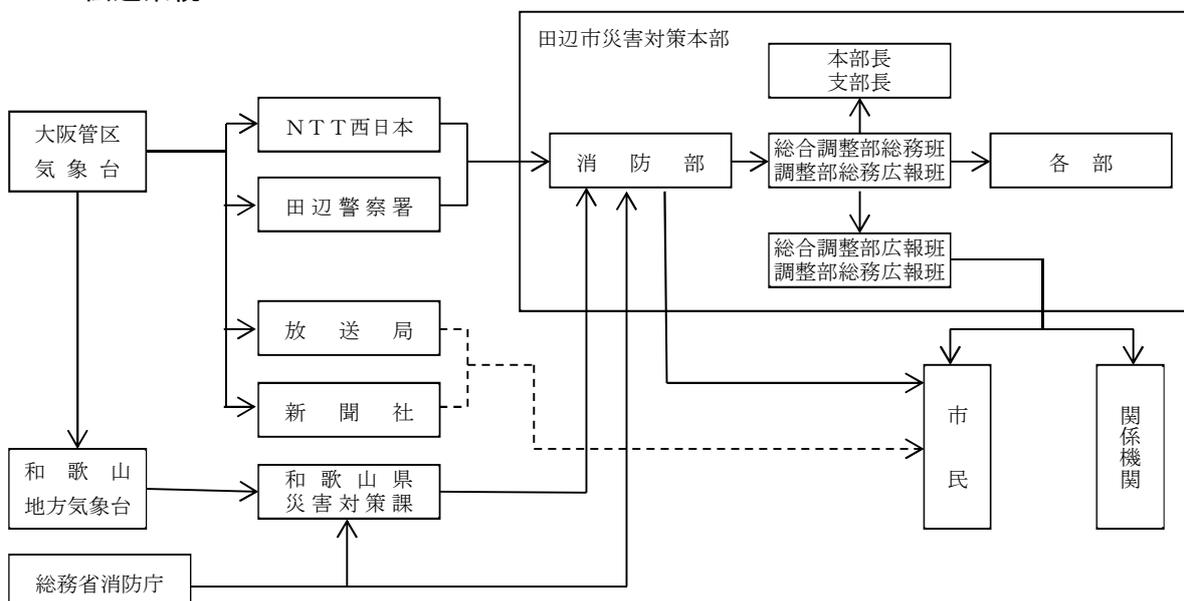


第3 本部における伝達方法

1 伝達方法

- (1) 気象予警報等の伝達は、警報及びその他重要なものについて行う。
- (2) 各部への伝達は、本部から原則として勤務時間内は庁内放送、市防災行政無線放送、電話等により、勤務時間外は動員計画に定める勤務時間外の連絡方法をもって行う。

2 伝達系統



第4 市民への周知

1 周知の方法

- (1) 本部は、必要と認める気象関連情報等のほか、予想される事態及びこれに対してとるべき措置も併せて防災行政無線等により周知するものとする。
特に、気象等の特別警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災行政無線等により住民へ周知する。
- (2) 気象関連情報等は、報道機関が自主的にラジオ、テレビ、インターネット、新聞等で報道することにより周知させるが、本部が必要と認めた情報等についても依頼して周知を図るものとする。
- (3) 特殊な情報、特定地域のみに対する情報等は、次の方法のいずれかにより周知するものとする。
 - ア 広報車、宣伝車等の利用
 - イ 水防計画による水防信号（サイレン、警鐘）の利用
 - ウ 電話、電報、口頭による戸別の通知
 - エ 市防災行政無線放送の利用
 - オ 町内会等の協力
- (4) 必要に応じて、漁業無線や田辺地区アマチュア無線非常通信協議会、タクシー無線局等に協力を依頼する。

第5 在港船舶に対する周知

田辺海上保安部は、台風襲来時等における船舶の災害を防止するため、直ちに航海中及び入港中の船舶に無線及び巡視船艇等により周知する。

1 勧告及び指導事項

- (1) 在港船舶の動静を把握し、気象情報を伝達するとともに荷役の早期完了、又は中止を勧告する。
- (2) けい船中の船舶、修繕中の船舶、しゅんせつ船等の早期避難を勧告指導する。
- (3) 在港船舶全般に対し十分な荒天準備の実施及び安全な泊地に避難するよう指導する。

第2節 津波等地震関連情報の伝達

《実施担当部局》

総合調整部、調整部、消防部

《対策の体系》

津波等地震関連情報の伝達

- 津波警報、津波注意報、津波予報、地震及び津波に関する情報の種類と内容
- 本部における伝達方法
- 市民への周知
- 在港船舶に対する周知
- 東海地震の警戒宣言に伴う情報収集

《対策の展開》

第1 津波警報、津波注意報、津波予報、地震及び津波に関する情報の種類と内容

1 予報区

日本の沿岸は、66の津波予報区に分けられている。和歌山県は全域が1つの予報区であり、予報区名称は「和歌山県」である。

【津波予報区図】



2 津波警報、津波注意報及び津波予報の種類と内容

気象庁は、地震が発生した時には地震の規模や位置をすぐに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に、大津波警報（特別警報）、津波警報または津波注意報が、津波予報区単位で発表される。

この時、予想される津波の高さは、5段階の数値で発表される。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、その海域における最大の津波想定等をもとに警報・注意報が発表される。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、非常事態であることを伝えるため、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表される。その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報を更新し、予想される津波の高さが数値で発表される。

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、津波予報が発表される。

【津波警報・注意報の種類及び発表基準・解説・発表される津波の高さ等】

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報※	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m<予想高さ)	巨 大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m<予想高さ≤3m)	高 い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

※大津波警報は特別警報に位置づけられる。

【津波予報】

発表される場合	内 容
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を津波に関するその他の情報に含めて発表
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を津波に関するその他の情報に含めて発表

3 地震情報及び津波情報の種類と内容

【緊急地震速報（警報）及び地震情報の種類】

地震情報の種類	発表基準	内 容
緊急地震速報 (警報)注1	地震波が2点以上の地震観測点 で観測され、最大震度が5弱以 上と予想された場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)の推定値、地震発 生場所の震央地名 強い揺れ(震度5弱以上)が予測される地域及び震度 4が予測される地域名(和歌山県内は和歌山県北部、 和歌山県南部の2地域(注2))
震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域 名(和歌山県内は和歌山県北部、和歌山県南部の2 地域(注2))と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する 情報	震度3以上 (津波警報または注意報を発表 した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード) を発表。 「津波の心配ない」または「若干の海面変動があるかも しれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関 する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される 場合 ・緊急地震速報(警報)を発表し た場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチャー ド)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。震度5弱 以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点 ある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に 関する情報	震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所 (震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手してい ない地点がある場合は、その地点名を発表。
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新し た場合や地震が多発した場合な ど	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多 発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等 を発表。
推計震度分布 図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに 推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。
遠地地震に関 する情報	国外で発生した地震について以 下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生 する可能性がある地域で規模の 大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグ ニチュード)を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発 表。

注1) 震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合、緊急地震速報(震度6弱以上)を特別警報に位置づ
ける

注2) 田辺市における、緊急地震速報及び地震速報で用いる区域の名称は「和歌山県南部」

【津波情報の種類】

津波情報の種類	発表内容
津波到達予測時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予測時刻※や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報・注意報の種類の記事に記載)を発表する。 ※この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻であり、場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
各地の満潮時刻・予想される津波の高さに関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表する。
津波観測に関する情報*1	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表する。
沖合の津波観測に関する情報*2	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表する。

津波情報の留意事項等

- ① 津波到達予測時刻・予想される津波の高さに関する情報
 - ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、場所によっては予想される津波の高さより高くなる場合がある。
- ② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
 - ・津波と満潮時刻が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。
- ③ 津波観測に関する情報
 - ・津波による潮位変化(第一波の到達)が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
 - ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。
- ④ 沖合の津波観測に関する情報
 - ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
 - ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波がすぐに到達する場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

*1 津波観測に関する情報の発表内容

発表中の津波警報等	観測された津波の高さ	内 容
大津波警報を發表中	1m超	数値で発表
	1m以下	「観測中」と発表
津波警報を發表中	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報を發表中	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

・沿岸で観測された津波の第一波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。

・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

※2 沖合の津波観測に関する情報（観測値及び沿岸での推定値※）の発表内容

発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	内 容
大津波警報を発表中	3m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報を発表中	1m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報を発表中	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

・沖合で観測された津波の第一波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第一波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ)を津波予報区単位で発表する。

・最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)又は「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点(推定値を発表しない観測点)での最大波の観測値の発表基準

全国の警報等の発表状況	発表基準	発表内容
いずれかの津波予報区で大津波警報または津波警報が発表中	より沿岸に近い他の沖合の観測点(沿岸から100km以内にある沖合の観測点)において数値の発表基準に達した場合	沖合での観測値を数値で発表
	上記以外	沖合での観測値を「観測中」と発表
津波注意報のみ発表中	(すべて数値で発表)	沖合での観測値を数値で発表

【検潮所】

検潮所名称	所在地
那智勝浦町浦神	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町浦神港
串本町袋港	和歌山県東牟婁郡串本町袋港
白浜町堅田	和歌山県西牟婁郡白浜町堅田漁港
御坊市祓井戸	和歌山県御坊市名田町野島祓井戸漁港
和歌山	和歌山県和歌山市和歌山下津港
和歌山白浜沖	和歌山県西牟婁郡白浜町瀬戸崎より沖合約17km (GPS波浪計)

4 震度情報で用いる和歌山県内の地域名称等

地域名称	市町村名称	震度発表名称	備考
和歌山県北部	和歌山市	和歌山市男野芝丁	気
	和歌山市	和歌山市一番丁	防災科研
	海南市	海南市日方	県
	海南市	海南市下津	県
	橋本市	橋本市東家	県
	橋本市	橋本市高野口町名倉	県
	有田市	有田市箕島	気
	有田市	有田市初島町	防災科研
	御坊市	御坊市菌	気
	紀美野町	紀美野町下佐々	県
	紀美野町	紀美野町神野市場	県
	紀の川市	紀の川市西大井	県
	紀の川市	紀の川市粉河	気
	紀の川市	紀の川市那賀総合センター	防災科研
	紀の川市	紀の川市桃山町元	県
	紀の川市	紀の川市貴志川町神戸	県
	岩出市	岩出市西野	県
	かつらぎ町	かつらぎ町丁ノ町	県
	かつらぎ町	かつらぎ町花園梁瀬	県
	九度山町	九度山町九度山	県
	高野町	和歌山高野町高野山中学校	気
	高野町	和歌山高野町役場	防災科研
	湯浅町	湯浅町青木	県
	広川町	和歌山広川町広	県
	有田川町	有田川町下津野	県
	有田川町	有田川町金屋	県
	有田川町	有田川町清水	防災科研
	美浜町	和歌山美浜町和田	県
	日高町	和歌山日高町高家	県
	由良町	由良町里	県
	日高川町	日高川町土生	県
	日高川町	日高川町高津尾	県
	日高川町	日高川町川原河	県
和歌山県南部	田辺市	田辺市龍神村西	県
	田辺市	田辺市中屋敷町	県
	田辺市	田辺市中辺路町栗栖川	県
	田辺市	田辺市中辺路町近露	気
	田辺市	田辺市鮎川	県
	田辺市	田辺市本宮町本宮	県
	みなべ町	みなべ町土井	気
	みなべ町	みなべ町谷口	県
	みなべ町	みなべ町芝	県
	印南町	和歌山印南町印南	県

	新宮市	新宮市新宮	気
和歌山県南部	新宮市	新宮市磐盾	防災科研
	新宮市	新宮市熊野川町日足	県
	白浜町	白浜町消防本部	気
	白浜町	白浜町日置	県
	上富田町	上富田町朝来	県
	すさみ町	すさみ町周参見	防災科研
	串本町	串本町潮岬	気
	串本町	串本町串本	防災科研
	串本町	串本町古座	県
	那智勝浦町	那智勝浦町朝日	県
	太地町	太地町役場	県
	太地町	太地町太地暖海公園	防災科研
	古座川町	古座川町高池	気
	北山村	北山村大沼	県

※ 備考欄の「気」は気象庁震度計、「県」は和歌山県の震度計、「防災科研」は独立行政法人防災科学技術研究所の震度計

5 津波警報、津波注意報、津波予報、地震情報及び津波情報（震度速報を除く）の通知基準

和歌山地方気象台は、次の基準により関係機関へ通知する。

(1) 津波警報、津波注意報、津波予報及び津波情報

和歌山県に発表されたとき

(2) 地震情報

ア 震源震度に関する情報

- ① 和歌山県内で震度3以上を観測したとき
- ② 隣接府県（大阪府、奈良県、三重県）で震度4以上を観測したとき
- ③ 上記以外の都道府県で震度6弱以上を観測したとき

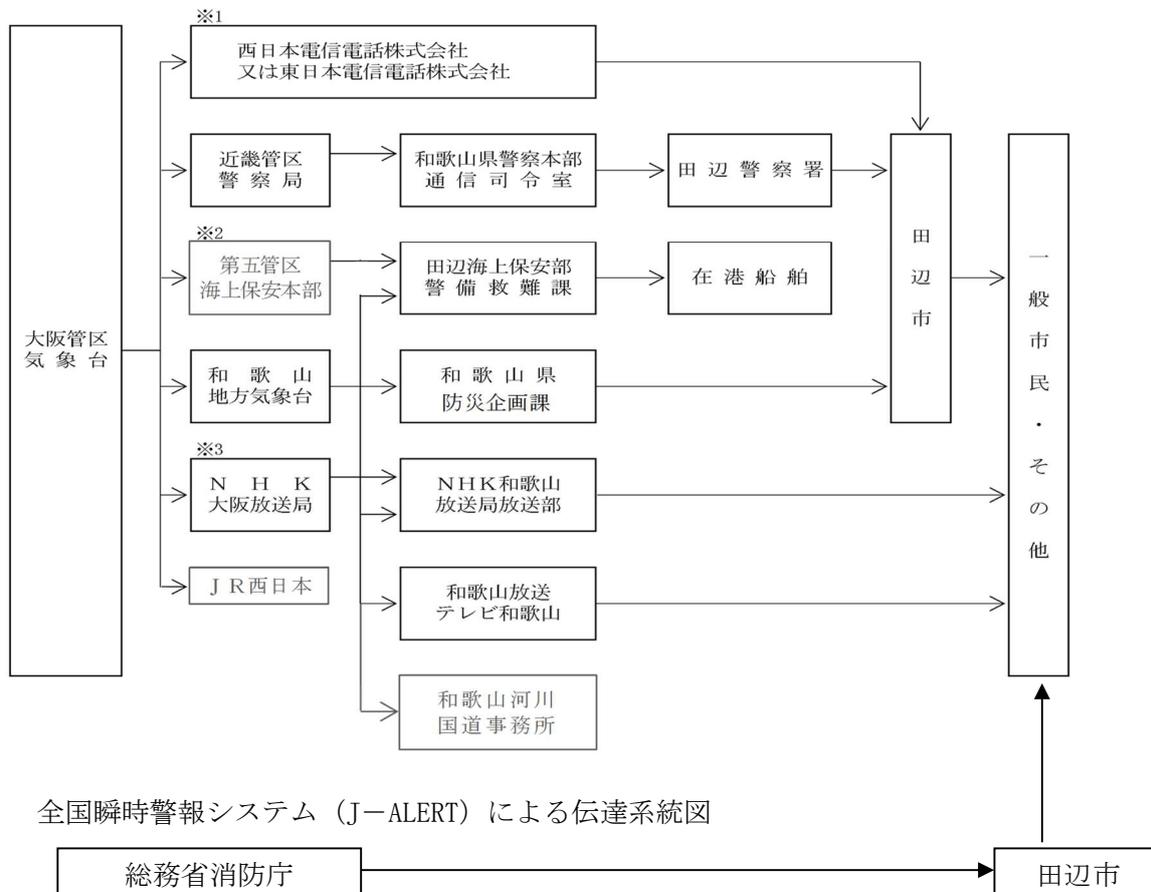
イ 各地の震度に関する情報

和歌山県内で震度1以上を観測したとき

ウ その他の情報

震源情報、遠地地震に関する情報、地震の回数に関する情報、推計震度分布情報等地震に関する情報を発表することが、公衆の利便を増進すると認められるとき

6 地震及び津波に関する情報の伝達系統図



全国瞬時警報システム（J-ALERT）による伝達系統図

- (1) 和歌山地方気象台からの伝達は、「気象情報伝送処理システム」により和歌山県が情報を受け、県総合防災情報システムにより配信する。
- (2) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）は、津波注意報・警報、震度速報、緊急地震速報等の情報を総務省消防庁から通信衛星を介して田辺市に伝達する。
- (3) ※1は、津波警報及び津波警報解除のみ伝達する。
- (4) ※2は、神戸地方気象台から伝達する。
- (5) ※3は、NHK大阪放送局が津波警報を緊急警報放送システム（EWS）により放送する。
- (6) 気象業務法の規定による通知先は、近畿管区警察局、第五管区海上保安本部、和歌山県、NTT西日本及びNHK大阪放送局である。

※ 和歌山地方気象台所管の気象観測所、潮位観測所、地震観測施設、巨大津波観測所は「資料編2-9(P資2-14)」を参照

7 異常現象の通報等

災害が発生するおそれのある異常現象（異常潮位等）を発見した者は、次の方法により関係機関に通報する。

- (1) 発見者の通報

異常現象を発見した者は、直ちに市、警察署又は海上保安部に通報する。

(2) 警察官等の通報

異常現象を発見し、あるいは通報を受けた警察官又は海上保安官は、直ちに市長及び警察署長に通報する。

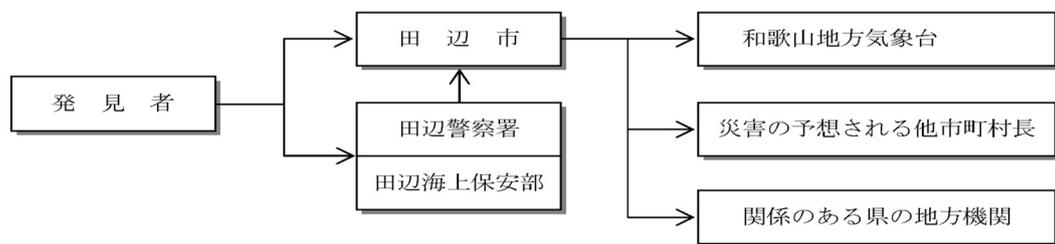
(3) 市長の通報

上記の(1)・(2)によって異常現象を承知した市長は、速やかに和歌山地方気象台及び災害の予想される他市町村長並びに関係のある県の地方機関に通報する。

和歌山地方気象台に通報する異常現象

- ① 水象に関する事項 津波による異常潮位、異常波浪
- ② 地震に関する事項 群発地震（数日間以上にわたり頻繁に感ずるような地震）と災害を伴う大地震

【異常現象発見時の伝達経路図】

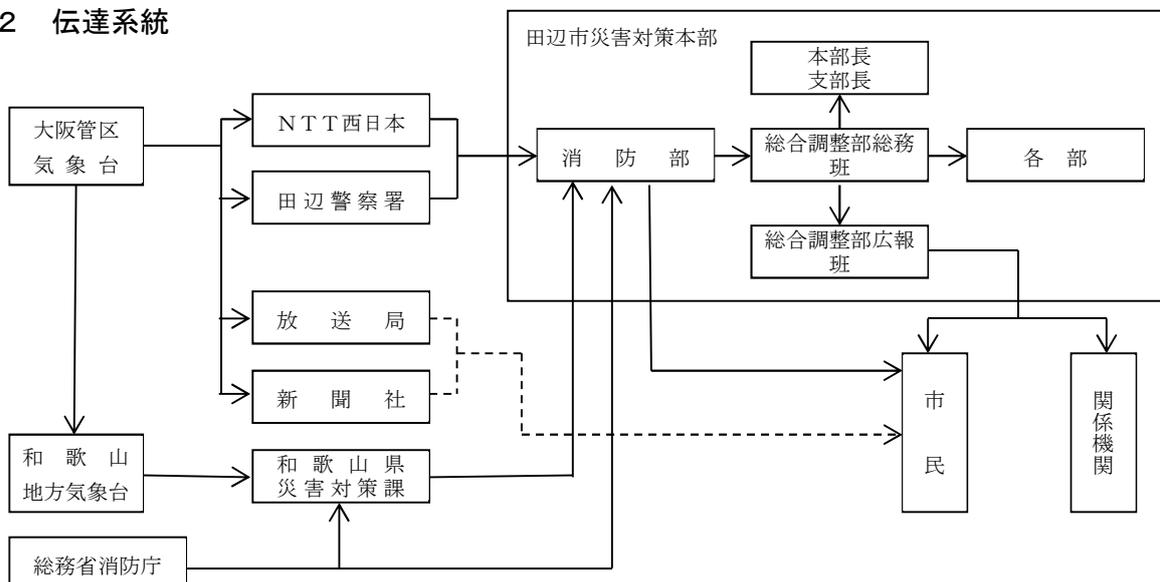


第2 本部における伝達方法

1 伝達方法

- (1) 地震関連情報等の伝達は、注意報、警報及びその他重要なものについて行う。
- (2) 各部への伝達は、本部から原則として勤務時間内は庁内放送、市防災行政無線放送及び電話等により、勤務時間外は動員計画に定める勤務時間外の連絡方法をもって行う。

2 伝達系統



第3 市民への周知

1 避難の指示等

本部は、次の場合、田辺警察署及び田辺海上保安部と協力して、市民や釣り人、海水浴客などの観光客、船舶等に対し必要に応じて、避難勧告・指示を行うとともに、高台などの安全な場所への避難誘導を実施する。

- (1) 津波警報の認知又は通知を受けたとき、防災行政無線等を通じて直ちに発令する。
- (2) 津波注意報の通知を受けたとき、または強い地震（震度4以上）を感じたとき、もしくは弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときで、本部長（市長）が避難の必要を認めた場合はこれを発令する。

2 発令内容

- (1) 海岸付近の市民及び海浜にいる者に対して、直ちに安全な場所に避難するよう指示等をする。
- (2) 津波による災害のおそれがない場合には、「津波の心配はない」旨について地震情報に含めて発表する。または「若干の海面変動があるかもしれない旨については、津波情報（津波に関するその他の情報）で発表する。
- (3) 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、「津波警報解除」または「津波注意報解除」として速やかに通知する。

3 周知の方法

- (1) 本部は、必要と認める地震関連情報等のほか、地震・津波情報収集伝達システムにより観測した情報及び予想される事態、また、これに対してとるべき措置もあわせて周知するものとする。
- (2) 地震関連情報等は、報道機関が自主的にラジオ、テレビ、インターネット、新聞等で報道することにより周知させるが、本部が必要と認めた情報等についても依頼して周知を図るものとする。
- (3) 特殊な情報、特定地域のみに対する情報等は、次の方法のいずれかにより周知するものとする。
 - ア 広報車、宣伝車等の利用
 - イ 水防計画による水防信号（サイレン、警鐘）の利用
 - ウ 電話、電報、口頭による戸別の通知
 - エ 市防災行政無線放送の利用
 - オ 町内会等の協力
- (4) 必要に応じて、漁業無線や田辺地区アマチュア無線非常通信協議会、タクシー無線局等に協力を依頼する。

第4 在港船舶に対する周知

津波時における船舶の災害を防止するため、航海中及び入港中の船舶に対し、田辺海上保安部による無線及び巡視船艇等による周知がおこなわれる。

1 勧告事項

- (1) 在港船舶の動静を把握し、津波に関する情報を伝達する。
- (2) 在港船舶に対して、荷役等を中止し、直ちに安全な海域へ避難するよう勧告する。
なお、安全な海域へ避難するいとまのない船舶については、乗員のみ安全な場所へ避難するよう勧告する。

第5 東海地震の警戒宣言に伴う情報収集

地震防災対策強化地域に指定されている東海地方に警戒宣言が発令された場合、宣言が解除されるまでその情報収集に努めるものとする。

1 情報収集体制

防災まちづくり課長は、報道機関を通じて発表される地震予知情報の入手に努めるとともに、県から大規模地震関連情報の通報を受けたときは、時系列に集約しておくものとする。

2 警戒体制

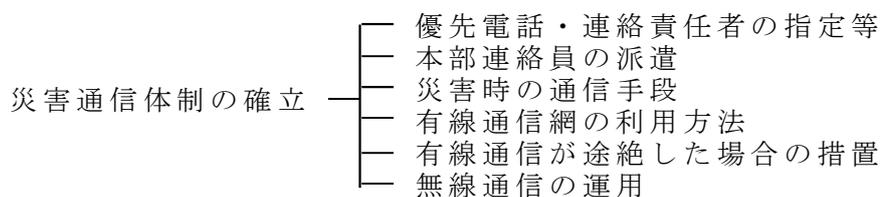
大規模地震関連情報の内容により、総務部長が必要と認めたときは、市計画に定める警戒体制をとるものとする。

第3節 災害通信体制の確立

《実施担当部局》

総合調整部、調整部、関係各部

《対策の体系》



《対策の展開》

第1 優先電話・連絡責任者の指定等

1 優先電話

災害情報通信に使用する優先電話は、災害時には平常業務に使用することを制限するとともに、通信事務従事者を配置し、迅速かつ円滑な通信連絡を確保する。

2 連絡責任者

各部及び防災関係機関は、災害時の防災関係機関相互の迅速かつ円滑な通信連絡を確保するため、連絡責任者（正・副1名ずつ）を定める。連絡責任者は、各部及び防災関係機関相互の通信連絡を統括する。

3 通信事務従事者

各部は、それぞれ分掌する事務分野に応じて、必要な情報の収集及び伝達を迅速かつ円滑に行うため、その都度通信事務従事者を指名し、総合調整部長に報告する。

通信事務従事者は、連絡責任者の統括のもと、所属部及び各部・防災関係機関相互の通信連絡に従事する。

4 その他

各部及び防災関係機関は、指定する電話及び連絡責任者に変更があった場合は、速やかに総合調整部に修正の報告を行う。

第2 本部連絡員の派遣

1 本部各部

本部各部は、本部長と各部の連絡を強化するため、連絡員を本部事務局として機能する総合調整部に派遣する。

2 防災関係機関

必要に応じて防災関係機関に対して、本部との連絡のため、連絡員を本部事務局として機能する総合調整部に派遣するよう要請する。なお、連絡員は連絡用無線機等を可能な限り携行し、所属機関との連絡にあたる。

第3 災害時の通信手段

NO	通信手段	通信方法等
1	災害時優先電話回線	発信規制がかからないので通信確保が有利
2	イントラネット (庁内LAN)	下記の施設については、一般電話回線に加え独自の有線回線でイントラネット(庁内LAN)を構築している。 田辺市役所、社会福祉センター、教育研究所、市民総合センター、水道事業所、龍神行政局、龍神市民センター、中辺路行政局、近野連絡所、熊野古道館、大塔行政局、富里連絡所、三川連絡所、本宮行政局、さくら診療所、世界遺産熊野本宮館、田辺消防署、扇ヶ浜分署、中辺路分署、大塔分署、本宮分署
3	無線通信施設	下記の施設については、一般電話回線・イントラネットの障害に備え、5GHz帯無線による通信を確保している。 田辺市役所、市民総合センター、ごみ処理場、水道事業所、田辺スポーツパーク、龍神行政局、龍神市民センター、中辺路行政局、近野連絡所、大塔行政局、富里連絡所、三川連絡所、本宮行政局、田辺消防署、扇ヶ浜分署、中辺路分署、大塔分署、本宮分署
4	市 防災行政無線 (同報系)	一部の屋外子局等にはアンサーバック(双方向通信)機能が付加されており、付属した受話器により防災行政無線室・本庁防災まちづくり課・消防本部指令室・本宮行政局・本宮消防署(以上田辺及び本宮地域)、中辺路行政局(中辺路地域)との通話ができる。 ・アンサーバック局 82(内訳:田辺38、中辺路11、本宮33)
5	市 防災行政無線 (移動系)	・基地局 5(地域毎に各1) ・移動局 121 (内訳:田辺22、龍神28、中辺路14、大塔33、本宮24) ・移動局(孤立集落通信確保用)47 (内訳:田辺12、龍神3、中辺路11、大塔20、本宮1)

NO	通 信 手 段	通 信 方 法 等																		
6	県防災情報システム	<p>県防災情報システムの防災電話は、県内の各機関を専用回線で接続する有線回線と、全国の都道府県、市町村、総務省消防庁及び多くの消防本部等を結ぶ衛星回線（地域衛星通信ネットワーク）との2ルートで構成されており比較的災害の影響を受けにくい。地域衛星通信ネットワークは、およそ時間雨量20mmを超える降雨の影響で通信が切断することに留意する。</p> <table border="0"> <tr> <td>設置場所</td> <td>防災局番</td> </tr> <tr> <td>市 防災まちづくり課</td> <td>2 6 0 - 4 0 0</td> </tr> <tr> <td>〃 (FAX)</td> <td>2 6 0 - 4 9 9</td> </tr> <tr> <td>土木課</td> <td>2 6 0 - 4 0 1</td> </tr> <tr> <td>消防本部 指令室</td> <td>2 6 0 - 5 0 0</td> </tr> <tr> <td>〃 (FAX)</td> <td>2 6 0 - 5 9 9</td> </tr> <tr> <td>講 堂</td> <td>2 6 0 - 5 0 1</td> </tr> <tr> <td>消防総務課</td> <td>2 6 0 - 5 0 2</td> </tr> <tr> <td>作戦室</td> <td>2 6 0 - 5 0 3</td> </tr> </table>	設置場所	防災局番	市 防災まちづくり課	2 6 0 - 4 0 0	〃 (FAX)	2 6 0 - 4 9 9	土木課	2 6 0 - 4 0 1	消防本部 指令室	2 6 0 - 5 0 0	〃 (FAX)	2 6 0 - 5 9 9	講 堂	2 6 0 - 5 0 1	消防総務課	2 6 0 - 5 0 2	作戦室	2 6 0 - 5 0 3
設置場所	防災局番																			
市 防災まちづくり課	2 6 0 - 4 0 0																			
〃 (FAX)	2 6 0 - 4 9 9																			
土木課	2 6 0 - 4 0 1																			
消防本部 指令室	2 6 0 - 5 0 0																			
〃 (FAX)	2 6 0 - 5 9 9																			
講 堂	2 6 0 - 5 0 1																			
消防総務課	2 6 0 - 5 0 2																			
作戦室	2 6 0 - 5 0 3																			
7	衛星携帯電話 (NTTドコモ ワイドスター)	<p>有線通信途絶時や通信施設のない山間部での連絡用として27台設置している。</p> <table border="0"> <tr> <td>設置場所</td> <td>本庁管内</td> <td>10台</td> <td>龍神行政局管内</td> <td>4台</td> </tr> <tr> <td></td> <td>中辺路行政局管内</td> <td>4台</td> <td>大塔行政局管内</td> <td>4台</td> </tr> <tr> <td></td> <td>本宮行政局管内</td> <td>5台</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	設置場所	本庁管内	10台	龍神行政局管内	4台		中辺路行政局管内	4台	大塔行政局管内	4台		本宮行政局管内	5台					
設置場所	本庁管内	10台	龍神行政局管内	4台																
	中辺路行政局管内	4台	大塔行政局管内	4台																
	本宮行政局管内	5台																		
8	防災相互通信用無線	<p>防災関係行政機関共通の無線周波数のため、相互に通信ができる。 周波数158.35MHz、466.775MHz ※No. 5の市防災行政無線の移動局の一部で使用可能</p>																		

第4 有線通信網の利用方法

1 非常又は緊急通話の利用

加入電話による通話若しくは指定電話相互間の通話がいずれも不能若しくは困難な場合は、非常又は緊急通話として、他に優先して取り扱うよう請求し利用する。

2 警察、消防電話等の利用

警察・消防電話網は、それぞれの本部を起点として、各出先機関・関係機関等間を結ぶ業務用の専用回線である。そのため、これらの利用については、他に通信連絡の手段がなく緊急を要する場合において要請する。

第5 有線通信が途絶した場合の措置

1 県・近隣市町村及び防災関係機関との連絡

県総合防災情報システムを利用して行う。また、必要に応じ市防災行政無線、非常通信（消防無線、警察無線、他の機関等が保有する無線）を活用するとともに、状況によっては伝令の派遣を行う。

2 市各部（出先機関）との連絡

連絡所その他出先機関及び災害現場等に出動している各部職員との連絡は、移動系防災行政無線、衛星携帯電話のほか、伝令（自転車、オートバイ利用又は徒歩）派遣、非常通信その他適当な手段により行う。

3 孤立集落との連絡

土砂災害等による道路の寸断等により発生した孤立集落が、電話線の断線等により通信ができない場合の連絡は、防災行政無線アンサーバック局、移動系防災行政無線のほか、衛星携帯電話、伝令（自転車、オートバイ利用又は徒歩）派遣、非常通信その他適当な手段により行う。

4 非常通信の利用について

官公庁、会社、船舶、アマチュア無線等の全ての無線局は、平素は許可を受けた目的にのみ使用できるが、電波法（昭和25年法律第131号）第52条の規定により、災害その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、NTTその他の有線通信が事実上利用できないときに、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる通信（非常通信）や各種予警報の伝達等の緊急を要する通信を取り扱うことができる。

また、電波法第74条に基づき、総務大臣は、災害その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれのある場合に、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保、秩序の維持のために必要な通信を行わせることができる。

- (1) 警察無線、消防無線
- (2) 非常通信協議会構成員（鉄道、電気、放送等の事業者等）が保有する無線
- (3) その他の無線（例：運輸業者等の業務用無線やアマチュア無線）

※ 非常通信協議会概要は「資料編5-2（P資5-5）」を参照

※ 非常通信経路（市町村防災系）は「資料編5-3（P資5-9）」を参照

※ 和歌山県防災情報システムネットワーク全体構成図は「資料編5-4（P資5-11）」を参照

第6 無線通信の運用

1 通信の統制

災害の発生時には、各種通信の混乱が予想される。そのため、それぞれの無線通信施

設の管理者は、適切な通信の統制を実施し、円滑・迅速な通信の確保に努める。

特に本部及び支部においては、総合調整部又は調整部が市防災行政無線管理運用の規定に基づき、おおむね次のように通信の統制を行う。

(1) 無線機器の管理

移動局については、本部及び支部で管理を行い、総合調整部又は調整部が通信の統制を実施する。

(2) 通信の統制

移動局からの通話は、原則としてすべて本部又は支部に対して行うものとする。その他以下の原則に基づき通信の統制を行う。

ア 重要通信の優先の原則（救助、避難指示等重要性の高い通信を優先）

イ 統制者の許可の原則（通信に際しては、統制者の許可を得て行う。）

ウ 移動局間の通信禁止の原則（移動局間通信の必要があるときは、統制者の許可を得て行う。）

エ 簡潔通話の実施

オ 専任通信担当者の設置（各移動局には担当者を常駐させる。）

2 通信の制約に対する対応

災害発生時には、使えない（不通、故障、電源不良等）、混雑している（話し中、混信、宛先不明等）、聞き取り困難（雑音、電波障害等）等のさまざまな制約が予想されるため、通信障害の除去や代替の通信手段の確保に努める。

3 市防災行政無線に関する統制

田辺市防災行政無線に関し、総合調整部は、必要に応じて以下のような統制を行う。

(1) 通話時間統制

1通話5分間とし、通話時間終了の10秒前に予告音を出した上で回線を遮断する。

(2) 発信統制

無線回線を使用して、当該端末局に対する発信を統制する。

(3) 着信統制

特定の端末局から他の端末局への無線回線による着信を統制する。

第4節 被害情報の収集・伝達

《実施担当部局》

各部、関係機関

《対策の体系》

被害情報の収集・伝達

- 情報収集の基本方針
- 被害情報等の区分及び担当
- 被害情報の集約及び伝達
- 県への被害状況報告

《対策の展開》

災害時における被害情報等の収集は、災害応急対策等を迅速かつ的確に実施する基礎となるものであり各部長は、災害が発生し、又は発生が予想される場合、速やかに状況を把握して本部長に報告するものとする。

第1 情報収集の基本方針

- 1 被害情報の収集及び本部への報告は、災害応急対策を実施するうえで極めて重要であるため、あらかじめ各部において報告責任者（正・副各1名）を定め、報告の確実さを期する。
- 2 総合調整部総務班は、全体の被害情報を把握するため各部から情報を集約する。
- 3 集約にあたっては、田辺警察署他関係機関とも十分連絡をとるものとする。
- 4 各部で収集した市民からの災害に関する情報は、直ちにその被害の種類に応じて総合調整部に報告する。
- 5 被害情報等の収集にあたっては、災害対応の各時期において必要な情報を適時、適切に収集し、災害応急対策に活用していく。
 - (1) 職員の参集時の情報収集
職員は参集途上における被害状況の把握に努め、参集後速やかに総合調整部（調整部）に状況を報告する。
 - (2) 初動（緊急対応）期の情報収集

災害発生直後において時期を逸することなく、被害の発生及び被害の拡大防止措置を実施するため、緊急対応に必要な災害情報及び被害状況の把握に努める。

(3) 応急対策（回復沈静）期の情報

災害発生直後の混乱期を経過し、災害が沈静化しはじめたときには、事後の対策に必要な具体的な災害情報及び被害状況の把握に努める。

- 6 被災者に関する情報を収集した場合、速やかに被災者支援システムに登録し、対応に努める。

第2 被害情報等の区分及び担当

被害情報等の収集・伝達は、次表の区分に基づき各担当部が行う。

担 当 部	情報区分（各部所管事項）
総合調整部	<ul style="list-style-type: none"> 被害の状況、災害に対してとられた措置の概要 関係機関被害等（通信、電気、鉄道等）
救護部	<ul style="list-style-type: none"> 医療関係被害等（医療施設等） 社会福祉施設、在宅要配慮者の被害等 文教施設関係被害等（学校・社会教育施設等） 防疫関係及び清掃・し尿、下水道等施設被害等
調達配給部	<ul style="list-style-type: none"> 運輸施設被害等 商工業関係被害等（工場、倉庫、商店等）
給水部	<ul style="list-style-type: none"> 上水道施設被害等
調査復旧部	<ul style="list-style-type: none"> 人的及び住家被害等 市営住宅被害等 土木施設被害等（道路、橋梁、河川、公園、都市下水路、街路樹等） 農林水産業被害等（農林水産物、農地用排水路、ため池等） 漁港等水産施設被害等
消防部	<ul style="list-style-type: none"> 人的及び住家被害等（火災、救急、救助関連）
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> 各部所轄の公共施設の被害 市民の避難状況 その他、各部における応急活動の状況

第3 被害情報の集約及び伝達

1 被害情報の集約

総合調整部は、収集した情報及び資料をとりまとめ、必要に応じて次に掲げる資料を作成する。

- (1) 気象関連情報等の状況、被害状況等
- (2) 本部会議等のための資料

- (3) 状況報告書等
- (4) 災害写真、ビデオ、被害分布図等

2 被害情報の伝達

とりまとめた被害情報のうち、必要なものは次の機関へ伝達する。

(1) 知事

総合調整部総務班は、災害の程度が災害救助法適用基準に該当し、又は該当すると予想されるときは、直ちに被害状況等報告を知事に提出する。

(2) 各部

本部長は、本部で収集した被害情報等を各部・各支部に伝達し、応急対策の処置について指揮をとる。

(3) 報道機関

報道機関に対する被害情報等の伝達は、原則として総合調整部広報班を通じて行う。但し、必要に応じて支部調整部総務広報班でも行うことができる。

(4) 市民

総合調整部広報班・支部調整部総務広報班は、必要な被害情報等について市民に周知する。

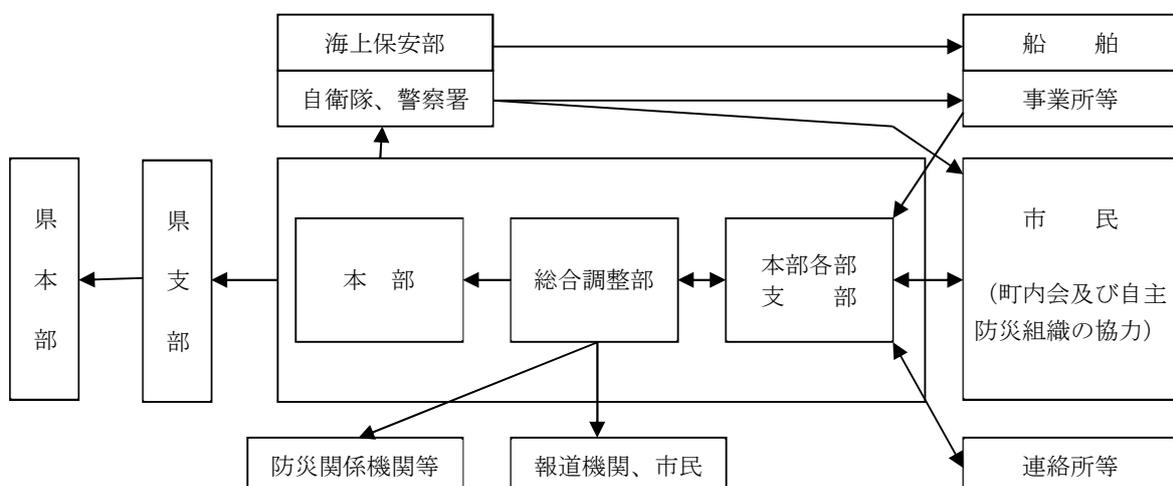
3 防災関係機関との情報交換等

(1) 防災関係機関は、それぞれの防災業務計画等に定めるところにより、被害情報等を収集し、随時、本部及びその他の関係機関に状況を通報する。

(2) 本部と防災関係機関は、各種情報の収集について十分連絡調整を行うとともに、相互に情報を交換して、応急対策活動が円滑に実施されるよう努める。

4 情報伝達系統

被害情報等の報告系統は次のとおりである。



第4 県への被害状況報告

1 報告基準

県への報告は、次の基準に該当するものについて行うものとする。

- (1) 災害救助法の適用基準に該当するとき
- (2) 本部を設置したとき
- (3) 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するとき
- (4) 災害による被害が、当初は軽微であっても、今後上記(1)～(3)の要件に該当する災害に発展するおそれのあるとき
- (5) その他災害の状況及び社会的影響等から、報告する必要があると認められるとき

2 災害報告の種類

(1) 災害即報

被害状況即報及び災害概況即報様式は「資料編6-7(P資6-11)」を参照

(2) 被害状況報告

被害状況報告及び附表・明細表は「資料編6-8(P資6-16)」を参照

3 災害即報及び被害状況報告要領

(1) 災害即報

ア 災害即報は、災害の総合的な応急対策を立てる基礎となるものであり、人的及び家屋被害を優先して報告するものとする。

イ 報告すべき災害の発生を覚知したときは、直ちに加入電話・無線電話・ファクシミリ等によって第一報を報告するものとし、以後、即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告するものとする。

ウ 即報が2報以上にわたるときは、先報との関連を明確にするため一連番号を付して報告現時を明らかにするものとする。

エ 通信途絶等により、被害状況等を県に報告できない場合は、直接、内閣総理大臣(消防庁)に報告するものとする。(災害対策基本法第53条第1項)

なお、県との連絡が可能になった後の報告については、県に対して行うものとする。

【消防庁報告先】

	N T T 回 線	F A X	県 防 災 情 報 シ ス テ ム	県 防 災 情 報 シ ス テ ム F A X
通常時	03-5253-7527	03-5253-7537	7-048-500-90-43423	7-048-500-49033
夜間・休日	03-5253-7777	03-5253-7553	7-048-500-90-49102	7-048-500-49036

オ 災害により、同時多発火災や多くの死傷者が発生し、田辺消防署等への通報が殺到した場合、その状況が無線電話、ファクシミリ等最も迅速な方法により、直ちに消防庁及び県に報告をするものとする。

(2) 被害状況報告

ア 被害状況報告は、災害応急対策及び災害復旧の基礎になるものであり、状況に応じて概況・中間・確定報告と段階的に行うものとする。

イ 被害確定報告は、災害応急対策を終了した後15日以内に行うものとする。

ウ 被害が甚大なため市において被害状況等の収集及び調査が不可能なとき、又は調査に専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求めて実施するものとする。

(3) 災害即報及び被害状況報告の区分、連絡先及び市主務課については、次のとおりである。

区 分	県地方機関への連絡先	市 主 務 課
1 人的被害及び住宅等 一般被害状況報告	西牟婁振興局 健康福祉部 衛生環境課	福祉課、税務課
2 土木関係被害状況報告	西牟婁振興局 建設部 工務課	土木課
3 農産、畜産関係被害状況報告	西牟婁振興局 農林水産振興部 農業水産振興課	農業振興課
4 農地、農業用施設関係 災害状況報告	西牟婁振興局 農林水産振興部 農地課	〃
5 林業関係災害状況報告	西牟婁振興局 農林水産振興部 林務課	山村林業課
6 水産関係災害状況報告	西牟婁振興局 地域振興部 企画産業課	水産課
7 漁港関係災害状況報告	西牟婁振興局 建設部 工務課	〃
8 公共施設関係災害状況報告	西牟婁振興局 各部	各課
9 商工業関係災害状況報告	西牟婁振興局 地域振興部 企画産業課	商工振興課
10 観光関係災害状況報告	西牟婁振興局 地域振興部 企画産業課	観光振興課
11 自然公園関係災害状況報告	西牟婁振興局 健康福祉部 衛生環境課	環境課
12 衛生関係災害状況報告	田辺保健所 (西牟婁振興局 健康福祉部)	廃棄物処理課、環境課
13 その他被害状況報告	西牟婁振興局 地域振興部 総務県民課	防災まちづくり課
14 災害に対してとられた 措置の概要	西牟婁振興局 地域振興部 総務県民課	〃

注：市の業務のうち、直接県の各課が管轄する業務についての被害状況については、県主務課へ報告するものとする。

第5節 災害広報・広聴対策

《実施担当部局》

総合調整部、調整部、消防部

《対策の体系》

災害広報・広聴対策 — 災害広報対策
— 災害広聴対策

《対策の展開》

第1 災害広報対策

1 災害情報の広報

- (1) 災害発生直後の速やかな災害情報の広報は、人心の安定や混乱防止等を図る上で重要であることから、市は関係機関と協議の上、次の事項を中心に広報活動を実施する。
 - ア 被害の状況
 - イ 気象予警報等に関する情報
 - ウ 二次災害に関する情報
 - エ 市民に対する避難の勧告・指示の状況
 - オ 医療救護所及び避難所の開設状況
 - カ その他市民の安全確保に必要な情報（二次災害防止情報を含む。）
- (2) 広報内容は簡潔で誤解を招かない表現に努めるとともに、特に高齢者、障害者、外国人等の要配慮者を意識したものとする。
- (3) 気象予警報、地震、津波等に関する情報の市防災行政無線放送は、次によるものとする。

【風水害時】

警報等	気象警報（全国瞬時警報システム〔J-ALERT〕による緊急一斉放送）
一般気象 地象 水象警報 発表	(1) チャイム (2) 放送内容 「こちらは防災田辺です。 田辺市〇〇に△△警報が発表されました。（警報訳文の概略） 十分警戒してください。」 ※ (2)を2回繰り返す。（この場合、呼出し符号は除く）
一般気象 地象 水象警報 追加発表	(1) チャイム (2) 放送内容 「こちらは防災田辺です。 田辺市〇〇に△△・××警報が発表されました。十分警戒して ください。」 ※ (2)を2回繰り返す。（この場合、呼出し符号は除く）
特別警報 発表	(1) チャイム (2) 放送内容 「こちらは防災田辺です。 田辺市〇〇に△△特別警報が発表されました。周囲の 状況を確認して命を守る行動を取ってください。」 ※ (2)を2回繰り返す。（この場合、呼出し符号は除く）
土砂災害 警戒情報 発表	(1) チャイム (2) 放送内容 「こちらは防災田辺です。 ただいま、土砂災害警戒情報が発表されました。土砂災害 には、十分警戒してください。」 ※ (2)を2回繰り返す。（この場合、呼出し符号は除く）

警報等	気象警報（手動による一斉放送）
一般気象 地象 水象警報 解除	(1) チャイム (2) 放送内容 「こちらは防災田辺です。 〇〇〇警報が解除されました。」 ※ (2)を2回繰り返す。（この場合、呼出し符号は除く）
一般気象 地象 水象警報 一部解除	(1) チャイム (2) 放送内容 「こちらは防災田辺です。 〇〇〇警報は解除されました。××警報は、引き続き発表され ていますので十分警戒してください。」 ※ (2)を2回繰り返す。（この場合、呼出し符号は除く）
土砂災害 警戒情報 解除	(1) チャイム (2) 放送内容 「こちらは防災田辺です。 発表されていた土砂災害警戒情報が解除されました。」 ※ (2)を2回繰り返す。（この場合、呼出し符号は除く）

【地震・津波時】

	津波予報（全国瞬時警報システム〔J-ALERT〕による緊急一斉放送）
大津波震災クラス報 (東日本大震災)	<p>メッセージ1：消防サイレン1（3秒吹鳴2秒休止×3回） メッセージ2：大津波警報。大津波警報。東日本大震災クラスの津波が来ます。ただちに高台に避難してください。 メッセージ3：消防サイレン1（3秒吹鳴2秒休止×3回） メッセージ4：大津波警報。大津波警報。東日本大震災クラスの津波が来ます。ただちに高台に避難してください。 メッセージ5：消防サイレン1（3秒吹鳴2秒休止×3回） メッセージ6：大津波警報。大津波警報。東日本大震災クラスの津波が来ます。ただちに高台に避難してください。 メッセージ7：こちらは「〇〇（識別信号）」です。 メッセージ8：下り4音チャイム</p> <p>※ 予想される津波の高さが10m超又は巨大の場合 ※ 遠地地震による大津波警報発表時で、津波到達まで時間に余裕がある場合は、随時、手動による放送を実施する。</p>
大津波報 (上記以外)	<p>メッセージ1：消防サイレン1（3秒吹鳴2秒休止×3回） メッセージ2：大津波警報。大津波警報。ただちに高台に避難してください。 メッセージ3：消防サイレン1（3秒吹鳴2秒休止×3回） メッセージ4：大津波警報。大津波警報。ただちに高台に避難してください。 メッセージ5：消防サイレン1（3秒吹鳴2秒休止×3回） メッセージ6：大津波警報。大津波警報。ただちに高台に避難してください。 メッセージ7：こちらは「〇〇（識別信号）」です。 メッセージ8：下り4音チャイム</p> <p>※ 予想される津波の高さが上記以外の場合 ※ 遠地地震による大津波警報発表時で、津波到達まで時間に余裕がある場合は、随時、手動による放送を実施する。</p>
津波報	<p>メッセージ1：消防サイレン2（5秒吹鳴6秒休止×2回） メッセージ2：津波警報が発表されました。海岸付近の方は高台に避難して下さい。 メッセージ3：消防サイレン2（5秒吹鳴6秒休止×2回） メッセージ4：津波警報が発表されました。海岸付近の方は高台に避難して下さい。 メッセージ5：消防サイレン2（5秒吹鳴6秒休止×2回） メッセージ6：津波警報が発表されました。海岸付近の方は高台に避難して下さい。 メッセージ7：こちらは「〇〇（識別信号）」です。 メッセージ8：下り4音チャイム</p> <p>※ 遠地地震による津波警報発表時で、津波到達まで時間に余裕がある場合は、随時、手動による放送を実施する。</p>
津波注意報	<p>メッセージ1：消防サイレン3（10秒吹鳴2秒休止×2回） メッセージ2：津波注意報が発表されました。海岸付近の方は注意して下さい。 メッセージ3：消防サイレン3（10秒吹鳴2秒休止×2回） メッセージ4：津波注意報が発表されました。海岸付近の方は注意して下さい。 メッセージ5：消防サイレン3（10秒吹鳴2秒休止×2回） メッセージ6：津波注意報が発表されました。海岸付近の方は注意して下さい。 メッセージ7：こちらは「〇〇（識別信号）」です。 メッセージ8：下り4音チャイム</p> <p>※ 遠地地震による津波注意報発表時で、津波到達まで時間に余裕がある場合は、随時、手動による放送を実施する。</p>

		津波予報（手動による一斉放送）
地震情報 （震度4以上）	津波の心配なし	<p>(1) チャイム (2) 放送内容 「こちらは防災田辺です。 ただいまの地震による津波の心配はありません。」</p> <p>※ (2) を2回繰り返す。（この場合、呼出符号は除く）</p> <p>(3) チャイム</p>
	海面変動・被害なし	<p>(1) チャイム (2) 放送内容 「こちらは防災田辺です。 ただいまの地震により、若干の海面変動があるかもしれませんが、被害の心配はありません。」</p> <p>※ (2) を2回繰り返す。（この場合、呼出符号は除く）</p> <p>(3) チャイム</p>
津波警報（注意報）解除		<p>(1) チャイム (2) 放送内容 「こちらは防災田辺です。 発表されていた津波警報（注意報）が解除されました。」 【なお、若干の海面変動があるかもしれませんが、被害の心配はありません。】</p> <p>※ (2) を適宜繰り返す。（この場合、呼出符号は除く） ※ 【 】内は、情報を入電した時のみ追加する。</p> <p>(3) チャイム</p>
津波予報変更	大津波警報から津波警報へ	<p>(1) チャイム (2) 放送内容 「こちらは防災田辺です。 発表されていた大津波警報が、津波警報に切り替えられました。引き続き津波に十分警戒してください。海岸沿いには近づかないでください。」</p> <p>※ (2) を2回繰り返す。（この場合、呼出符号は除く）</p> <p>(3) チャイム</p>
	津波警報から津波注意報へ	<p>(1) チャイム (2) 放送内容 「こちらは防災田辺です。 発表されていた津波警報が解除されました。引き続き津波注意報が発表されましたので、海岸沿いの方は、津波に十分注意してください。」</p> <p>※ (2) を2回繰り返す。（この場合、呼出符号は除く）</p> <p>(3) チャイム</p>

2 支援情報の広報

災害発生後、人身の安全性が確保された後は、避難生活・通常生活のための情報が必要となる。

市は、関係機関と密接な連絡を図り、次の事項を中心に広報活動を実施する。

- (1) 避難所に関すること
- (2) 救護所に関すること
- (3) 救援物資の配布に関すること
- (4) 給水・給食に関すること
- (5) 被災者の安否に関する情報
- (6) 本部の設置及び応急対策実施状況
- (7) 市民の心得等民心の安定及び社会秩序保持のための必要事項
- (8) その他生活情報等必要と認める情報

3 ライフライン施設の復旧情報等の広報

市は、各防災関係機関と密接な連絡を図り、復旧情報について広報活動を実施する。

- (1) 電気、水道、電話施設等の被害及び復旧見通し状況
- (2) 主要道路状況
- (3) 交通機関の運行状況及び交通規制の状況

4 広報の手段

市民に対する広報手段は、次に掲げる方法により、状況に応じて行うものとする。

なお、報道機関等に対する発表並びに報道機関からの問い合わせの受付及び応答については、原則として、総合調整部広報班を通じて行う。

また、大規模災害時には臨時災害放送局を立ち上げ、市民への広報に務める。

- (1) ラジオ、テレビ、新聞等報道機関による広報
- (2) 市防災行政無線放送による広報
- (3) 広報車による巡回広報
- (4) 防災ヘリコプター等による広報
- (5) 広報紙、チラシ、ポスター等による広報
- (6) 市役所ホームページ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）による
広報
- (7) 「防災・行政メール」による広報
- (8) 「防災・行政テレフォンガイド」による広報
- (9) 「緊急速報メール」による広報

5 報道機関への情報提供等

(1) 災害情報の提供

総合調整部総務班は災害情報を総括し、同部広報班は報道機関に対し適宜情報の発表を行う。なお、発表にあたっては、次に掲げる項目を整理するとともに、個人情報については、プライバシーの保護に十分配慮する。

- ア 災害発生の場所及び発生日時
- イ 被害状況
- ウ 応急対策の状況
- エ 市民に対する避難勧告等の状況
- オ 市民に対する協力及び注意事項
- カ 支援施策に関する情報

(2) マスメディア

県の「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定書」及び「緊急警報放送の放送要請に関する覚書」に基づき、日本放送協会和歌山放送局、株式会社和歌山放送、株式会社テレビ和歌山、株式会社毎日放送、朝日放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、讀賣テレビ放送株式会社に対し放送を要請することができる。

この場合、原則として、西牟婁振興局を經由して、知事に放送要請の理由、放送事項、希望する放送日時等を明らかにして要請するものとする。

ただし、県と通信途絶等特別の事情がある場合は、本部から直接放送局に対し、要請できるものとする。

また、「災害時における放送要請等に関する協定」に基づき、FM TANABE 株式会社に対し放送を要請するとともに、状況に応じ臨時災害放送局を立ち上げる。

※ 報道関係機関一覧表は「資料編4-2(P資4-2)」を参照

第2 災害広聴対策

1 市民相談窓口の開設

市は、市民からの問い合わせや相談に対応するため、関係機関と連携し、必要に応じて特別相談窓口を開設する。

- (1) 巡回相談（各避難所等）
- (2) 電話相談
- (3) 専門相談（法律、医療等）
- (4) 他機関（国、県、その他関係機関）との共同相談
- (5) 要配慮者（障害者、外国人等）を対象とした相談

2 実施体制

- (1) 各部から対応職員を派遣し、電話及び市民対応業務全般について実施する。
- (2) 相談窓口の開設時には、広報紙・市防災行政無線放送等で市民へ周知する。

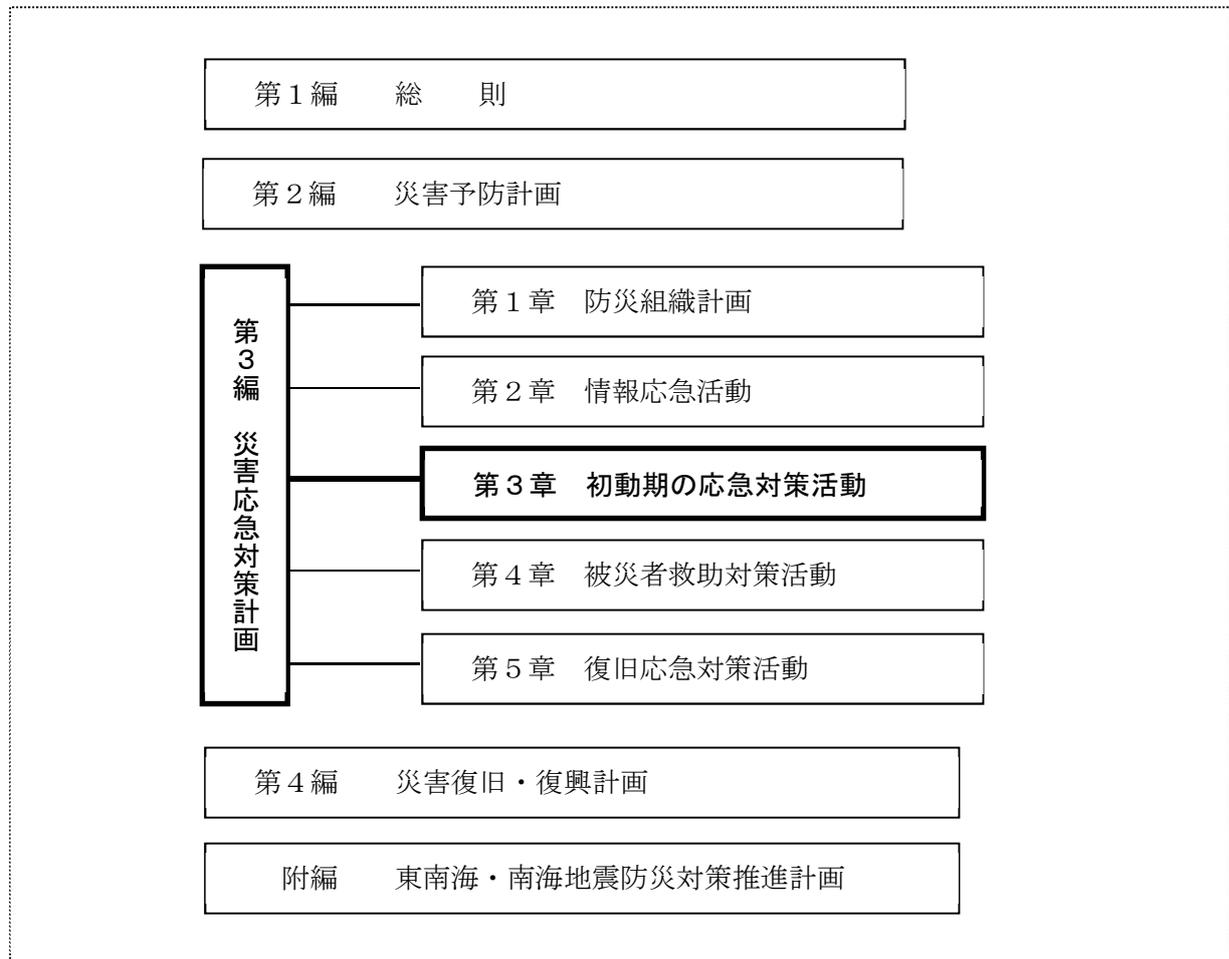
3 要望の処理

- (1) 市民相談窓口で扱う情報は、市の応急対策の実施状況、被害状況、援護・救援に関する事項等とし、被災した市民からの相談・要望・苦情等の積極的な聞き取りに努める。
- (2) 市民相談窓口で聴取した要望等については、速やかに関係部及び関係機関へ連絡し、早期解決を図る。
- (3) 必要に応じ、関係機関の協力を求める。

4 県の総合相談窓口

県が、国、市、関係機関、関係団体等による合同の相談窓口（総合相談窓口）を設置した場合は、必要な人員を派遣する。

第3章 初動期の応急対策活動



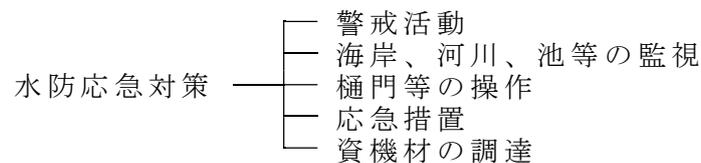
第1節	水防応急対策	3- 96
第2節	山地災害等の警戒活動	3- 98
第3節	消火・救助・救急活動	3-102
第4節	救急医療対策	3-106
第5節	応急避難対策	3-110
第6節	緊急輸送対策	3-119
第7節	交通対策	3-123
第8節	ライフラインの緊急対応	3-129
第9節	公共施設等災害応急対策	3-130
第10節	特殊災害応急対策	3-132
第11節	農林水産業関係災害応急対策	3-139

第1節 水防応急対策

《実施担当部局》

調査復旧部、消防部、総合調整部、調整部

《対策の体系》



《対策の展開》

第1 警戒活動

1 雨量観測及び水位観測

(1) 雨量の観測

ア 消防部は管内雨量観測所の情報を集約し、常に的確な気象状況の把握に努め、雨量が下記の基準に達したときは総合調整部又は行政局調整部に報告するものとする。

- ① 総降雨量が80mmに達したとき
- ② 時間雨量が20mmを超えたとき

イ 消防本部が観測する管内雨量観測所は、2箇所ある。

また、和歌山県砂防課が観測する田辺市内の雨量観測所（31箇所）についてはインターネットで情報収集し、災害対応資料として活用するほか、市民への閲覧の周知に努める。

※和歌山県情報館 河川雨量情報 <http://kasensabo02.pref.wakayama.lg.jp/>
携帯用 <http://kasensabo02.pref.wakayama.lg.jp/keitai>

(2) 水位の観測

各関係部長は、気象状況等により洪水又は高潮のおそれがあり、河川等の増水状況の調査が必要と認めたときは、水防法第10条の規定により水位観測所と連絡をとるとともに、現地調査を行い、その状況を総合調整部に、支部の場合は調整部にそれぞれ報告するものとする。

※ 管内雨量観測所及び管内水位観測所は「資料編2-10（P資2-20）」を参照

第2 海岸、河川、池等の監視

気象状況により、市域内の海岸、河川、池等を巡視し、被害の状況及び重要水防箇所を調査する。

地震及び津波が発生した場合は、地震・津波情報収集伝達システム等により監視を行う。また、状況によっては、市民などに対し安全な場所に避難するよう勧告又は指示するとともに、西牟婁振興局建設部へその旨連絡する。

第3 樋門等の操作

樋門等の管理者と連絡を密にし、必要な場合は閉鎖して、以後、水位の変動及び状況に応じて門扉等の適正な開閉を行うものとする。

また、市管理の水防施設については、状況等から判断して、時期を逸しないよう門扉の閉鎖等の措置をとる。ただし、閉鎖のいとまがない場合は、直ちに避難するものとする。

※ 重要なダム・水こう門一覧表は「資料編2-11(P資2-23)」を参照

第4 応急措置

- 1 洪水又は高潮、地震及び津波により堤防等が被害を受け危険と思われる場合は、水防工法等により応急措置を講ずるものとする。
- 2 水防危険箇所については、警戒区域を設定し、関係者以外の立入りを禁止するなどの措置を講ずる。
- 3 豪雨により自然排水が不能となった場合、内水を排除するため各排水ポンプを稼働し、浸水被害の防止に努める。

第5 資機材の調達

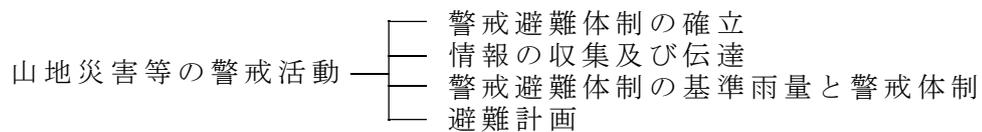
水防倉庫の資機材を優先的に活用し、なお不足する場合には、現地調達あるいは建設業者等から調達を行う。

第2節 山地災害等の警戒活動

《実施担当部局》

総合調整部、調整部、調査復旧部、消防部、救護部

《対策の体系》



《対策の展開》

急傾斜地崩壊や土石流、地すべり等の土砂災害に際しての情報の収集・伝達や雨量の測定、避難勧告等、警戒避難などの対策に関し、次のとおり定める。

第1 警戒避難体制の確立

異常な気象等により、災害危険箇所等で災害のおそれがあると思われる場合は、必要に応じて警戒避難体制をとり、以下の活動を実施する。

- ア 警戒区域に対する警戒及び巡視
- イ 気象情報、予報・警報等の情報収集・伝達
- ウ 和歌山県による警戒避難に資する情報（雨量状況図、土砂災害警戒避難判定図等）の収集
- エ 市民に対する災害情報の提供、避難勧告等
- オ 消防団、自主防災組織の活用

第2 情報の収集及び伝達

1 情報の収集

土砂災害発生危険箇所について、防災パトロールの実施、地域住民からの通報等による情報の収集を行う。

また、県から提供される警戒避難に資する情報（雨量状況図、土砂災害警戒避難判定図等）を活用するものとする。

2 情報の報告及び伝達

市が収集した情報は、速やかに様式「土砂災害緊急FAX送付状」（資料編6-6（P資6-9））により、西牟婁振興局建設部及び県砂防課に報告するとともに、必要に応じて市防災行政無線、広報車等により広報する。

3 伝達情報の内容

- ① 気象予報・警報等の情報
- ② 前兆現象の監視、観測状況の報告
- ③ 避難勧告等（避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急））
- ④ その他応急対策に必要な情報

第3 警戒避難体制の基準雨量と警戒体制

警戒避難体制をとる基準雨量は、降雨量、降雨時間、崖の状況、樹木の状況、土質等により判断され各危険箇所ごとに定めるのが適切であるが、ここでは、概ね下記の雨量状況を警戒体制の基準（目安）とする。

区分	前日までの連続雨量が100 mm以上あった場合	前日までの連続雨量が40 mm～100 mmあった場合	前日までの降雨がない場合
第1警戒体制	当日の日雨量が50 mmを超えたとき	当日の日雨量が80 mmを超えたとき	当日の日雨量が100 mmをこえたとき
第2警戒体制	当日の日雨量が50 mmを超え、時間雨量が30 mm程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が80 mmを超え、時間雨量が30 mm程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が100 mmを超え、時間雨量が30 mm程度の強雨が降り始めたとき

1 警戒配備の基準及び措置

警戒配備の基準は以下のとおりとし、各体制において、関係職員は情報収集や避難勧告等の適切な措置を実施する。

- (1) 消防本部に設置している雨量計で1時間雨量が20mmを超えた場合に、市域内に配置している雨量観測を開始する。
- (2) 第1警戒体制
 - ア 上記表による降雨量があったときは、情報等の収集を開始する。
 - イ 必要に応じて気象情報及び危険地域の状況等を市民に周知する。
- (3) 第2警戒体制
 - ア 上記表による降雨量があり、危険地域に異常が生じたとき、関係職員を出動させ、適切な措置を実施する。

イ 被害発生が予想され、又は被害が発生しあるいは異常が生じたときは、関係職員を出動させ応急措置を実施する。

2 雨量観測

(1) 雨量測定の基準

台風が接近しているか、不連続線が停滞して、かなりの雨量が予想されるとき	事後随時
時間雨量 20mm を超えたとき	事後 1 時間ごと
第 1 警戒体制のとき	事後 30 分ごと
第 2 警戒体制のとき	事後 10 分～20 分ごと
時間雨量 20mm 以下になったとき	事後随時

(2) 観測雨量の周知方法

関係部は、必要に応じ危険地域の住民に周知する。

なお、雨量情報、土砂災害警戒情報や土砂災害危険箇所、法指定区域などの土砂災害に関連する情報についてインターネットで提供が行われている。

※和歌山県砂防課 <http://kasensabo01.pref.wakayama.lg.jp/new/>

携帯用 <http://kasensabo02.pref.wakayama.lg.jp/keitai>

第4 避難計画

1 避難準備・高齢者等避難開始

(1) 定義・目的

台風や豪雨により、甚大な災害の発生が予想される場合に、総合的な判断により、前もって拠点避難施設を開設する。

(2) 発令目安

- ① 台風が紀伊半島に接近・通過することが予想される場合
- ② 前線が長期間にわたり紀伊半島付近に停滞し、大雨が予想される場合
- ③ 大雨・洪水警報等及び土砂災害警戒情報の発表が見込まれ、土砂災害の危険度が高まるおそれがあると判断した場合
- ④ その他和歌山地方気象台の助言により必要と判断した場合

(3) 伝達方法

- ① 防災行政無線による放送及び防災行政メール
- ② 自主防災会長、町内会長等、区長等を通じて住民に伝達

(4) 避難準備・高齢者等避難開始発令時の開設施設

早期避難を可能とする拠点避難施設の選定及び開設

※ 避難準備・高齢者等避難開始発令時開設施設の一覧は「資料編3-3(P資3-13)」を参照

2 避難の勧告または指示

避難に関する事項は、「第3編第3章第5節応急避難対策」によるほか、本計画及び「田辺市避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に定めるところによる。

和歌山県及び和歌山地方気象台から発表される土砂災害警戒情報や補足情報、前兆現象や災害発生状況などを総合的に判断して、避難勧告等の発令が必要と認められたときや、集中豪雨その他の異常な自然現象により、土砂災害発生危険箇所による危険が増大したときは、それぞれ危険箇所ごとに居住者、

等に対し、避難のための立ち退きを勧告または指示し、周知にあたっては要配慮者に配慮する。

避難勧告または指示を行った場合、本部長は、警察署、消防団（水防団）、自主防災組織の協力を得て、市防災行政無線、広報車等により危険箇所の周知徹底を図り、避難者の誘導にあたりるとともに、必要事項について和歌山県へ報告する。

(1) 避難のための立ち退きの勧告（指示）及び避難誘導

総合調整部又は行政局調整部は、土砂災害発生危険箇所の状況を把握し、または情報を入手するとともに、本部長から立ち退きの勧告（指示）の命令があったときは、関係部に協力を求め当該地域市民に周知徹底し、避難誘導を行う。

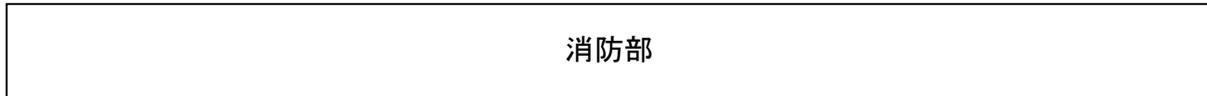
この場合、救護部避難所班と協議しておくことにする。ただし、協議のいとまがないときは事後連絡をもって代えることができる。

(2) 避難方法

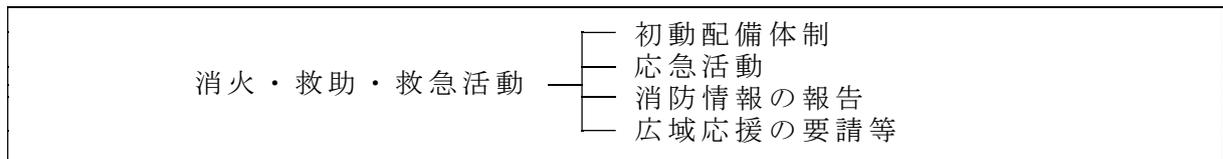
「第3編第3章第5節応急避難対策」に準じる。

第3節 消火・救助・救急活動

《実施担当部局》



《対策の体系》



《対策の展開》

第1 初動配備体制

1 初動体制の確立

消防部は、「田辺市消防計画」に基づき、速やかに初動体制を確立する。

2 消防職員の自主参集

消防職員は、勤務場所等に連絡し、非常招集の発令の有無その他必要事項を確かめるとともに、発令の可能性があると判断したときは、自主参集するものとする。

3 消防団員の自主参集

消防団員は、災害発生状況を積極的に把握するとともに、発令の可能性があると判断したときは、自主参集するものとする。

第2 応急活動

1 消火活動

- (1) 災害配備体制を確立し、災害の状況に応じた部隊配備を行い、道路状況、建物状況、燃焼状況等を勘案し消火活動を実施する。
- (2) 延焼の状況から、避難者に火災の危険が及ぶおそれがある場合は、延焼阻止線の設定など、効率的な消防隊の運用を行い、火災の鎮圧に努める。

2 救助・救急活動

- (1) 田辺警察署及び関係機関との密接な連携のもと、人命救助活動や行方不明者の捜索を実施するとともに、医療機関と連携した救急活動を実施する。
- (2) 延焼火災及び救助・救急事案が同時に多発している場合は、救命効果の高い活動を優先して実施する。

3 安全確保及び惨事ストレス対策

消火・救助・救急活動に従事する者は、自らの身の安全を確保した上で活動を行う。
消火・救助・救急活動を実施する機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

第3 消防情報の報告

次のいずれかに該当する火災又は事故等が発生した場合には、無線電話、ファクシミリ等によって、直ちに県へ即報を行うものとする。

なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、消防庁長官から特に求められない限り、災害即報により報告するため、火災等即報及び救急・救助事故即報は省略することができる。

1 火災等即報

(1) 報告の対象

- ア 死者が3人以上生じた火災
- イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じた火災
- ウ 特定防火対象物で死者の発生した火災
- エ 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難した火災
- オ 国指定重要文化財又は特定違反對象物の火災
- カ 建物焼損延べ面積が3,000平方メートル以上と推定される火災
- キ 損害額が1億円以上と推定される火災
- ク 焼損面積が10ヘクタール以上と推定される林野火災
- ケ 空中消火を要請した林野火災
- コ 住家等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高い林野火災
- サ 航空機火災、タンカー火災
- シ 列車火災、トンネル内車両火災
- ス その他特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となる火災

※ 火災即報様式は「資料編6-9(P資6-32)」を参照

2 救急・救助事故即報

(1) 報告の対象

- ア 死者が5人以上の救急・救助事故
- イ 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急・救助事故
- ウ 要救護者が5人以上の救急・救助事故
- エ 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救急・救助事故
- オ その他報道関係にとりあげられる等社会的影響度が高い救急・救助事故

3 災害即報

第3編第2章第4節第4「県への被害状況報告」による。

第4 広域応援の要請等

大規模災害が発生した場合において、必要があると認めるときは、災害の規模等に応じ、次により迅速かつ的確に広域応援の要請等を行う。

1 消防相互応援協定による要請

消防長は、自らの消防力のみでは十分な対応ができないと認めるときは、消防組織法第39条の規定に基づく協定を締結している市町村の消防長に対し、応援要請を行う。

2 知事への応援要請

- (1) 自らの消防力のみでは対応できないような災害が発生し、緊急の措置をとる必要があるときは、災害対策基本法第72条の規定により知事に他の市町村長への協力の指示を要請する。
- (2) ヘリコプターの活動が必要と認める場合においては、和歌山県防災ヘリコプター応援協定に基づき、知事に防災ヘリコプターの出動を要請する。

3 緊急消防援助隊への応援要請

本部長は、被害の状況から市の消防力及び県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して緊急消防援助隊の出動を要請（消防組織法第44条）する。この場合において、知事に連絡が取れない場合には、直接消防庁長官に対して要請する。

4 田辺海上保安部に対する支援要請

大規模火災が発生し、消火用水として海水を利用するため、田辺海上保安部の船舶からの送水を必要とする場合は、「船舶消防等に関する業務協定」に基づき協力を要請する。

5 消防機関の応援出動

消防組織法第39条に基づく相互応援協定又は災害対策基本法第67条の規定により他の市町村から応援を求められたとき、市長は、市域内に発生した災害の防除に支障のない範囲において、消防機関を協力させる。

6 救急業務における広域応援体制

消防部は、災害現場で応急手当、トリアージ^(注)を行うとともに、田辺市医師会及び田辺西牟婁歯科医師会等関係医療機関と連携し、市内及び近隣市町村の診療需要情報を把握して、迅速に患者搬送を行う。

また、現有の救急車のほか、人員搬送車、搬送可能な消防車両等を活用し、併せて応援隊や和歌山県防災ヘリコプターの協力を得て、市内あるいは近隣市町村医療機関へ振り分け搬送する。

(注) トリアージ：災害などで同時に多発した負傷者の、負傷程度による治療優先順序の選別を行うこと。

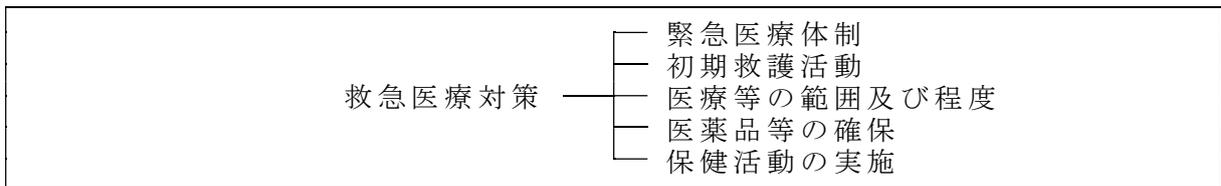
※ 消防相互応援協定締結状況は「資料編7-13(P資7-21)」を参照

第4節 救急医療対策

《実施担当部局》

救護部、消防部

《対策の体系》



《対策の展開》

災害の規模が大きいほど、医療行為が遅滞することとなるが、医療面からいえば時間の経過とともに救命率が低下する。このため、消防機関と医療関係機関との密接な連携のもと、可能な限りこの時間短縮に努め、短期間における被災患者の収容治療、重傷者の後方病院への転送を実施する。この際、効率的な負傷者救護のため、適切なトリアージ^(注)に努めるものとする。

また、甚大な規模の災害においては、病院への収容が一時に集中し対応困難に陥ることが予想されるため、救護所を設け対応にあたる。さらに、既存の疾患の進行や災害神経症などの発生が考えられるため、可能な限りこうした事態への対応を行う。

(注) トリアージ：災害などで同時に多発した負傷者の、負傷程度による治療優先順序の選別を行うこと。

第1 緊急医療体制

被災住民に対する災害医療及び公衆衛生対策は、本市の保健医療の担当部局が中心となり田辺保健所と連携して医療救護活動本部を組織し、田辺市医師会・田辺西牟婁歯科医師会・田辺薬剤師会をはじめ、医療関係機関等による広域支援組織と連携して対応する。

第2 初期救護活動

1 災害医療情報の総合的な収集及び提供

和歌山県広域災害救急医療情報システム等を活用して医療機関の診療需要情報等を把握し、必要な情報を関係機関に提供する。

2 市内の医療機関による応急医療活動

- (1) 田辺市医師会、田辺西牟婁歯科医師会及び田辺薬剤師会を通じ民間医療機関に協力を求め、応急医療活動を実施する。
- (2) 必要に応じて、国立病院機構南和歌山医療センター、紀南病院に協力を求め応急医療活動を実施する。

3 被災地域外からの救護班派遣

必要に応じて日本赤十字社、自衛隊、国、県等の医療関係機関に、医療班の派遣を要請する。なお、医療班の受入調整は、防災ボランティアの活用を含め、救護部が担当する。

4 救護所の設置

被災現地の医療施設が救護所として適当と認められる場合は、施設所有者に協力の要請を行い、救護所を開設する。適当な医療施設等のない地域にあっては、避難施設内に救護所を開設し、被災者の健康管理と巡回診療にあたる。

5 トリアージの実施

負傷者多数の場合は、トリアージを実施し、応急手当の上、さらに重傷等で治療が緊急に必要な場合は消防部消防班と連携して、被災地に近い治療可能な医療施設へ移送する。

※ 和歌山県（統一様式）トリアージ・タグは「資料編6-12(P資6-37)」を参照

6 広域搬送及び後方医療活動の支援要請

被災地域内において医療を確保することが困難な場合は、県と調整して被災地域外の医療施設に広域的后方医療活動を要請する。

また、あらかじめ定めた広域搬送手段によって必要な傷病者の搬送を実施する。

(1) 受入病院の選定と搬送

消防部消防班は、和歌山県広域災害救急医療情報システム等で提供される患者受入情報に基づき、特定の病院へ患者が集中しないよう振り分け調整し、関係機関が患者を搬送する。

(2) 患者搬送手段の確保

ア 陸上搬送

患者の陸上搬送は、原則として救急車で実施する。

救急車が確保できない場合は、市及び県が搬送車両を確保する。

イ ヘリコプター搬送

県は、市から要請があった場合、または自ら必要と認めるときは、ヘリコプターを保有する関係機関に要請するほか、必要に応じ他府県に応援を要請する。

※ 市内の医療機関一覧表は「資料編2-12(P資2-35)」を参照

第3 医療等の範囲及び程度

災害救助法による医療及び助産救助の実施の範囲と程度は、おおむね次の基準によるものとする。

1 医療の範囲

- (1) 診療
- (2) 医薬品及び衛生材料の支給
- (3) 処置・手術その他の治療及び施術
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護

2 助産の範囲

- (1) 分べんの介助
- (2) 分べん前・分べん後の処置
- (3) 脱脂綿・ガーゼ・その他の衛生材料の支給

3 程度

医療・助産の程度は、生活保護法による医療・助産保護に定める程度によるものとする。

4 期間

- (1) 医療救助の実施は、災害発生の日から14日以内とする。
- (2) 助産救助の実施は、災害発生の日から7日以内とする。(災害発生前後7日以内に出産した者)
- (3) 以上の期間で救助を打ち切ることができないときは、本部長は県本部長に対し、期間延長の要請を行い、厚生労働大臣の承認を得て必要最小限度の期間を延長することができる。

第4 医薬品等の確保

- 1 医療及び助産救助実施のため必要な医薬品・衛生材料及び医療機器は市内医療機関の備蓄により対応するとともに、田辺薬剤師会と連携して確保する。
- 2 市外からの救急医療物資は、市内の備蓄拠点に集積し、医療機関等に搬送する。

第5 保健活動の実施

市及び県は、相互に連携し、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。

(1) 巡回相談の実施

- ア 被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、避難所、応急仮設住宅などにおいて、保健師等による巡回相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。
- イ 被災者の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため、和歌山県栄養士会や在宅栄養士などの協力を得て、避難所や応急仮設住宅、給食施設等において、巡回栄養相談を実施する。
- ウ 経過観察中の在宅療養者や要配慮者を把握し、適切な指導を行う。

(2) 心の健康相談等の実施

- ア 災害による心的外傷後ストレス傷害（PTSD）、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。
- イ 環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断に対応するため、精神科救護班の設置に努める。

(3) 個別疾病対策

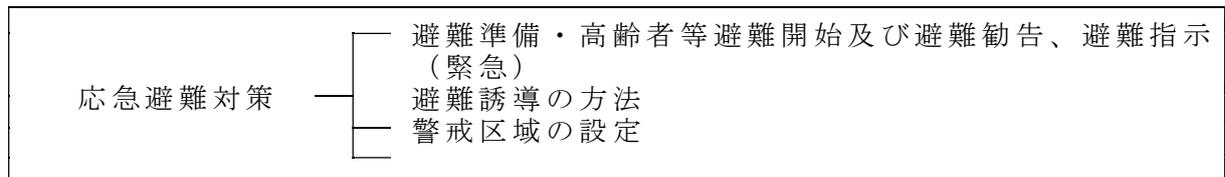
市及び県は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の疾病に対する対策を講じ、救急告示病院、各専門医会等関係機関と協力して、それぞれ現地医療活動、後方医療活動等を行う。

第5節 応急避難対策

《実施担当部局》

総合調整部、調整部、救護部、調査復旧部、消防部

《対策の体系》



《対策の展開》

第1 避難準備・高齢者等避難開始及び避難勧告、避難指示（緊急）

応急避難対策に関する事項は、本節によるほか、「田辺市避難勧告の判断・伝達マニュアル」に定めるところによる。

避難とは、立退きの勧告・指示を基本とするが、状況により屋内での退避や堅固な建物等の上層階への避難等をいう。

1 実施責任者

実施責任者は災害緊急時、危険地域の住民に、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告・避難指示（緊急）（以下「避難勧告等」という。）を発令し、安全を確保する。

【避難準備・高齢者等避難開始の実施責任者、伝達内容等】

災害種類	風水害、土砂災害等
実施責任者	市長
要件	(1) 気象予警報等により、災害の発生が予想されるとき、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者があらかじめ避難する必要があると認められるとき (2) 避難行動要支援者等以外であっても、避難勧告や避難指示（緊急）に先だつて事前に避難準備をすることが適当であると認められるとき
対象	必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者
伝達内容等	避難又は避難準備すべきこと

【避難の勧告・指示の実施責任者、指示内容等】

根拠法	災害対策基本法 第60条	地すべり等防止 法第25条	水防法第29条	災害対策基本法 第61条 警察官職務執行 法第4条
災害種類	災害全般	地すべり	洪水・津波・高潮	災害全般
実施責任者	市長 (知事)	県知事又はその 命を受けた職員	県知事、その命 を受けた職員又 は水防管理者	警察官 海上保安官
要件	災害が発生し、 又は発生するお それがある場合 において、人の 生命又は身体を 災害から保護し その他災害の拡 大を防止するた め特に必要があ ると認めるとき	地すべりにより 著しい危険が切 迫していると認 められるとき	洪水、津波又は 高潮による氾濫 により著しい危 険が切迫してい ると認められる とき	人の生命若しく は身体に危険を 及ぼすおそれ がある天災、事変 工作物の損壊、 交通事故、危険 物の爆発、狂犬 奔馬の類等の出 現、極端な雑踏 等の危険がある 場合で、特に急 を要する場合
対象	必要と認める地 域の居住者、滞 在者その他の者	必要と認める区 域内の居住者	必要と認める区 域の居住者、滞 在者その他の者	必要と認める地 域の居住者、滞 在者その他の者
指示内容等	避難のための立 退きの勧告及び 指示又は必要が あると認められ るときは立退き 先を指示	立退くべきこと を指示	立退くべきこと を指示	立退くべきこと を指示又は必要 があると認めら れるときは立ち 退き先を指示
その他	速やかにその旨 を知事（市長） に報告（通知）	当該区域を管轄 する警察署長に その旨を通知	水防管理者が指 示をする場合 においては当該 区域を管轄する 警察署長にその 旨を通知	公安委員会に報 告 直ちにその旨を 市長に通知

2 避難勧告等の実施

避難勧告等は、実施責任者又はその委任を受けた者が行う。

(1) 避難の指示権等の委任を受けた者

- ア 行政局長
- イ 市長の命を受けた災害現場に派遣された職員
- ウ 消防長、危機管理局长又は行政局長の命を受けて災害現場に派遣された職員

(2) 緊急の場合の指示

緊急を要する場合の避難の指示については、あらかじめ市長がその権限を委任した者が、事態を考慮し、学校その他安全な場所を確認し、避難させることができる。この場合、速やかにその状況等を市長に報告し、以後の措置について指示を受ける。

(3) 避難勧告等の方法

ア 避難勧告等を実施する者は、要避難地域の住民等に対し、広報車、市防災行政無線放送、緊急速報メール等により伝達を行うとともに、自治会及び自主防災組織等の協力を得て組織的な伝達を行う。

また、必要に応じて各家庭への戸別訪問等により避難勧告及び指示（緊急）の徹底を図る。

イ テレビ、ラジオ放送により避難勧告及び指示（緊急）の周知を図るため、放送局へ協力を依頼する。

ウ 市民は、近隣に居住するひとり暮らしの高齢者や日本語を十分に解さない外国人等に対しても勧告・指示が確実に伝達されるよう協力する。

(4) 避難勧告等の伝達内容

ア 避難勧告等の発令者

イ 避難勧告等の対象地域

ウ 避難先とその場所

エ 避難経路（危険な経路がある場合）

オ 避難勧告等の理由

カ 注意事項（火元の確認、避難時の戸締まり、携行品、避難先の明記など）

3 避難勧告等の概要

(1) 避難準備・高齢者等避難開始及び避難の勧告、避難指示（緊急）の意味

避難準備・高齢者等避難開始及び避難の勧告、避難指示（緊急）の標準的な意味合いについては、次表のとおりである。

【避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）の意味合い】

区分	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備・ 高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならぬ段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 ・台風等が紀伊半島に接近・通過することが予想される場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始 ・上記以外の者は、避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的な避難を開始することが望ましい。

避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始 ・避難を行なうことがかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」（近隣のより安全な建物等）への避難や、「屋内安全確保」（屋内のより安全な場所への移動）を行う。
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> ・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

(2) 避難勧告等の発令基準

土砂災害、洪水、高潮及び津波災害からの避難に関する避難勧告等の発令基準は以下のとおりとする。

なお、以下は避難勧告等の発令に当たり参考とすべき情報であり、実際の発令に当たっては、想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象も発生することがあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、河川状況や気象状況等も含めて総合的に判断するものとする。

ア 土砂災害からの避難

区分	判断基準		
避難準備・ 高齢者等 避難開始	日 中	実況情報等に基づく場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 大雨警報が発表され、土砂災害の前兆現象（軽微なもの）が認められるとき ● 近隣で前兆現象（湧水・地下水の濁りや量の変化）が発見される時
		3時間後の予測情報に基づく場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 土砂災害警戒避難判定図において2～3時間後にスネークラインが土砂災害警戒避難基準を超える見込みであるとき
	夜間を考慮する場合	3時間後の予測情報に基づく場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 24時間雨量で200mm以上の降雨が予想される時 ● 土砂災害警戒避難判定図において2～3時間後にスネークラインが土砂災害警戒避難基準を超える見込みであるとき
		概ね12時間後の予測情報に基づく場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 台風等が紀伊半島に接近又は通過することが予想される時 ● 長期的な雨量予測（SYNFOS-3D降水予測、府県気象情報、気象台ホットライン等）により現在までの雨量及び12時間先までの降水予測から400mmを超過すると予想される時

避難勧告	日中	実況情報等に基づく場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 土砂災害警戒情報が発表されたとき ● 土砂災害警戒避難判定図においてスネークラインが土砂災害警戒避難基準を超えているとき ● 土砂災害の前兆現象が認められるとき ● 近隣で前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁、道路等にクラック発生）が発見されたとき
		3時間後の予測情報に基づく場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 土砂災害警戒避難判定図において1～2時間後にスネークラインが土砂災害警戒避難基準を超える見込みであるとき
	夜間を考慮する場合	3時間後の予測情報に基づく場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 累積雨量を含め、今後、雨量が400mmを超過することが予想される時 ● 土砂災害警戒避難判定図において1～2時間後にスネークラインが土砂災害警戒避難基準を超える見込みであるとき
		概ね12時間後の予測情報に基づく場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 台風や前線などの影響で今後も降雨が同じような場所で継続することが見込まれるような状況において現在までの雨量及び12時間先までの降雨予測から過去に土砂災害が発生したときの雨量に近づく可能性があるとき
避難指示 (緊急)	日中	実況情報等に基づく場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 累積雨量が400mmを超過したとき ● 国又は県から土砂災害緊急情報が発表されたとき ● 近隣で土砂災害が発生したとき ● 近隣で土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）が発見されたとき
		夜間を考慮する場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 累積雨量が400mmを超過したとき ● 特別警報が発表され、災害発生のおそれのある地域があるとき ● 国又は県から土砂災害緊急情報が発表されたとき ● 近隣で土砂災害が発生したとき ● 近隣で土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）の発見される時

イ 洪水からの避難

① 熊野川（洪水予報河川）

区分	判断基準	
避難準備・ 高齢者等 避難開始	実況情報等 に基づく場 合	<ul style="list-style-type: none"> ● 本宮水位観測所の水位が氾濫注意水位（5.0m）に到達し、更に水位の上昇が予想される時 ● 田辺市本宮に洪水警報が発表された時
	夜間を考慮 する場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 台風等が紀伊半島に接近又は通過することが予想される時 ● 現在の水位情報を確認し、長期的な雨量予測（SYNFOS-3D 降水予測、府県気象情報、気象台ホットライン等）を基に避難判断水位（6.0m）を超過すると見込まれる時
避難勧告	実況情報等 に基づく場 合	<ul style="list-style-type: none"> ● 本宮水位観測所の水位が避難判断水位（6.0m）に達すると予想され、更に水位の上昇が予想される時 ● 破堤につながるような漏水、越水及び亀裂等が発見された時
	3時間後の 予測情報に 基づく場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 水位予測情報から1～3時間後に氾濫危険水位（7.1m）に達し、更に水位の上昇が予想される時
	夜間を考慮 する場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 現在の水位情報を確認し、長期的な雨量予測（SYNFOS-3D 降水予測、府県気象情報、気象台ホットライン等）を基に氾濫危険水位（7.1m）を超過する、又は氾濫が発生すると見込まれる時
避難指示 （緊急）	実況情報等 に基づく場 合	<ul style="list-style-type: none"> ● 氾濫危険水位（7.1m）を超過した時。 ● 破堤を確認した時 ● 大規模漏水、堤体本体の亀裂等を確認した時 ● 特別警報が発表され、重大な被害が及ぶと予想される時

② 左会津川（水位周知河川）

区分	判断基準	
避難準備・ 高齢者等 避難開始	実況情報等 に基づく場 合	<ul style="list-style-type: none"> ● 氾濫注意水位（高山寺観測所：4.0m、中三栖観測所：2.7m）に到達し、更に水位の上昇が予想される時 ● 水防団待機水位を超えた状態で、流域雨量指数の値が基準Ⅱ（28.7）に到達すると予測されている時 ● 田辺市田辺に洪水警報が発表された時
	3時間後の 予測情報に 基づく場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 水防団待機水位（高山寺観測所：3.5m、中三栖観測所：2.2m）を超えた状態で、流域雨量指数の値が基準Ⅰ（23.0）に到達し、3時間後までに基準Ⅱ（28.7）に到達すると予測されている時
	夜間を考慮 する場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 台風等が紀伊半島に接近又は通過することが予想される時 ● 現在の水位情報を確認し、長期的な雨量予測（SYNFOS-3D 降水予測、府県気象情報、気象台ホットライン等）を基に避難判断水位（高山寺観測所：4.1m、中三栖観測所：3.5m）を超過し、更に水位の上昇が予想される時
避難勧告	実況情報等 に基づく場 合	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難判断水位（高山寺観測所：4.1m 中三栖観測所：3.5m）に到達し、更に水位の上昇が予想される時 ● 氾濫注意水位を超えた状態で、流域雨量指数が基準Ⅲ（31.6）に到達すると予測されている時 ● 破堤につながるような漏水、越水、亀裂等が発見された時
	3時間後の 予測情報に 基づく場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 氾濫注意水位を超えた状態で、流域雨量指数が基準Ⅱ（31.6）に到達し、3時間後までに基準Ⅲ（31.6）に到達すると予測されている時
	夜間を考慮 する場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 現在の水位情報を確認し、長期的な雨量予測（SYNFOS-3D 降水予測、府県気象情報、気象台ホットライン等）を基に氾濫危険水位（高山寺観測所：4.6m 中三栖観測所：3.9m）を超過することが予想される時
避難指示 （緊急）	実況情報等 に基づく場 合	<ul style="list-style-type: none"> ● 氾濫危険水位（高山寺観測所：4.6m 中三栖観測所：3.9m）に到達した時 ● 避難判断水位を超えた状態で流域雨量指数が基準Ⅲ（31.6）に到達した時 ● 破堤につながるような大量の漏水や越水、亀裂等が発見された時 ● 破堤を確認した時
	3時間後の 予測情報に 基づく場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難判断水位を超えた状態で、流域雨量指数が1～3時間後に基準Ⅲ（31.6）し、3時間後までに更に上昇すると予測される時

③ その他河川・内水等

区分	判断基準	
避難準備・ 高齢者等避難開始	実況情報等に基づく場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 水位観測の水位が氾濫注意水位（日高川・龍神：3.0m、富田川・原ノ瀬橋：3.5m・鮎川新橋：3.1m、音無川：1.9m）に達し、次のいずれかに該当するとき <ul style="list-style-type: none"> ① 引き続き水位の上昇が見込まれるとき ② 流域雨量指数が基準Ⅱ（日高川：43.5、富田川：29.6、音無川：9.5）に到達すると予測されているとき ● 該当する河川が位置する地域に対して洪水警報や大雨警報が発表され、短時間の気象予測や河川等の巡視の報告などから、避難行動要支援者の避難に必要な時間の経過後に浸水被害が発生する危険があると判断されるとき
	3時間後の予測情報に基づく場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 水位観測の水位が氾濫注意水位（日高川・龍神：3.0m、富田川・原ノ瀬橋：3.5m・鮎川新橋：3.1m、音無川：1.9m）に達し、流域雨量指数の1～3時間後の値が基準Ⅱ（日高川：43.5、富田川：29.6、音無川：9.5）に到達すると予測されているとき ● 水位設定のないその他の河川では、流域の雨量が今後1～3時間後で70mm/h 超となっているとき
	夜間になることを考慮する場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 台風等が紀伊半島に接近又は通過することが予想されるとき ● 河川流域の雨量が4～12時間後に70mm/h 超となる降水予測（SYNFOS-3D 降水予測等）があり、今後も水位の上昇が見込まれるとき
避難勧告	実況情報等に基づく場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 流域雨量指数が基準Ⅲ（日高川：50.5、富田川：32.6、音無川：10.5）に到達すると予測されるとき ● 破堤につながるような漏水、越水、亀裂等が発見されたとき ● 洪水警報や大雨警報が発表され、向こう短時間の気象予測や河川等の巡視の報告などから、住民の避難に必要な時間経過後に浸水被害が発生する危険があると判断されるとき
	3時間後の予測情報に基づく場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 流域雨量指数の1～3時間後の値が基準Ⅲに到達すると予測されているとき ● 水位設定のないその他の河川では、河川流域の雨量が今後1～3時間後で100mm/h 超（SYNFOS-3D 降水予測等）となっているとき
	夜間になることを考慮する場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 台風や前線などの影響で今後の降雨が同じような場所で継続することが見込まれるような状況において、現在までの雨量（多いところ）及び12時間先までの降水予測（SYNFOS-3D 降水予測等）から当該河川で過去に氾濫が発生したときの雨量（最大値）に近づく可能性があるとき

避難指示 (緊急)	実況情報等に基づく場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 流域雨量指数が基準Ⅲ(日高川：50.5、富田川：32.6、音無川：10.5)に到達したとき ● 堤防本体の亀裂、大規模漏水等を確認したとき ● 破堤を確認したとき
	3時間後の予測情報に基づく場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 河川流域の雨量が今後1～3時間後で記録的短時間大雨情報の基準を超える予測(SYNFOS-3D 降水予測等)となり、越水・溢水の危険性が高いとき ● 流域雨量指数の値が1～3時間後に基準Ⅲ(日高川：50.5、富田川：32.6、音無川：10.5)に到達し、3時間後までに更に上昇すると予測される時

ウ 高潮災害からの避難

区分	判断基準	
避難準備・ 高齢者等 避難開始	実況情報等に基づく場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 高潮警報が発表されたとき
	3時間後の予測情報に基づく場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 1～3時間後に潮位が危険潮位に達することが予測される時

避難勧告	実況情報等に基づく場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 潮位が危険潮位に達するおそれのあるとき ● 海岸堤防等の構造物が倒壊、決壊するおそれのあるとき ● 水門・排水施設等の防潮施設の異常が発生するおそれのあるとき ● 台風通過などにより異常な越波・越流の発生するおそれのあるとき
	夜間を考慮する場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 高潮警報が発表され、1～3時間後に潮位が危険潮位を超過することが予測される時
避難指示 (緊急)	実況情報等に基づく場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 現在の潮位が危険潮位に達したとき ● 海岸堤防等の海岸構造物の倒壊、決壊の危険性が非常に高まり、又は不可避と判断されたとき ● 水門・排水施設等の防潮施設の異常の発生が確認されたとき ● 異常な越波・越流の発生が確認されたとき

エ 津波からの避難

種類	状況
避難指示(緊急)	<ul style="list-style-type: none"> ・強い地震(震度4程度以上)もしくは長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認めるとき ・津波注意報、津波警報、大津波警報が発表されたとき

※ 津波注意報・津波警報・大津波警報とも「避難指示(緊急)」発令とし、対象範囲は、津波注意報：漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、レジャー客等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域を対象とする。

津波警報：海岸堤防等がない又は海岸堤防等が低いため、高さ3mの津波によって浸水が想定される地域を対象とする。

大津波警報：最大クラスの津波により浸水が想定される地域を対象とする。

※ 我が国から遠く離れた場所で発生した地震による津波のように到達まで相当の時間があるものについて、上記の判断基準に達する以前に津波の到達予想時刻等の情報を入手できることがあり、その場合には、早期の段階からそれらの情報を踏まえつつ、確実な避難を実施するための措置をとる。

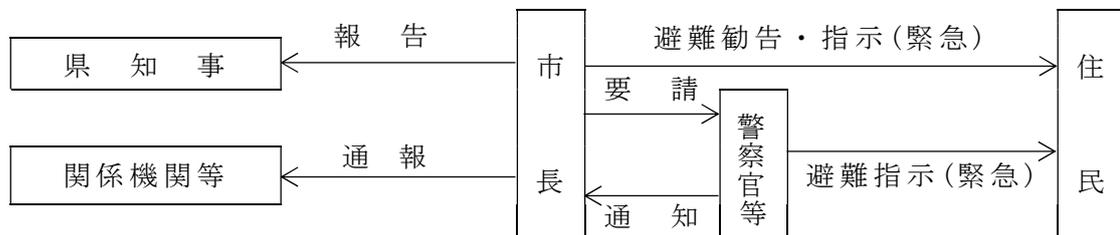
4 避難勧告・指示(緊急)の連絡

(1) 市長が避難勧告・指示(緊急)を行った場合

市長は、避難勧告・指示(緊急)を行った場合は、知事へ報告するとともに下記の関係機関等へ通報する。解除する場合も同様とする。

- ア 西牟婁振興局
- イ 田辺警察署
- ウ 指定緊急避難場所

- エ 隣接市町村（隣接市町村の施設を避難のために利用する場合）
(2) 市長以外が避難指示（緊急）を行った場合
直ちに市長に報告し、市長は（1）に準じて関係機関等へ連絡する。



※ 避難の必要がなくなったときは、その旨公示しなければならない。

第2 避難誘導の方法

1 避難の誘導を行う者

(1) 住民の避難誘導

住民の避難誘導は、当該地区の消防団及び市長の命を受けた職員並びに警察官が行う。

(2) 学校、事業所等における誘導

学校、幼稚園、保育所、事業所その他多数の人が集まる場所における避難誘導は、原則として施設の防火管理者及び施設管理者等が実施する。

(3) 交通機関等における誘導

交通機関等における避難の誘導は、その交通機関があらかじめ定めた防災計画、避難計画に基づき実施する。

(4) 避難の誘導を行うものは、自らの身の安全を確保した上で実施するものとする。

2 避難の誘導

避難の誘導は、災害の規模、状況に応じ次のように実施する。

(1) 避難は、原則として避難者各自が行うものとし、自主判断により縁故関係先又は指定緊急避難場所その他の安全な場所へ避難するものとし、必要に応じて関係機関の車両、船舶等を利用する。

(2) 避難者は、事前に選定した安全な経路を歩いて徒歩により避難する。

(3) 避難誘導は、なるべく自治組織単位に行う。

(4) 自主防災組織については、役員等による自主的な避難誘導を行う。

(5) 避難の誘導にあたっては、傷病者、高齢者、幼児、障害者その他単独で避難することが困難な人（避難行動要支援者）を優先するとともに、できる限り早めに事前避難させる。

(6) 火災等で最初の避難場所が危険と判断された場合、他の避難場所へ移動する。

3 洪水、高潮、土砂災害等からの避難

洪水、高潮による浸水及びがけ崩れなどが予想される区域の住民に対しては、必要に応じて避難を呼びかける。

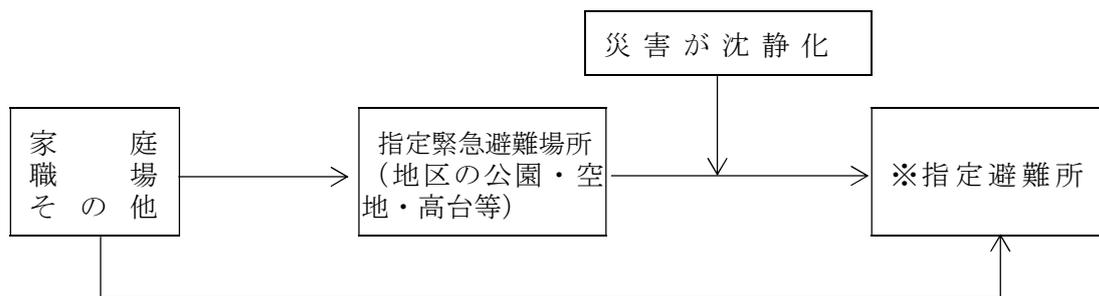
- (1) 洪水、高潮、土砂災害等の危険と避難を呼びかける。
- (2) 避難の方向及び避難場所の名称、場所等を状況に応じて呼びかける。
- (3) 災害の危険がなくなった場合は、直ちに避難の解除を広報するとともに、住居に被害がある場合は、指定避難所へ誘導する。

4 津波からの避難

津波の浸水予想区域の住民に対しては、地震発生後、避難を最優先として直ちに次の行動をとるよう広報する。

- (1) 津波の危険と避難を呼びかける。
- (2) 避難の方向及び避難場所の名称、場所等を状況に応じて呼びかける。
- (3) 津波の危険がなくなった場合は、直ちに避難の解除を広報するとともに、住居に被害がある場合は、指定避難所へ誘導する。

【避難のパターン】



※ 指定緊急避難場所を兼ねている場合もある

第3 警戒区域の設定

1 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するために特別に必要があると認めるときは、災害対策基本法第63条に基づき警戒区域を次の要領で設定する。

なお、県への報告は、避難の措置及びその解除に準じて行う。

- (1) 市長は、その職権により警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する以外の者に対して当該区域への立入りを禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。ただし、危険が切迫し、市長が発令するいとまのないときは、副市長、総務部長、行政局長又はその他の関係部長が実施するものとする。

この場合、事後直ちにその旨を市長に報告しなければならない。

(2) 警察官又は海上保安官は、前記の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、この職権を代行することができる。

また、職場に派遣された自衛官は、前期の職員が現場にいないときは、この職権を代行することができる。

この場合、事後直ちにその旨を市長に報告しなければならない。

(3) 警戒区域の設定に必要な措置は、総合調整部、調査復旧部、消防部その他関係部が連携し、警察署、海上保安部、保健所等の防災関係機関の協力を得て実施する。

(4) 警戒区域の設定を検討しなければならない場合

ア 土砂災害警戒区域・特別警戒区域、土砂災害危険箇所

イ 浸水が予想される区域

ウ 津波浸水予想区域

エ 倒壊の危険のある大規模建物周辺地域

オ 施設の被害により有毒ガスの危険が及ぶと予想される地域

カ 施設の被害により爆発の危険が及ぶと予想される地域

キ 放射線使用施設の被害により被爆の危険が及ぶと予想される地域

ク その他市民の生命を守るために必要と認められるとき

2 規制の実施

(1) 市長は、警戒区域を設定したときは、田辺警察署長、田辺海上保安部長に協力を要請して警戒区域からの退去又は立入禁止の措置をとる。

(2) 市長は、警戒区域の設定について、田辺警察署長等関係機関との連絡調整を行う。

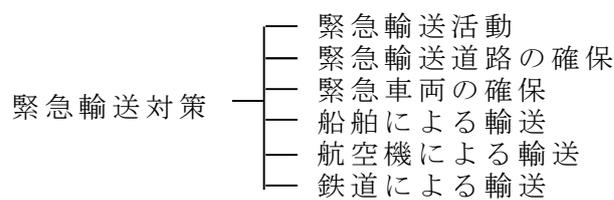
(3) 市長は、警察、消防機関、自主防災組織等の協力を得て、市民の退去を確認するとともに、可能な限り防犯、防火の警戒を行う。

第6節 緊急輸送対策

《実施担当部局》

総合調整部、調整部、調査復旧部、消防部

《対策の体系》



《対策の展開》

第1 緊急輸送活動

1 輸送にあたっての配慮事項

輸送活動を行うにあたっては、次の事項に配慮して行う。

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

2 輸送対象の想定

(1) 第1段階

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員及び物資
- イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
- ウ 災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設の保安要員等初動の応急対策に必要な人員及び物資等
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

(2) 第2段階

- ア 上記(1)の続行
- イ 食料及び水等生命の維持に必要な物資
- ウ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(3) 第3段階

- ア 上記(2)の続行
- イ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ウ 生活必需品

3 災害輸送の種別

災害輸送は、次の種別のうち最も適切な方法によるものとする。

- (1) 自動車及びバイク等による輸送
- (2) 鉄道等による輸送
- (3) 船舶による輸送
- (4) ヘリコプター等による空中輸送
- (5) 人力等による輸送

第2 緊急輸送道路の確保

1 緊急輸送道路の道路啓開^(注)

災害発生と同時に、避難者の通行及び物資等の緊急輸送等の安全通行の確保を図るため、「災害時における田辺市と田辺土木業協会との協力に関する覚書」、「災害時における田辺市と龍神村建設業協会との協力に関する覚書」等に基づき、田辺土木業協会、龍神村建設業協会等に協力を要請し、応急復旧活動を実施する。

また、通行不能と判断される場合は、道路の通行禁止、通行制限等について田辺警察署と密接な連携を図り、交通規制に係る応急対策を講ずるとともに、他の路線を緊急輸送道路の迂回路として指定する。

なお、火災が避難道路沿いに発生した場合には、放水により避難者の安全を確保するよう消防部に要請する。

(注) 道路啓開：P3-39 参照。

2 緊急輸送ネットワークの設定

県は防災上の拠点となる施設及び輸送拠点を指定し、それらを結ぶ幹線道路を第一次、第二次緊急輸送道路として指定し、さらに市が幹線道路と各拠点を結ぶ道路を緊急輸送道路を活用するための道路（第三次緊急輸送道路）として指定し、緊急輸送道路ネットワークを構築する。

第3 緊急車両の確保

総合調整部及び調整部は、市有車両（資料編2-12(P資2-40)）を効率的に管理し、各部の要請に基づいて車両配置計画を立てる。市有車両では対応が困難な場合や、特殊車両

等が必要な場合については、配車計画に基づいて民間輸送業者等からの借上げを実施する。

また、市内で車両確保が困難な場合又は輸送の状況において他市町村から調達することが適当と認められる場合は、県及び他市町村に協力を要請する。

第4 船舶による輸送

交通の途絶、交通渋滞等によって車両による輸送が困難な場合は、港湾施設の被害状況、復旧状況を調査し、県及び田辺海上保安部等の関係機関と協議し、人員・物資等の緊急海上輸送を要請するとともに、漁業協同組合等と船舶の手配、運用について協議する。

第5 航空機による輸送

1 県防災ヘリコプターの応援要請

(1) 応援要請の基準

県防災ヘリコプター（以下、この項において「航空機」という。）の応援要請は、「和歌山県防災ヘリコプター応援協定」に基づいて行われるが、応援を要請する基準は、市域で災害が発生した場合で、次のいずれかに該当するときとする。

ア 災害が隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれがあるとき

イ 市の消防力によっては、災害の防御が著しく困難と認められるとき

ウ その他救急搬送等の緊急性があり、かつ、航空機以外に適切な手段がなく、航空機による活動が最も有効であると本部長が認めたとき

(2) 応援要請の手続き

航空機の要請は、和歌山県防災航空センターに電話等により、次の事項を明らかにして行う。

ア 災害の種別

イ 災害発生の日時、場所及び被害の状況

ウ 災害発生現場の気象状態

エ 災害現場の最高指揮者の職名、氏名及び連絡方法

オ 場外離着陸場の所在地及び地上支援体制

カ 応援に要する資機材の品目及び数量

キ その他の必要事項

【応援要請先】

名 称	所 在 地	電 話 等
和歌山県 防災航空センター	西牟婁郡白浜町3031-56	TEL 0739-45-8211 FAX 0739-45-8213 TEL 364-451,400 (県防災電話) FAX 364-499

(3) 和歌山県防災航空隊の隊員の指揮

派遣された和歌山県防災航空隊の隊員の指揮は、消防部長が行うものとする。

(4) ヘリポートの整備

航空機の活動を迅速かつ円滑に行うため、次の作業を行うものとする。

ア ヘリポートに安全管理職員を配置する。

イ ヘリポートには、航空機に安全進入方向を予知させるため、吹流し又は発煙筒をたいて着陸前に風向きを示しておく。

ウ あらかじめヘリポートの中央に、石灰粉で直径10メートルの○印の中に「H」を描く。

(5) 航空機の活動内容

航空機は、次に掲げる活動等で、航空機の特性を十分活用することができ、その必要性が認められる場合に運用する。

ア 救急患者、医療従事者等の搬送及び医療機材等の輸送

イ 消防隊員、消防資機材等の搬送

ウ 被災者等の救出

エ 救援物資、人員等の搬送

オ その他災害応急対策上、特に航空機による活動が有効と認められる活動

2 その他防災関係機関への応援要請

緊急を要し、ヘリコプター以外に有効な輸送手段がない場合には、自衛隊、県警察本部、海上保安庁、緊急消防援助隊、県赤十字救援隊等のヘリコプターの派遣を要請する。

※ 航空機応援要請先及び要請ルートは「資料編4-3(P資4-3)」を参照

第6 鉄道による輸送

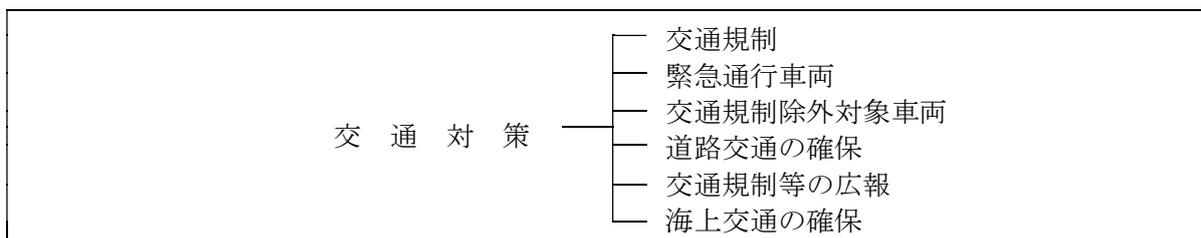
応急対策の実施に必要な人員、物資及び機材等の輸送を西日本旅客鉄道株式会社紀伊田辺駅へ協力要請する。

第7節 交通対策

《実施担当部局》

総合調整部、調整部、調査復旧部

《対策の体系》



《対策の展開》

第1 交通規制

災害により道路、橋梁等の交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全と施設の保安が必要になった場合又は災害時における交通秩序を確保するため必要があると認めるときは、道路の応急復旧と併せて通行禁止又は通行制限等の規制を行う。

1 交通規制の実施

交通規制は、道路の啓開^(注)・復旧活動と十分に調整を図りながら行うとともに、被災地以外の広域圏においても交通渋滞等を招く可能性があるため、関係機関等と情報交換・連絡協議を行うものとする。

また、交通の誘導や適切な情報提供を行うことにより、混乱防止を図る。

(注) 道路啓開：P3-39 参照。

- (1) 災害により、交通施設、道路等の危険な状況が予想されるとき、又は発見したとき若しくは通報等により覚知したときは、次の区分により速やかに必要な規制を行うものとする。

この場合、道路管理者と田辺警察署等関係機関は、密接な連絡をとるものとする。

- (2) 交通規制を行うときは、その内容を立看板、広報、報道等により、一般に周知するものとする。

ただし、緊急のため標識を立てることが困難又は不可能なときは、適宜の方法により、通行を禁止又は制限したことを明示するとともに、警察官等が現場において必要に応じて指導に当たるものとする。

実施責任者	範 囲	根 拠 法
道 路 管 理 者	1 道路の破損、欠壊その他の事由により、交通が危険であると認める場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合	道路法 第46条第1項
公 安 委 員 会	1 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要があると認める場合 2 災害応急対策が的確、かつ、円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認める場合	道路交通法 第4条第1項 災害対策基本法 第76条
警 察 署 長	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要があると認める場合（1か月を超えない場合）	道路交通法 第5条第1項
警 察 官	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において、交通の危険が生ずるおそれがある場合	道路交通法 第6条第4項

2 通行禁止区域における措置命令

通行禁止区域における緊急通行車両の通行の確保のため、警察官・自衛官及び消防吏員による措置等については、災害対策基本法に基づき次のとおり実施する。

実施責任者	範 囲	根 拠 法
警 察 官	1 通行禁止区域等において、緊急車両の通行を妨害する車両その他の物件の移動等の措置を命ずることができる 2 措置命令に従わないとき又は相手が現場にいないとき、やむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる	災害対策基本法 第76条の3
自 衛 官 消 防 吏 員	警察官が現場にいないとき、上記措置を自ら行うことができる	

第2 緊急通行車両

災害対策基本法第76条の規定により、公安委員会が緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限を行った場合における緊急通行車両の確認手続は次のとおりとする。

なお、道路交通法第39条第1項の緊急自動車については、確認を受ける必要がなく、標章を掲示する必要がない。

1 緊急通行車両の基準

緊急通行車両とは、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両で緊急通行車両の確認を受けた標章を掲示しているものをいう。

2 緊急通行車両の確認

(1) 確認の申出

ア 事前に届出を済ませている車両

緊急通行車両確認証明書に必要事項を記入し、緊急通行車両事前届出済証とともに、田辺警察署、県警察本部交通規制課、高速道路交通警察隊又は交通の検問場所等へ確認申請を行うものとする。

イ 新たに届出を行う車両

事前届出に準じた内容で、田辺警察署へ届出を行うものとする。

(2) 確認と標章等の交付

確認が行われた場合、当該車両の使用者に対し、災害対策基本法施行規則第6条に定める標章（資料編6-13(P資6-39)）及び緊急通行車両確認証明書（資料編6-13(P資6-39)）が交付される。

(3) 標章の掲示等

緊急通行車両の確認を受けたものは、交付を受けた標章を当該車両の前面の見やすい箇所に掲示し、緊急通行車両確認証明書は、当該車両に備え付けるものとする。

第3 交通規制除外対象車両

交通規制を実施する場合に、業務の性質上市民の日常生活に欠くことのできない車両及び公益上又は社会生活上通行することがやむを得ないと認められる車両については、緊急通行車両の通行に支障が及ばない限り通行を認めるものとする。

1 対象車両

交通規制の対象から除外される車両は、次に掲げる車両のうち規制対象除外車両として田辺警察署長等に申請し、除外標章（資料編6-14(P資6-40)）の交付を受け、当該除外標章を掲出し、かつ、当該目的のために使用中のものとする。

(1) 道路交通法施行令第14条の2に規定する道路維持作業用自動車

(2) 道路交通法施行令第26条の3に規定する通学通園バス

(3) 郵便法（昭和22年法律第165号）に規定する郵便物の収集又は配達のため使用する車両

(4) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に規定する電報の配達のため使用する車両

- (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定する廃棄物の収集のため使用する車両
- (6) その他、公益上又は社会生活上特に通行させる必要があると認められる車両

2 除外標章の交付手続

(1) 申請

除外標章の交付を受けようとする場合は、通行の禁止又は制限の除外を受けようとする区域又は道路の区間を管轄する警察署長等に、規制対象除外車両通行申請書（資料編6-15(P資6-41)）を提出して申請する。

(2) 除外標章の取扱い

交付された規制対象除外車両通行証明書（資料編6-16(P資6-42)）は、通行するときは常に携行し、かつ、除外標章を車両前面のダッシュボードの上などの外部から見やすい箇所に掲出する。

第4 道路交通の確保

- 1 道路パトロールを強化し、危険箇所、災害箇所の早期発見に努め、その現状を把握し、現地において徒歩パトロールを強化する。
- 2 市内の道路被害及び通行障害等を早期に把握する。また、収集した道路情報については、調査復旧部へ連絡するものとする。
- 3 災害により交通施設等の危険な状況が予想されるとき若しくは発見したとき又は通報等により覚知したときは、直ちに田辺警察署に連絡の上、交通の規制を行うと同時にこれに代わるう回路の指定等の措置をとり、道路交通の確保に努める。
- 4 市以外の者が管理する道路、橋梁施設で、通行障害等が発生した場合は、直ちにその管理者に通知して早期に対策を要望するほか、必要に応じ復旧作業を行う。
ただし、いとまのないときは、直ちに警察官に通報して、道路交通法に基づく規制を実施するなど応急措置を行うものとする。
- 5 道路上に放置車両等が存在し、緊急通行車両の通行の妨げとなっている場合は、道路管理者は車両等の占有者等に移動等の必要な措置をとるよう命じる。
なお、車両等の占有者等が必要な措置をとらない場合や現場にいない場合は、道路管理者が必要な措置をとるものとし、この場合、やむを得ない限度において車両等を破損することができるものとする。

- 6 路肩崩壊等危険箇所には、標識灯などを配置する。
- 7 災害箇所については、調査復旧部において優先順位の高いものから、仮復旧措置を行うものとする。

第5 交通規制等の広報

交通規制状況等を市民に周知徹底するため、報道機関による広報、主要地点での掲示等を行う。

1 周知方法

- (1) 交通規制についての情報や一般車両の自粛要請等について、テレビ・ラジオ等の報道機関に広報を依頼する。
- (2) 主要地点や避難所等において交通規制についての情報を立看板などで掲示する。

第6 海上交通の確保

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における船舶交通の安全を確保するため、航行規制及び航路障害物の除去等に関し定めるものとする。

1 内容

実施責任者	港名	規制内容
田辺港長	田 辺	1 係留の制限禁止 2 びょう地の指定 3 移動の制限 4 移動命令 5 船舶交通の制限禁止 6 危険物積載船舶の停泊場所、荷役の規制 7 水路の保全に関する命令 8 火気取扱の制限禁止

港長（田辺海上保安部長）は、航行制限にあたっては港湾管理者、けい留施設の管理者と密接な連絡を取るよう配慮する。

2 発見者等の通報

災害時に港内の船舶施設の被害又は、船舶交通が極めて混乱している状況を見つけた者は、速やかに港長又は市長に通報するものとする。

通報を受けた市長は、田辺海上保安部に通報するものとする。

3 航行規制の要領

- (1) 災害等により水路の損壊、沈没物資により船舶の航行に危険がある場合は、港長は港内における船舶交通の制限禁止を行う。
- (2) 船舶交通の制限禁止を行った場合は、直ちに航行警報、ラジオ・テレビ放送、巡視船艇による巡回等により広く一般に周知を図るほか、必要に応じて標識を設置する。

4 航路障害物の除去

(1) 田辺海上保安部

- ア 巡視船艇により可能な範囲で漂流物、沈没物、その他の航路障害物の応急的な除去作業を行う。
- イ 当該物件の所有者、占有者に除去の勧告を行うとともに、関係者による除去作業の指導監督、警戒を行うほか、必要があると認めるときは、所有者、占有者に対し除去を命ずる。
- ウ 港湾管理者及び漁港管理者に障害物の存在を通報して除去を促進する。

(2) 港湾管理者及び漁港管理者

その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、漂流物、沈没物、その他の航路障害物が認められる場合には、応急的な除去作業を行うよう努めるものとし、当該物件の所有者、占有者に除去の勧告を行うとともに、関係者による除去作業の指導監督、警戒を行うほか、必要があると認めるときは、所有者、占有者に対し除去命令を出す。

第8節 ライフラインの緊急対応

《実施担当部局》

給水部、救護部、関係機関

《対策の体系》

ライフラインの緊急対応 ————— 各事業者の対応

《対策の展開》

第1 各事業者の対応

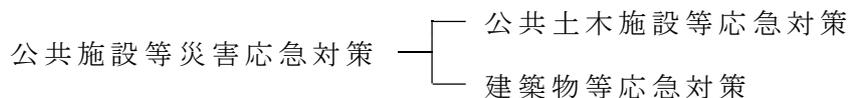
- 1 本部長は、水道施設や下水処理施設において二次災害が発生するおそれがある場合又は被害の拡大が予想される場合は、給水部給水班、復旧班及び救護部救護衛生班の各要員を待機させるとともに、復旧資材の整備に努め、事故が発生したときは、次の方法等により対策を講ずるよう指示する。
 - (1) 施設を巡回して事故発生の有無を確認する。
 - (2) 施設の損壊・漏水等を認めたときは、応急措置を講ずる。
 - (3) 各水道とも末端残留塩素を0.2ppm以上確実に保持するよう努め、記録する。
 - (4) 断水のため飲料水の供給が必要になったときは、直ちに本部長に報告し、適宜給水の処置をとるものとする。
 - (5) 下水処理施設管理者は、施設の損壊を認めたときは、直ちに本部長に報告し、仮設トイレの設置等の措置をとるものとする。
- 2 関西電力株式会社は、感電事故、漏電火災など二次災害が発生するおそれがある場合は、送電停止等適切な危険予防措置を講ずるとともに、必要に応じて本部並びに付近の住民に通報する。
- 3 西日本電信電話株式会社及び通信事業者は、災害に際し、通信輻輳の緩和及び重要通信の疎通を確保するため、応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置、利用制限等の措置を講ずるとともに、非常、緊急通話又は非常、緊急電報を一般の通話又は電報に優先して取り扱うこととする。

第9節 公共施設等災害応急対策

《実施担当部局》

調査復旧部、総合調整部、調整部、消防部

《対策の体系》



《対策の展開》

第1 公共土木施設等応急対策

1 被災施設・危険箇所の点検、応急措置

本部は、被害状況の早期把握に努め、被災施設や危険箇所に対する点検を速やかに行い、二次災害の防止に努める。

(1) 河川災害

被災箇所の背後地（堤内地）に甚大な被害を与えるため、緊急に施工しなければならない仮締切工事又は破壊箇所が次期出水により被災が予想される箇所について決壊防止工事を行う。

(2) 海岸、港湾災害

被災箇所で通常の潮位においても、海水が進入し、当該被災施設と隣接する一連の施設や背後地に甚大な被害を与えるおそれ大きい箇所に、仮締切、決壊防止工事を行う。

(3) 砂防・地すべり等災害

二次災害の危険性について点検し、放置すれば下流又は周辺の人家等へ影響するおそれ大きいものについて、仮設防護柵等を施工する。特に、二次災害の危険性の高い被災箇所については、緊急に土砂災害対策を実施する。

(4) 道路、橋梁災害

被害のあった道路、橋梁が唯一の交通路で緊急物資、復旧資材等の輸送に必要な場合又は本復旧に長期間を要するものについては、仮道、仮橋等を設ける。

2 避難及び立入制限

本部は、著しい被害を生じるおそれがある場合は、速やかに関係機関や市民に連絡するとともに、必要に応じ、適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

第2 建築物等応急対策

1 公共建築物の応急措置等

本部は、建築物の被害状況の把握を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行うとともに、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物への立入禁止措置や適切な避難対策を実施する。

2 建築物等被害判定調査

(1) 現地調査の実施

住家被害の状況は、災害救助法の適用の根拠となり、り災証明書の交付や各種の被災者援護対策の基礎となるため、迅速かつ正確に調査・判定する。

(2) 調査の体制

調査復旧部は、家屋調査班を編成して調査を実施する。

ア 家屋の調査は、職員を中心として2人1組の家屋調査班を構成する。

イ 調査復旧部は、要員が不足するときは、他部からの応援又は県本部へ応援職員の派遣を要請する。

(3) 建築士、不動産鑑定士、土地家屋調査士等のボランティアを募集するほか、県本部を通じて各士会及び学会等に対して応援を要請する。

3 応急危険度判定の実施

(1) 応急危険度判定士の要請

ア 本部は、被害情報等に基づき、被災建物及び被災宅地の応急危険度判定の実施の必要性の検討を行い、必要があると判断したときは、県本部に対し応急危険度判定士の派遣を要請する。

イ 調査復旧部は、建物及び宅地応急危険度判定に係る人員調整を行う。

(2) 応急危険度判定作業の準備

調査復旧部は、応急危険度判定作業に必要な次のものを準備する。

ア 住宅地図等の準備、割当区域の事前計画

イ 応急危険度判定士受入名簿への記入と判定チームの編成

ウ 判定実施マニュアル、調査票、判定標識、備品等の交付

エ 応急危険度判定士の宿泊場所、食事、車両の手配

(3) 応急危険度判定作業の広報

調査復旧部は、応急危険度判定の実施に関わる内容、注意事項を整理し、市民に理解を得るための広報を総合調整部広報班に依頼する。

ア 市民への広報手続

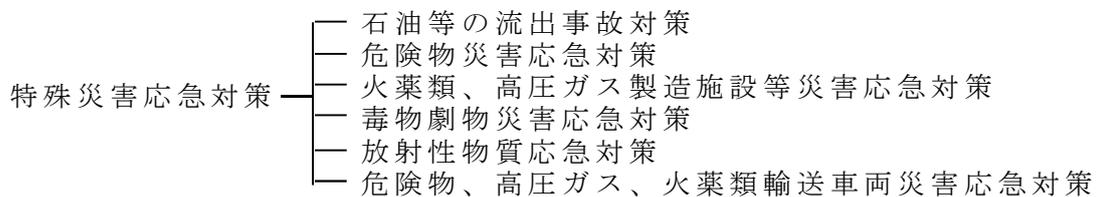
イ 報道機関への広報手続

第10節 特殊災害応急対策

《実施担当部局》

消防部、総合調整部、調整部、関係各部

《対策の体系》



《対策の展開》

第1 石油等の流出事故対策

地震等の災害やタンカー等の事故により、大量の油の流出や油火災の発生、又は発生するおそれがある場合において、その海域における船舶の安全確保並びに周辺港湾及び沿岸地域の人命、施設の保護を図るため、関係機関は、緊密な協力のもとに応急対策を迅速に実施し、災害の拡大の防止及び被害の軽減に努める。

1 事故発生情報等伝達・周知

(1) 本部は、関係機関と連絡を密にして、事故発生及び災害の状況等迅速な情報把握に努める。

※ 和歌山県排出油等防除協議会情報伝達図は「資料編5-5(P資5-12)」を参照

(2) 一般への周知

ア 船舶への周知

防災関係機関は、流出油等による災害が発生し、又は災害の発生が予想される場合は、海上における船舶の安全を図るため、災害の状況及び安全措置等について、おおむね次の区分により一般船舶に対し周知に努める。

機 関 名	周 知 手 段	対 象 船 舶
田辺海上保安部	無線電話、航行警報 拡声器等による周知	船 舶 全 般
放 送 局	テレビ、ラジオ	船 舶 全 般
港 湾 管 理 機 関	広報車、拡声器等による周知	港 内 船 舶

なお、必要に応じて航空機により一般航行船舶への周知を行う。

イ 沿岸住民への周知

総合調整部及び消防部は、市防災行政無線放送、広報車及び携帯マイク等を利用するとともに、報道機関等の協力を得て、災害の状況及び安全措置等について、沿岸住民への周知に努め、人命及び施設の安全と人心の安定を図る。

2 応急対策

(1) 災害対策連絡調整本部の設置

市域の沿岸海域において、流出油等による災害が発生した場合、田辺海上保安部長又は本部長（市域内のふ頭又は岸壁に係留されたタンカー等の事故が発生した場合）は、防災関係機関相互間の連絡を緊密にし、強力かつ円滑に応急対策を実施するため、必要があるときは、県と協議の上、災害対策連絡調整本部を設置する。

ア 設置場所 田辺海上保安部庁舎又は事故現場に近い適当な場所

イ 構 成 田辺海上保安部、県、田辺警察署、市及び関係市町（消防機関を含む）、港湾関係機関、海上災害防止センター（但し、海上保安庁長官等の指示又は船舶所有者等の委託による場合）及び事故発生責任機関並びにその他防災関係機関で構成し、関係職員は必要期間常駐する。

ウ 任 務 ① 災害情報の交換
② 総合的応急対策の策定並びに応急対策の調整
③ 関係機関に対する協力要請

(2) 消防部は、「船舶消防等に関する業務協定」に基づき、消火活動等応急対策活動を実施する。

(3) 災害対策連絡調整本部が設置された場合、本部から関係職員を派遣し、本部との連絡調整を図る。

(4) 沿岸警備

本部は必要に応じて、田辺警察署その他防災関係機関と協議の上、沿岸地域における火気の使用制限又は禁止、避難の指示又は勧告、交通の規制を実施するなどの現場警戒を行う。

(5) 流出油等の処理等

本部は、船舶又は陸上施設から海上への油流出事故等の通報を受けたとき、又は認

知したときは、直ちに田辺海上保安部へ報告するとともに、被害を受けるおそれのある場合又は和歌山県排出油等防除協議会の出動要請を受けた場合は、下記の任務を遂行するものとする。

- ア 関係先への事故情報の伝達
- イ 沿岸における次の流出油防除活動
 - ① 被害状況の把握
 - ② 沿岸浮流油・漂着油の回収
- ウ 管理施設の自衛措置
- エ 原因者が沿岸において実施する流出油防除活動に対する指導監督
- オ 備蓄資機材の提供
- カ 流出油防除活動に対する協力措置
- キ 近隣市町、協定市等への応援要請
- ク 自衛隊に対する災害派遣要請
- ケ ボランティアの受入れ
- コ 回収油の臨時集積地の調整及び確保
- サ 沿岸住民に対する浮流油・漂着油等に関する情報提供
- シ 火災警戒区域の設定等消防法第23条の2に定める措置
- ス その他必要な措置

第2 危険物災害応急対策

1 施設の点検、応急措置

消防部は、爆発などの二次災害防止のため、必要に応じて危険物施設の立入検査を行うなど、適切な措置を講ずる。また、必要に応じ、被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

2 危険物施設の管理者の責務

危険物施設の管理者は、爆発などによって大きな被害が発生するおそれのある場合は、市及び関係機関に対して直ちに通報・連絡するとともに、各種防災設備を活用し、初期防除を実施する。

第3 火薬類、高圧ガス製造施設等災害応急対策

1 応急措置

火薬類、高圧ガスによる災害が発生し、又はそのおそれがある場合、災害の発生や拡大を防止するため、速やかに次の応急措置を講じるものとする。

(1) 火薬類

ア 貯蔵中の火薬類に引火爆発のおそれがある場合、その設備等の管理者は、速やかに火薬類を安全な場所に移し、見張人を付けて関係者以外の者が近づかないようにする。

イ 災害が発生するおそれのある区域はすべて立入禁止とし、危険区域内の住民を避難させるための措置を行う。

ウ 災害が発生した場合、消防署、田辺警察署に通報するとともに、次の措置を講じる。

- ① 立入禁止区域の設定及び交通規制
- ② 被災者の救出、救護
- ③ 消火及び防火、防爆活動並びに広報活動

(2) 高圧ガス、液化石油ガス

ア 災害が発生するおそれがある場合、その設備等の管理者は、速やかに適切な措置を講じるとともに関係機関と連絡をとり危険区域内の住民の避難措置を講じる。

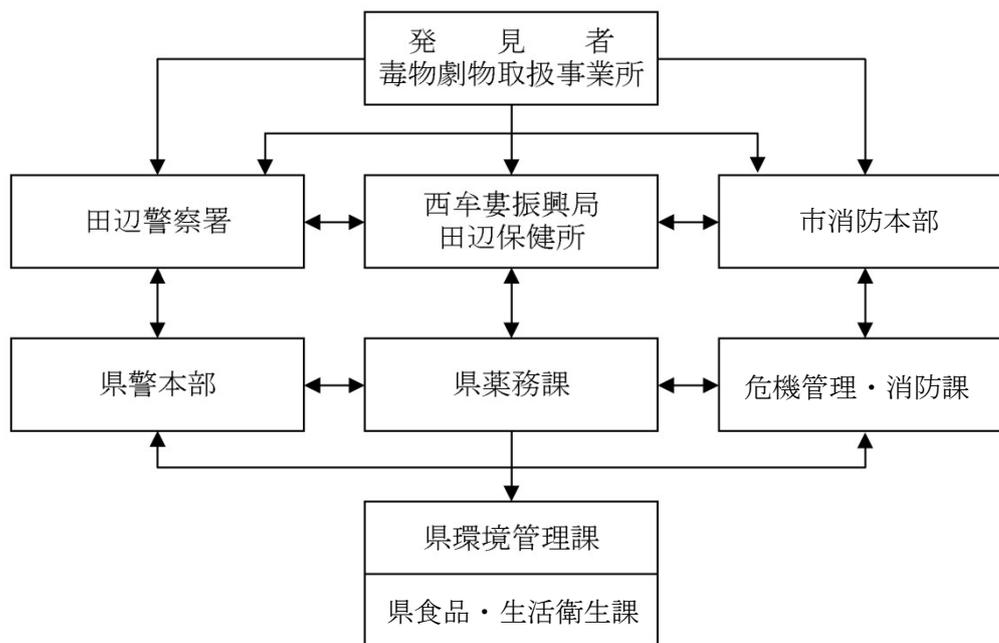
イ 高圧ガス等による災害が発生した場合、消防署、田辺警察署に通報するとともに、次の措置を講じる。

- ① 立入禁止区域の設定及び交通規制
- ② 被災者の救出、救護
- ③ 消火及び防火、防爆活動並びに広報活動

ウ 必要に応じて、和歌山県高圧ガス地域防災協議会、(一社)和歌山県L Pガス協会、田辺L Pガス商業協同組合又は関係事業所の応援を求める。

2 通報連絡体制

通報連絡体制は、次のとおりとする。



第5 放射性物質応急対策

1 施設の点検、応急措置

放射性物質を利用・保管する施設の管理者は、放射性物質の漏洩を防止するため、施設の点検、応急措置、環境監視などを実施する。

2 避難及び立入制限

放射性物質を利用・保管する施設の管理者は、施設の倒壊等によって放射性物質による被害が発生するおそれがある場合には、速やかに関係機関に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。

また、必要に応じ、被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

第6 危険物、高圧ガス、火薬類輸送車両災害応急対策

1 応急措置

危険物、高圧ガス、火薬類輸送車両による事故が発生したときは、事故の状況並びに積載危険物等の種類及び性状等に応じ適切な措置を行うとともに、下記の対策を講ずるものとする。

- (1) 消防署及び田辺警察署に通報する。
- (2) 付近住民及び通行人に火気の使用を禁止するとともに、風上への避難を呼びかける。
- (3) エンジンの停止、安全弁の確認、初期消火等の適切な措置を講じる。

- (4) 特に火薬類については、盗難防止、爆発防止等の適切な措置を講じる。
- (5) 高圧ガスについては、和歌山県高圧ガス地域防災協議会指定防災事業所の協力を求め適切な措置を講じる。

2 その他の応急対策

警戒区域の設定、火気使用禁止の広報及び避難の指示等必要な応急対策は、田辺市消防計画の定めるところにより実施するものとする。

第7 特殊災害時における消防機関等への応援要請

1 周辺機関への応援要請

本部長は、災害の規模状況を判断し、必要に応じ相互応援協定先及び近隣市町村に対し応援要請を行う。

2 緊急消防援助隊への応援要請

本部長は、毒性物質、放射性物質等の発散など特殊な災害に対処するため特別の必要があると判断する場合には、速やかに知事に対して緊急消防援助隊の出動を要請（消防組織法第44条）する。この場合において、知事に連絡が取れない場合には、直接消防庁長官に対して要請するものとする。

第11節 農林水産業関係災害応急対策

《実施担当部局》

調査復旧部

方針

各種災害による農作物、農林業施設等及び漁場、水産施設等の被害を最小限度にとどめるため、応急対策を迅速かつ的確に実施、指導するものとする。

《対策の体系》

農林水産業関係災害応急対策 — 農林関係災害応急対策
— 水産関係災害応急対策

《対策の展開》

第1 農林関係災害応急対策

1 風水害応急対策

(1) 農作物対策

ア 水 稲

冠水田は、速やかに排水するとともに、倒伏した場合は、丁寧に引き起こし、成熟期に近いものは、早急に収穫する。また、病害虫が発生しやすいので、早期防除を行う。

イ 果 樹

倒伏樹は、早急に引き起こして支柱をし、折れた枝は切り返しを行い、切り口に接ロウ等を塗る。また、潮風を受けたところは、洗滌するとともに、落葉の程度に応じ摘果等により樹勢回復を図る。

落葉の甚だしい樹は、わら等で枝幹の保護を行うとともに、冠水園は速やかに排水と土壌の乾燥を図る。

ウ 施設栽培（野菜、花き、果樹）

施設の破損部の早期補修に努めるとともに、施設内への浸水防止と換気、温度管理に留意し、病害発生予防措置をとる。

(2) 畜産対策

ア 一般対策

畜舎が損壊した場合、家畜の脱出を防止するとともに飼料が不足したときは緊急確保の手配を行う。また、停電による給温、給水、換気が不能となったときは、代

替処置をとる。

イ 家畜衛生対策

畜舎等に浸水した場合は速やかに排水に努め、乾燥後速やかに畜舎及び周辺の清掃消毒を行い、家畜伝染病の発生の防止に努める。

2 干害応急対策

(1) 農作物対策

ア 水 稲

ポンプ等により能率的なかん水を行うとともに、病害虫が発生すれば、直ちに防除を行う。

イ 果 樹

適正着果を維持し、適正かん水や敷草等を行う。

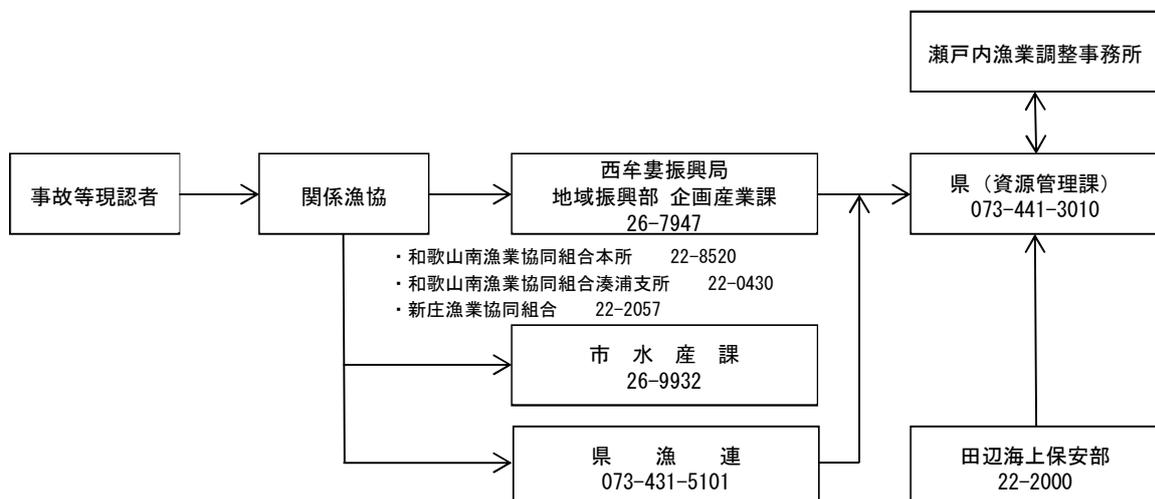
3 病害虫防除対策

災害時における病害虫の防除対策については、西牟婁振興局地域振興部農業振興課及び県農業関係試験場、病害虫防除所との緊密な連携のもとに、病害虫防除員が的確な状況の把握と防除指導の徹底を期するものとし、災害地域が広範囲にわたり、かつ、突発的に発生する病害虫については集団防除を指導するとともに、必要に応じて関係機関と協議の上、一斉防除に努める。

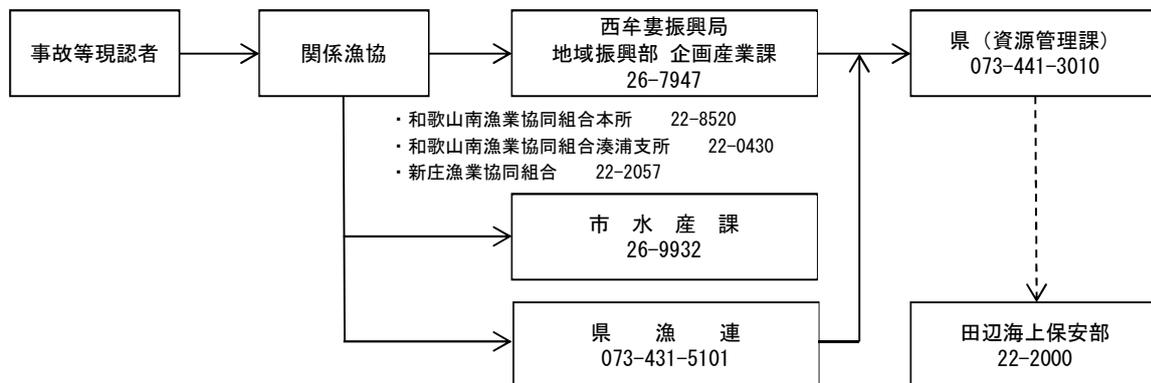
第2 水産関係災害応急対策

1 各種災害による漁場・水産施設等の被害を最小限にとどめるためには、応急対策を迅速かつ的確に行わなければならない。このため事故発生情報等の伝達系統は以下のとおりとする。

(1) 赤潮時による漁場、水産施設への災害の発生に際し、事故発生等の伝達方法は次のとおりとする。



(2) 風水害等による漁船及び養殖筏等の損害流出事故発生等の伝達方法は次のとおりとする。



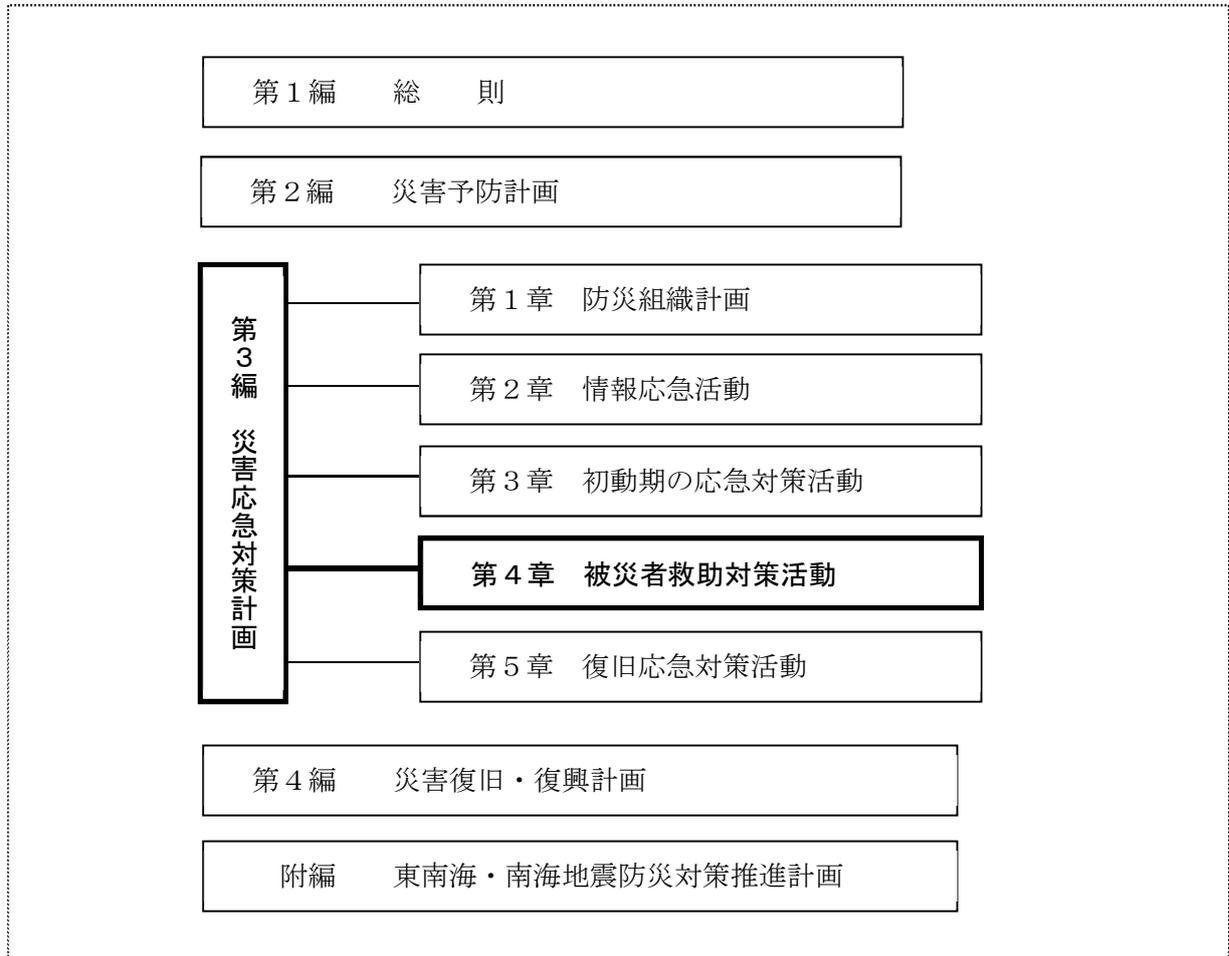
(3) 気象警報の伝達系統

第3編第2章第1節第2「情報の収集・伝達方法」の気象警報等に関する情報の伝達系統図のとおりとする。

(4) 石油等流出事故発生時の伝達系統

第3編第3章第10節第1「石油等の流出事故対策」の伝達系統図のとおりとする。

第4章 被災者救助対策活動



第1節	被災者救出活動	3-143
第2節	災害救助法の適用	3-145
第3節	避難所の開設・運営等	3-148
第4節	要配慮者支援対策	3-152
第5節	被災者生活救援対策	3-154
第6節	建築物・住宅応急対策	3-161
第7節	文教対策	3-165

第1節 被災者救出活動

《実施担当部局》

消防部、総合調整部、調整部、関係各部

《対策の体系》

被災者救出活動 — 救出の対象者等
救出方法
救出後の措置等

《対策の展開》

第1 救出の対象者等

災害により現に生命、身体が危険な状態にある者、生死不明の状態にある者の救出は、消防部が各部、自衛隊、田辺警察署、田辺海上保安部、消防団、自主防災組織等の協力を得て、総動員体制で迅速に行うものとする。

第2 救出方法

- 1 被災者の救出は、原則として災害発生の日から3日以内とし、その救出活動に必要な資機材は、市の備蓄防災資機材の使用、関係団体等からの借り上げ等により確保し、実施するものとする。
- 2 特殊機械を必要とする作業は、関係機関と緊密な連絡をとるものとし、その作業要員は、第3編第1章第8節「災害対策要員の確保」に定めるところにより確保する。
- 3 救助を行うものが災害現場へ到着するまでの間は、地域住民の協力を得て救助作業を実施する。
- 4 災害現場へ到着した者は、要救助者の実態の把握に努め、その状況を速やかに総合調整部（支部調整部）に報告する。報告を受けた総合調整部（支部調整部）は、災害の規模等から応援の必要を認めたときは、遅滞なく各関係機関等に応援を要請するなど迅速な対応を行うものとする。
- 5 行方不明者の存否については、田辺警察署及び地域住民等の協力を得て確認し、住民基本台帳等と照合するものとする。

第3 救出後の措置等

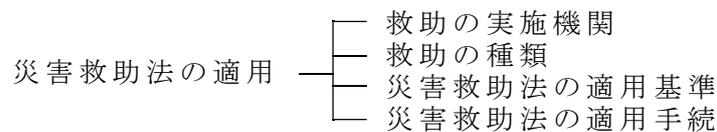
- 1 救出した負傷者は、応急手当を実施した後、直ちに救急車、救援車等により病院へ搬送するものとする。
- 2 遺体として発見された者又は行方不明であるが社会通念上死亡が明らかな者への対応は、第3編第5章第1節「遺体の収容・処理及び埋葬」の定めるところにより行うものとする。
- 3 その他救助にあたっての必要事項は、災害救助法の定めるところによる。

第2節 災害救助法の適用

《実施担当部局》

総合調整部、調整部、救護部

《対策の体系》



《対策の展開》

第1 救助の実施機関

災害救助法が適用された場合、災害救助法で定める救助の実施は、国の責任において知事があたることとなっているが、知事はその職権の一部を委任した救助の実施については市長が行う。

ただし、災害の事態が急迫して、災害救助法に基づく知事による救助を行うことができないときは、市長が自ら救助に着手するものとする。

第2 救助の種類

1 市長に委任されることが想定される事項

災害救助法による救助の種類のうち、市長に委任されることが想定されるものは次のとおりである。

- (1) 避難所の設置
- (2) 応急仮設住宅の設置
- (3) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (5) 医療及び助産
- (6) 災害にかかった者の救出
- (7) 災害にかかった住宅の応急修理
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 遺体の搜索及び処理

- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

第3 災害救助法の適用基準

1 適用基準

災害救助法による救助は、知事が市町村単位にその適用地域を指定して実施するものとし、同一災害による市域の被害が次の基準に該当する場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるときに行う。

- (1) 市域において全壊、全焼、流出により住家の滅失した世帯（以下「被害世帯」という。）数が80世帯以上に達したとき。
- (2) 被害世帯数が80世帯以上に達しないが、被害が相当広範囲な地域にわたり、県下の被害世帯数が1,500世帯以上の場合で、かつ、市域の被害世帯数が40世帯以上に達したとき。
- (3) 被害世帯数が(1)、(2)の基準に該当しないが、被害が広範囲な地域にわたり、県下の被害世帯数が7,000世帯以上に達したとき、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、多数の世帯の住家が滅失したとき。

【内閣府令で定める特別の事情】

災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について、特殊の救助方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について、特殊の技術を必要とすることとする。

- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、次のいずれかに該当すること。
- ア 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
- イ 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について、特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について、特殊の技術を必要とすること。
- (5) 被害世帯の算定に当たっては、住家が半壊又は半焼等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、また住家が床上浸水又は土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ被害世帯1世帯とみなす。

2 災害救助法の適用と救助の程度

災害救助法を適用した場合における救助の程度及び期間は、災害救助法施行細則の定めるところによるが、災害の種別地域条件その他の状況によって知事が必要と認める範囲において実施する。

【災害救助法による救助の種類】

- (1) 避難所の設置
- (2) 応急仮設住宅の供与
- (3) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (5) 医療及び助産
- (6) 被災者の救出
- (7) 被災した住宅の応急修理
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の捜索
- (11) 死体の処理
- (12) 障害物の除去
- (13) 救助のための輸送
- (14) 救助のための賃金職員等雇上

第4 災害救助法の適用手続

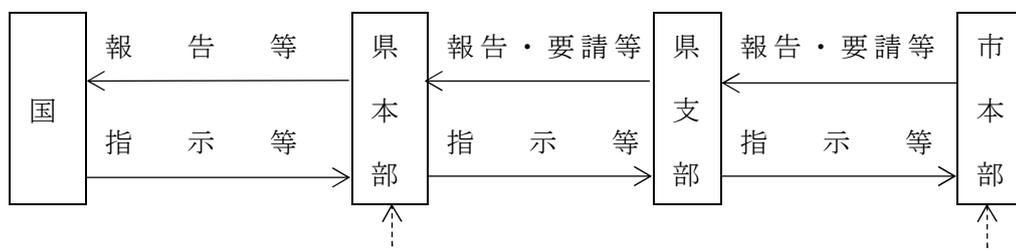
1 県

知事は、市長から報告があるなど救助が必要であると認められる場合又は被害の状況から判断し、救助が必要であると認められる場合は、迅速な適用に努めるものとする。

2 市

市長は、本市の災害の規模が災害救助法の適用基準に該当し、又は該当すると予想される場合は、次の報告系統により被害状況等を知事に報告しなければならない。

【報告等系統図】



注) ----- は、緊急の場合及び補助ルートとする。

※ 災害救助法による救助の程度・方法及び期間は「資料編7-6(P資7-9)」を参照

第3節 避難所の開設・運営等

《実施担当部局》

総合調整部、調整部、救護部

《対策の体系》

避難所の開設・運営等 — 避難所の開設
— 避難所の運営・管理
— 避難所の開設期間

《対策の展開》

災害が発生し、又はそのおそれがある場合に、市民の生命を守り、かつその不安の解消に努めるとともに、常に要配慮者の立場にたって、その保護に配慮するものとする。

なお、避難所開設後の運営については、本計画に定めるもののほか、別途「避難所運営マニュアル」によるものとする。

第1 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設

1 指定緊急避難場所及び指定避難所

指定緊急避難場所は、災害の発生又は災害のおそれがある場合に、その災害種別ごとの危険から住民が緊急的に避難するために指定しており、指定避難所は災害により自宅等が被害を受けた住民を一時的に滞在させるために指定している。

指定緊急避難場所及び指定避難所は小・中学校、公民館等の公共施設を主としてあらかじめ指定しているもので、施設管理者や地域住民（自主防災組織等）の協力を得て開設する。

2 避難対象者

災害によって現に被害を受け、又は被害を受けるおそれがある者で、避難を必要とするもの。

3 開設基準

基 準	開設する指定緊急避難場所
(1) 市内で震度5弱以上の地震が発生した場合（津波を伴わない場合）	全指定緊急避難場所
(2) 大津波警報、津波警報が発表された場合及び市内で震度4以上の地震が発生した場合	ひがしコミュニティセンター・天理教中紀大教会・田辺第三小学校・田辺高等学校・南紀高等学校・高山寺・芳養小学校・田辺市体育センター・はやざと保育所・新庄中学校・新庄第二小学校・和歌山県立情報交流センター（Big-U）・新庄小学校
(3) 遠隔地で発生した地震による大津波警報、津波警報が発表された場合	同上
(4) 各種災害の発生又はそのおそれがあるため、避難準備・高齢者等避難開始、避難の勧告・指示の発令や津波注意報の発表により自主的な避難があったとき	必要な地域の指定緊急避難場所

※ 指定緊急避難場所及び指定避難所の一覧は「資料編3-2(P資3-2)」を参照

4 関係機関への通知

避難の誘導を実施した消防団等の責任者は、避難状況を確認し、指定緊急避難場所に派遣された職員に報告する。指定緊急避難場所に派遣された職員は、本部総合調整部総務班（支部調整部総務広報班）に報告する。また、避難未了の場合は、関係者の協力を得て避難勧告・指示の伝達を適切に実施する。

総合調整部総務班は、指定緊急避難場所を開設したときは、直ちに次の事項を県本部に報告する。

- (1) 指定緊急避難場所名、開設の日時・場所
- (2) 箇所数及び収容人員（避難場所別）
- (3) 開設期間の見込み
- (4) 閉鎖した場合の日時

第2 指定避難所の運営・管理

1 運営・管理の担当者

- (1) 避難所班員は、自治会等、民生児童委員、福祉委員、施設管理者、ボランティア等の協力により運営組織を編成し、業務全般を執り行う。また、女性が運営組織に参画するなど意見が十分反映されるよう配慮する。
- (2) 避難所班員は、主に事務及び本部への連絡の業務に従事する。

2 運営・管理のめやす

指定避難所の運営・管理は次のように行う。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 避難者世帯台帳の作成・管理(2) 場所（部屋）の割り振り(3) 食料、生活必需品の請求、受取、配給(4) 要配慮者、病人等の移送措置(5) 運営記録の作成 |
|---|

(1) 避難者世帯台帳の作成

避難者世帯台帳は、避難施設の運営や安否確認のための基礎資料である。

避難所を開設し、市民等の受入れを行った際には、まず避難者世帯台帳を配り、避難した市民等に対して記入するよう指示する。避難者世帯別集計表は、集まった避難者世帯台帳に基づき、できる限り早い時期に作成し管理するとともに、総合調整部（支部調整部）へ報告する。

(2) 場所（部屋）の割り振り

避難施設における場所の割り振りは、可能な限り地域ごとにまとまりをもてるように行う。

(3) 食料、生活必需品の請求、受取、配給

避難所班員は、それぞれの避難施設全体で集約された食料、生活必需品、その他物資の必要数のうち、現地で調達の不可能なものについては総合調整部（支部調整部）に報告し、調達配給部に調達を要請する。また、到着した食料や物資を受け取ったときは、その都度食料・物品等受入記録簿に記入の上、各地区ごとに配給を行う。

(4) 要配慮者、病人等の移送措置

ア 要配慮者・病人等の移送

2日目以降の障害者、傷病者の収容については、救護部に連絡し、可能な限り福祉避難所、老人ホーム、病院等へ移送する。やむを得ず入所を継続する場合は、簡易ベッド等を用意するなどの代替措置をとるよう努めるものとする。

本部長は、市内に収容余力がない場合は、知事に対して非被害地又は小被害地である他市町村への移送を要請する。

イ 被災者の他市町村等への移送

被害が甚大なため、市内の避難施設に被災者を収容できないと認められる場合には、本部長にその旨を報告し、他市町村等の避難施設への移送を要請する。

また、本部長は、市内に収容余力がない場合は、知事に対して、非被害地又は小被害地である他市町村への移送を要請する。

ウ 他市町村等からの被災者の受入れ協力

本部長は、他市町村等からの被災者を受け入れるための避難施設開設の要請を受けた場合は、速やかに必要な措置を講ずる。

また、本部長は、知事から他市町村の被災者を受け入れるための避難施設開設の指示を受けた場合は、県計画の定めるところにより積極的に行う。

(5) 避難施設の運営記録簿の作成

避難所班員は、避難施設の運営状況について1日1回総合調整部（支部調整部）へ報告し、本部等に対する報告は、総合調整部がとりまとめる。また、傷病者の発生等、特別な事情があるときは、その都度必要に応じて対応する。

なお、避難施設の運営記録として、運営日誌を作成する。

3 避難施設における運営・管理の配慮

ア 避難施設滞在者に対しては、要配慮者最優先ルールの徹底を図る。

イ 避難施設における生活環境に注意をはらい、常に良好なものとするよう努める。

そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。

ウ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設等の有無及び利用頻度、医師や看護師による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康管理や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

エ 避難施設の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用のトイレや物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難施設における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

オ 避難施設内の盗難防止や性犯罪予防など治安維持に努める。

カ 必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

第3 避難所の開設期間

避難生活の改善及び施設本来の機能確保のため、災害の復旧状況や避難者の状況を勘案しつつ、避難所の整理及び統合を図るものとするが、原則として、避難所の収容・保護の期間は、災害発生の日から7日以内とする。

ただし、その期間内で避難所を閉鎖することが困難な場合は、県本部長に開設期間の延長を申請するものとする。

第4節 要配慮者支援対策

《実施担当部局》

救護部、総合調整部、調整部

《対策の体系》



《対策の展開》

第1 要配慮者への対応

1 要配慮者支援班の設置

市は、救護部に、「要配慮者支援班」を設置し、自治会等に対する避難準備情報等の伝達、要配慮者の安否情報の収集、避難所との連携・情報共有、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等関係機関との連携等、要配慮者の避難支援業務を的確に実施する。

発災時には、避難行動要支援者の避難支援等のため必要な範囲で、本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿情報の利用及び他の機関への提供を行う。

なお、避難行動要支援者の支援については、本計画に定めるもののほか、別途「避難行動要支援者避難支援プラン」によるものとする。

2 在宅福祉サービスの継続的提供

(1) 救護部は、被災した要支援高齢者、障害者等に対して、補装具や日常生活用具の給付、ホームヘルパーの派遣や利用可能な施設及び福祉サービスに関する情報の提供に努める。

(2) デイサービスセンター等の社会福祉施設の早期再開に努め、高齢者や障害者等に対する福祉サービスの継続的な提供に努める。

3 福祉避難所等への移動・緊急入所

市は、要配慮者の状況に応じて、あらかじめ指定した福祉避難所への移動、社会福祉施設への緊急入所及び病院施設への入院の手続きを行う。

4 福祉施設等の早期復旧と平常業務の再開

福祉施設は要支援高齢者や障害者にとって不可欠な施設であるため、これらの施設は被災後の早期復旧と平常業務の早期再開に努める。

第2 児童への対応

- 1 民生委員・児童委員、地域住民等の通報に基づき孤児や遺児等の実態把握に努め、児童相談所等関係機関と協力して、保護・生活支援等必要な措置を講じる。

災害時において保育に欠ける児童があるとき又は保護者を死亡等により失った児童があるときは、速やかに保護するものとする。

- 2 被災児童の精神的不安定等に対応するため、児童相談所等の協力を得て、心のケアを実施する。

第3 外国人への対応

- 1 日本語の不自由な外国人のため、英語等の外国語による防災手引きや案内を活用した支援を行う。

- 2 ボランティア等の協力を得て、外国人被災者を対象とした相談窓口を開設する。相談は職員その他、(公財)和歌山県国際交流協会及び田辺国際交流協会・善意通訳組織等と連携をとりつつ、JET青年等に依頼し可能な限り多くの言語で対応するものとする。
また、必要に応じて通訳の派遣を依頼する。

第4 福祉相談窓口の開設

要配慮者に対しては、地域住民を中心としたきめ細かな支援体制の確立を図るとともに、早期に相談窓口を開設する。

第5 情報伝達方法

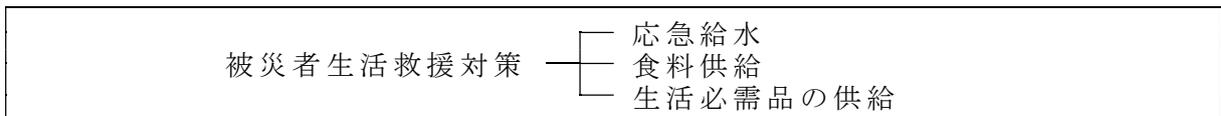
要配慮者に対し迅速に正確な情報を伝達するため、関係団体やボランティア等の協力を得て、視覚障害者にはテープレコーダー、聴覚障害者には情報案内板等を利用するなどニーズに応じて適切に行う。

第5節 被災者生活救援対策

《実施担当部局》

給水部、調達配給部、救護部

《対策の体系》



《対策の展開》

第1 応急給水

1 水の確保

災害により上水道施設が損壊し、飲料水、炊事用水、その他生活用水の供給が停止した場合、給水基地において浄水を確保し、次の方法で速やかに応急給水を実施する。

また、被災者が飲料水等を得ることができない場合も同様に行う。

(1) 飲料水の供給を受ける者

災害のために現に飲料水を得ることができない者に対して行う。

(2) 飲料水の供給方法

飲料水は、おおむね次の方法により確保し、又は供給するものとする。

ア 拠点給水

拠点給水は、原則として各給水拠点において行うが、被災の状況に応じ、断水の集中している地域に、臨時応急給水拠点を設け、給水タンクやポリタンクによる応急給水を行う。

【給水基地】

(上水道)

配水池名称		貯水容量 (ト)	緊急遮断弁設置の有無
田 辺	水道事業所	400	無
	中部配水池	10,000	有 (昭和62年度設置)
	西部配水池	5,000	有 (平成8年度設置)
	東部配水池	2,600	有 (平成9年度設置)
	上万呂配水池	2,000	有 (平成10年度設置)
	岩屋谷配水池	700	有 (平成11年度設置)
	芳養配水池	2,500	有 (平成23年度設置)
	田川配水池	1,000	有 (平成24年度設置)
	計	24,200	

(簡易水道)

簡易水道名		貯水容量 (ト)	簡易水道名		貯水容量 (ト)
龍 神	福井・下柳瀬	1 9 0	大 塔	小松原	1 9
	龍神温泉	1 6 5		真砂	1 7 3
	上宮代	1 1 2	本 宮	鮎川	6 2 2
	龍神中央	3 7 2		おおとう	2 4 9
	福井・甲斐ノ川	2 2 8		下湯川	5 3 0
	甲斐ノ川・小家	1 0 9		川湯	3 0 6
	湯ノ又・上広井原	1 9 2		請川	1 0 0
中 辺 路	川合	3 1 4	本宮	2 3 4	
	栗栖川	4 7 1	三里	4 7 0	
	近野	1 9 8	四村西	1 3 3	
計					5, 1 8 7

イ 河川水による供給

被災地において飲料水を確保することが困難な場合は、被災地に近い河川から取水し、浄水機等により飲料水として適合するものとし、これを給水車（トラックの荷台にタンクを設置したもの）により輸送配分するものとするが、自動車等が利用できないときは適当な容器を使い奉仕労力によって輸送配分するものとする。

ウ 家庭用井戸水等による供給

家庭用井戸等については、事前に把握を行うとともに、災害発生時には水質検査を行い、飲料水として適当と認められた場合は、管理者と協議の上、付近の被災者のために飲料水として供給する。なお、飲料に適さない場合には、その汚染の程度に応じて消毒（残留塩素 0.2ppm 以上確認）等を行い、生活用水として利用できるよう努めるものとする。

エ 災害対策用造水機による供給

津波による浸水のおそれがない市街地周辺のプールを有する学校等の指定避難所においては、災害対策用造水機を整備することにより、プールの水を活用し被災当初の飲料水を確保する。

2 応急給水基準

- (1) 被災者 1 人当たり 1 日 3 リットルを目標として供給し、応急復旧の進捗にあわせ順次供給量を増加していくものとする。
- (2) 緊急性の高い医療機関や福祉施設から応急給水の要請があった場合は、被害状況に応じて優先的に対応する。

3 給水方法

- (1) 給水車等による給水

- ア 浄水場・配水池及び耐震性貯水槽等から取水し、給水車等により指定避難所の給水拠点に運搬し、仮設水槽及び受水槽に給水する。住民への給水は、自治会や地域住民、ボランティアの協力を得ながら行う。
 - イ 応急給水の広報は、関係各部の協力を得て広報車等で実施する。
- (2) 消火栓に設置した緊急給水栓による給水
応急給水の進捗にあわせ緊急給水栓の増設を行う。
- (3) 仮設給水栓による給水
宅地内の給水装置が破損した家屋等では、仮設給水栓等を設置して給水する。

4 広域応援要請等

(1) 協力の要請

飲料水の供給及び応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足する場合には、相互応援協定等に基づき、日本水道協会和歌山県支部を通じて他の水道事業者等に支援を要請する。

また、協定書に基づき、田辺市管工事業協同組合及び紀南管工事協同組合に応援を要請する。

なお、給水活動、復旧活動に対する他水道事業者等からの応援の申出があった場合は、給水部において調整の上、受け入れる。

(2) 要請の手続

本部において飲料水の供給ができないときは、日本水道協会和歌山県支部又は近隣市町村長に対し、次の事項を明示の上、応援又は協力を要請するものとする。

- ア 給水地
- イ 必要水量（何人分、何立方メートル）
- ウ 給水方法（ろ水器、給水自動車、その他）
- エ 給水期間
- オ 水道又は井戸の名称
- カ その他

(3) 県への報告

給水計画に基づき応急対策を実施した場合は、その旨を、直ちに西牟婁振興局健康福祉部を経由し、県食品・生活衛生課に報告する。

※ 水道災害相互応援連絡先一覧表は「資料編4-4(P資4-4)」を参照

第2 食料供給

災害時の被災者に対する食料の供給及び炊き出しは、関係機関との協力の下に本計画により実施する。また、平素から家庭及び企業での備蓄を促進する。

1 応急食料供給

(1) 食料供給の対象者

- ア 避難指示等に基づき指定緊急避難場所に収容された者
- イ 住家の被害が全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水等の被害を受け、炊事ができない者
- ウ 救助作業、その他の緊急災害対策業務に従事する者
- エ 旅行者、市内通過者等で他に食料を得る手段のない者
- オ 食料の流通機関が一時的に混乱し、通常の供給を受けられない者

(2) 食料供給の基準

供給する食料は、時間の経過に伴ってその内容の見直しを行っていく必要があるが、原則として、災害発生後1食目はクラッカー、2食目以降は米飯の炊き出し又は弁当・食パン等とする。

(3) 供給方法

- ア 調達配給部は、救護部等からの要請に基づいて、必要数量の把握を行い、供給計画を作成する。
- イ 食料の供給は、原則として調達配給部が実施し、ボランティア等の協力を得るとともに、関係部と密接な連携を図りながら実施する。
- ウ 避難所等での受入れ及び配布については、救護部が避難所運営組織、地域各種団体、ボランティア等の協力を得て実施する。

(4) 食料の調達・搬送

- ア 備蓄食料
備蓄庫から搬出して避難所等へ配布する。
- イ 調達食料
 - ① 市内の協定締結業者、大規模小売店舗等から必要物品を調達する。
 - ② 調達食料は避難所等へ直接搬送することを原則とする。但し、直接搬送することが困難な場合は、あらかじめ定めた一時集積所に受け入れ、仕分けの上、各避難所等へ搬送する。
- ウ 救援食料
 - ① 災害救助法が適用された場合は、「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領」に基づき、知事等に要請する。
応急用米穀は、精米とし、被災者一食あたり200精米gとする。ただし、消費の実情に応じて乾パン（一食100g）の供給を行う。
 - ② 県及びその他自治体等からの救援食料は、あらかじめ定めた一時集積所に受け入れ、仕分けの上、各避難所へ搬送する。
- エ 市が実施する搬送については、公用車、応援車を用いる。
- オ 食料の調達については、栄養士等の助言も得て実施するものとする。
- カ 食料の保管など衛生管理に必要な資機材の配置に努める。

(5) 食料の給与期間

食料の給与期間は、災害発生の日から7日以内とし、必要最小限度内にとどめるものとする。ただし、炊き出しと重複して支給することはできない。

(6) 食料の受払管理

食料の受領又は供給について、食料の種類・数量及び供給先名等を確認の上、緊急物資管理システムにより、又は、食料・物品等受入記録簿等を作成して適正な管理を行う。

2 炊き出し

(1) 炊き出しの方法

ア 炊き出しは、調達配給部が関係部との調整の上、その責任者を指定するとともに、各現場に実施責任者を定め、避難所運営組織、地域各種団体、自衛隊等の協力を得て実施する。

なお、学校においては、学校給食再開までは学校調理員も炊き出しに従事し、学校給食再開以後は調理指導の支援を行う。

イ 炊き出しの実施については、避難状況、ライフライン復旧状況及び協力体制の整備状況を勘案して進める。

ウ 他団体等からの炊き出しの申出については、調達配給部が関係部との調整の上、実施する。

エ 停電時の炊き出しは、ガス炊飯器を使用して行うこととするが、その燃料については、協定書に基づき（一社）和歌山県LPガス協会田辺支部及び南紀支部へ依頼して確保する。

(2) 炊き出しの場所

ア 炊き出しは、小中学校の給食室や共同調理場等の公共建築物を利用して実施することを原則とする。

イ 学校等の給食調理施設、設備が利用できない場合又は調理施設のない公共建築物等においては、応急的な調理施設及び資機材の確保に努める。

(3) 炊き出しの期間

炊き出しの期間は、災害発生の日から7日以内とする（必要最小限度内にとどめるものとする。）。ただし、この期間内において打ち切ることが困難な場合は、本部長は、県本部に期間延長を申請し、承認を得たときは、最小限度内において期間を延長することができる。

第3 生活必需品の供給

1 供給対象者と供給基準

災害救助法が適用された場合は同法によるものとし、同法が適用されない場合は同法に準じて行う。

災害救助法では、住家が全焼、全壊、流出、半焼、半壊又は床上浸水（土砂のたい積等で一時的に居住できない程度のもを含む。以下同じ。）若しくは船舶の遭難等により生活上必要な被服、寝具、日用品等を喪失し、又は損傷して、直ちに日常生活を営むことが困難になった者に対して行うものとする。

2 供給品目

被害状況に応じて次に掲げる品目の範囲内において現物給付する。

- (1) 被服、寝具及び身の回り品
- (2) 日用品
- (3) 炊事用具及び食器
- (4) 光熱材料

3 給与及び貸与の期間

災害発生の日から10日以内とする。

4 供給方法

- (1) 調達配給部は、避難施設等からの報告に基づき、必要品目、必要数量の把握を行い、供給計画を作成する。
- (2) 生活必需品の供給は、ボランティア等の協力を得るとともに、関係部と密接な連携を図りながら実施する。
- (3) 避難施設等での受入れ及び配布については、避難所運営組織、地域各種団体、ボランティア等の協力を得て実施する。

5 生活必需品の調達・搬送

(1) 調達

- ア 災害が発生し、生活必需品の供給が必要となった場合、まず備蓄している物資を使用するものとする。
- イ 市内の小売業者、その他の卸売業者、大規模小売店舗から必需品を調達する。
- ウ 市において、生活必需品の調達が困難となった場合は、県知事に要請する。

(2) 搬送

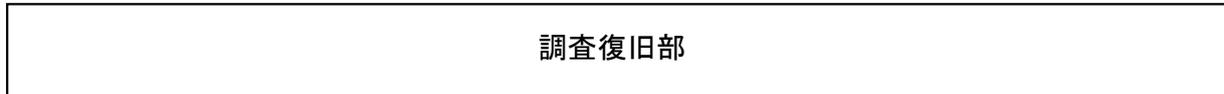
- ア 調達品は避難所等へ直接搬送することを原則とする。但し、直接搬送することが困難な場合は、あらかじめ定めた一次集積所に受け入れ、仕分けの上、各避難所等に搬送する。
- イ 県及びその他の自治体等からの救援物資については、あらかじめ定めた一次集積所に受け入れ、仕分けの上、各避難所等に搬送する。
- ウ 物資の搬送は公用車、応援車により行うが、状況に応じて（公社）和歌山県トラック協会との協定に基づき協力要請を行う。

6 物資の受払管理

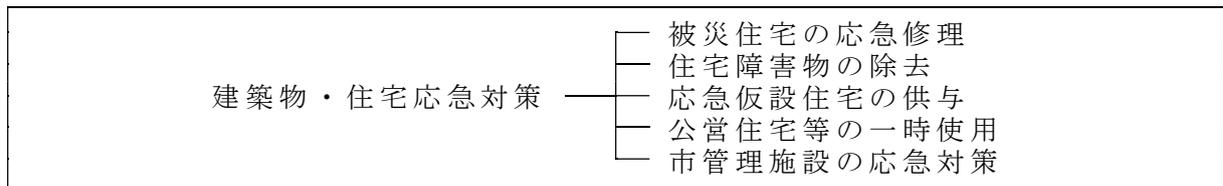
物資の受領・供給について、物資の種類、数量及び供給先名等を確認の上、緊急物資管理システムにより、又は、食料・物品等受入記録簿等を作成し、適正な管理を行う。

第6節 建築物・住宅応急対策

《実施担当部局》



《対策の体系》



《対策の展開》

第1 被災住宅の応急修理

1 応急修理の対象者

- (1) 住家が半焼又は半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者
- (2) 自らの資力では応急修理ができない者

2 修理の範囲

居室、炊事場、便所等生活上欠くことのできない部分のみを対象とし、基本修理額の範囲内で実施する。

3 修理の期間

災害救助法適用による応急修理は、原則として発災の日から1か月以内に完了しなければならない。

4 被災建築物に対する指導・相談

(1) 応急措置に関する指導・相談

ア 倒壊のおそれのある建築物（工事中の建築物を含む）及び外壁等の脱落などのおそれがある屋外取付物等の二次災害防止に関する相談・指導を行うとともに、これらの事故防止のための市民に対する広報を実施する。

イ 電気、ガス等の建築設備による事故防止のため、関係機関と連絡調整を図るとともに、市民への広報を依頼する。

(2) 復旧に関する指導・相談

被災建築物の復旧に関する技術的な指導及び相談を行うため、必要に応じ相談窓口を設置し、次の相談を行う。

- ア 復旧に関する技術的指導及び相談
- イ 復旧の助成に関する相談

第2 住宅障害物の除去

1 除去の基準

住家に流入した土石、竹木の除去は、該当する住家を早急に調査の上、実施する。

- (1) 障害物のため、当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの
- (2) 障害物が日常生活に欠くことができない場所に運び込まれたもの
- (3) 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないもの
- (4) 住家が半壊又は床上浸水したもの
- (5) 原則として、当該災害により直接被害を受けたもの

2 障害物除去の方法

- (1) 市は、除去対象戸数及び所在を調査し、県に報告する。
- (2) 県は、市からの要請に基づき、実施順位・除去物の集積地を定め実施し、市はこれに協力する。

3 除去した障害物の処分

- (1) 倒壊家屋等からの廃棄物、焼失家屋の焼け残り等については、不燃、可燃等に分別して、臨時集積地へ直接搬送する。なお、アスベスト等有害ごみについては専門業者により処理する。
- (2) 可燃物で再使用不能なものは、救護部において焼却する。
- (3) 臨時集積地にがれきの選別、焼却等の処理設備を設置し、最終処分の円滑化を図る。

4 臨時集積地

がれきの臨時集積地は、搬入、集積、選別等の処理の円滑及び周辺環境等に配慮して選定する。

※別途田辺市災害廃棄物処理計画により定める。

第3 応急仮設住宅の供与

1 応急仮設住宅の建設

- (1) 設置主体

応急仮設住宅の設置は、災害救助法が適用された場合は知事が実施する。なお、災害の状況によっては知事の委任を受けて市長が実施する。

(2) 設営地の選定

公共用地を優先し、飲料水の確保、保健衛生、交通の便、教育等の諸点を考慮して選定する。

2 入居対象者

応急仮設住宅への入居者は、住家が焼失、倒壊又は流出し、居住する住家がなく、かつ、自らの資力では住宅を確保することができない者で、特に必要があると認められるものを対象とする。

3 応急仮設住宅の管理

(1) 市長は、知事からの委任を受けて災害救助法による応急仮設住宅について運営管理を行う。

(2) 災害救助法適用による応急仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から2年以内とする。

(3) 応急仮設住宅の管理者は、入居者の実態を把握して一般住宅等への転居を進めるとともに、次の施策の積極的な活用を図る。

- ア 公営住宅法による住宅の設置又は入居
- イ 各種貸与制度等による住宅資金のあっせん
- ウ 社会福祉施設等への収容

第4 公営住宅等の一時使用

市営住宅の空き部屋の活用とともに、他の公営住宅・公的住宅等の管理者に対し、被災者用応急住宅としての一時使用を要請する。

第5 市管理施設の応急対策

市管理施設のうち防災関連業務に必要な施設の点検、調査を迅速に行い、応急措置を実施する。

1 応急措置が可能なもの

- (1) 危険箇所があれば緊急に保安措置を行う。
- (2) 機能確保のため、必要限度内の復旧措置を行う。

- (3) 電気、ガス、通信等の応急措置及び補修が必要な場合には、関係機関と連絡をとり、応援を求め実施する。

2 応急措置の不可能なもの

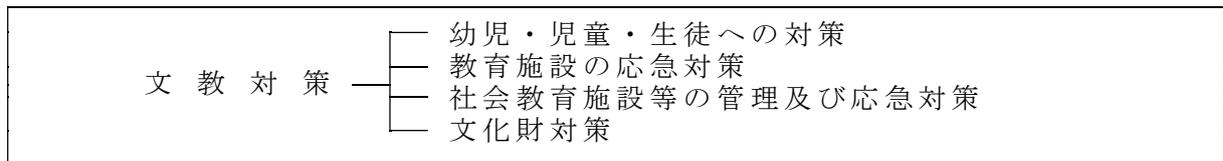
- (1) 被害の防止措置を重点的に実施する。
- (2) 防災関連業務に必要な建物で、機能確保のため必要がある場合は、仮設建築物の手配を行う。

第7節 文教対策

《実施担当部局》



《対策の体系》



《対策の展開》

第1 幼児・児童・生徒への対策

1 事前措置

- (1) 教育長は、災害発生のおそれがあるときは、措置を検討し、速やかに学校長に伝達する。
- (2) 教職員は、常に気象状況その他の災害に関する情報に注意し、災害発生のおそれがある場合は、学校長と協力して災害応急対策に備える。

2 災害時における校園の応急対策

- (1) 在園・在校時間中に災害が発生した場合は、幼児・児童・生徒の安全確保に全力をあげて取り組むとともに、幼児・児童・生徒の安否、被災状況等を把握し、速やかに学校教育課に報告する。
- (2) 登下校路の安全が確認された場合は、校長、教頭を中心とする防災組織の指示に従い、保護者への引取りの連絡、教職員の引率による集団下校その他の臨時下校等の適切な措置をとる。
ただし、幼児・児童・生徒を下校させることが危険であると認められるときは、校園内に保護し、極力保護者への連絡に努めるものとする。
- (3) 夜間・休日等に地震が発生した時は、教職員は自主的に所属の校園に参集し、市が行う災害応急・復旧対策に協力するとともに、応急教育の実施及び校園舎の管理のための体制の確立に努める。

ただし、沿岸部等津波による浸水の危険性がある地域に立地する校園に所属する教職員は、あらかじめ定める行動計画に基づき行動するものとする。

3 応急教育の実施

(1) 応急教育の区分

災害により通常の授業が実施できない場合は、施設の応急復旧の状況、教職員、児童、生徒及びその家族のり災程度、交通機関、道路の復旧状況その他を勘案して、応急教育を実施する。

(2) 応急教育実施場所、教育実施者の確保

教育委員会は、応急教育の実施場所、教員の確保の応急措置を実施する。

4 学校給食の措置

(1) 学校給食の実施

ア 災害を受けるおそれが解消したときは、学校再開に併せ速やかに学校給食が実施できるよう措置する。

イ 被災状況等により完全給食の実施が困難な場合は、簡易給食を実施する。

(2) 次の場合は、学校給食は一時中止する。

ア 避難施設となった学校において、非常緊急措置として学校給食施設で炊き出しを実施する場合

イ 給食施設が災し、給食実施が不可能となった場合

ウ 食中毒・感染症の発生が予想される場合

エ 給食物資が入手困難な場合

オ その他給食の実施が適当でないと認められる場合

5 学用品等の支給・給与

(1) 調達方法

教育委員会は、各学校長と緊密な連絡をとり、支給の対象となる児童生徒を調査、把握し、支給を必要とする学用品の確保を図り、各学校長を通じ支給する。

教科書については、県教育委員会と協議のうえ指定業者より調達する。その他の学用品については、学校教育課長が、市内業者、学校と協議の上、迅速に教材及び学用品を調達する。

(2) 学用品の給与

災害救助法による学用品の給与基準は次のとおりである。

ア 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水により、学用品を喪失し、又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒に対して行う。

イ 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって支給する。

① 教科書

② 文房具

③ 通学用品

ウ 学用品給与の期間

教科書	災害発生の日から	1か月以内
文房具	災害発生の日から	15日以内

第2 教育施設の応急対策

1 施設の被害状況の報告

学校長及びその他の教育施設の長は、被害を受けたときは施設及び敷地の被害状況を遅滞なく教育委員会教育総務課に報告する。

2 応急復旧対策

教育委員会は、速やかに平常の教育活動が実施できるよう、必要な措置をとる。

学校が避難所として使用される場合には、学校は教育の場であることを認識し、可能な限り学校教育に支障のない範囲の利用とする。

第3 社会教育施設等の管理及び応急対策

1 利用者の安全確保

施設の管理者は、施設で開催されている事業等の中止、延期又は利用者による事業を中止し、施設内における人命の安全を確保する。

2 避難誘導

施設利用者の来館時にあつては、各施設で定める行動計画に基づき適切に避難誘導を行うとともに、混乱防止に努める。

3 応急措置

施設の管理者は、建物等の被害の調査を早急に実施し、危険箇所の応急的な安全措置を実施する。

第4 文化財対策

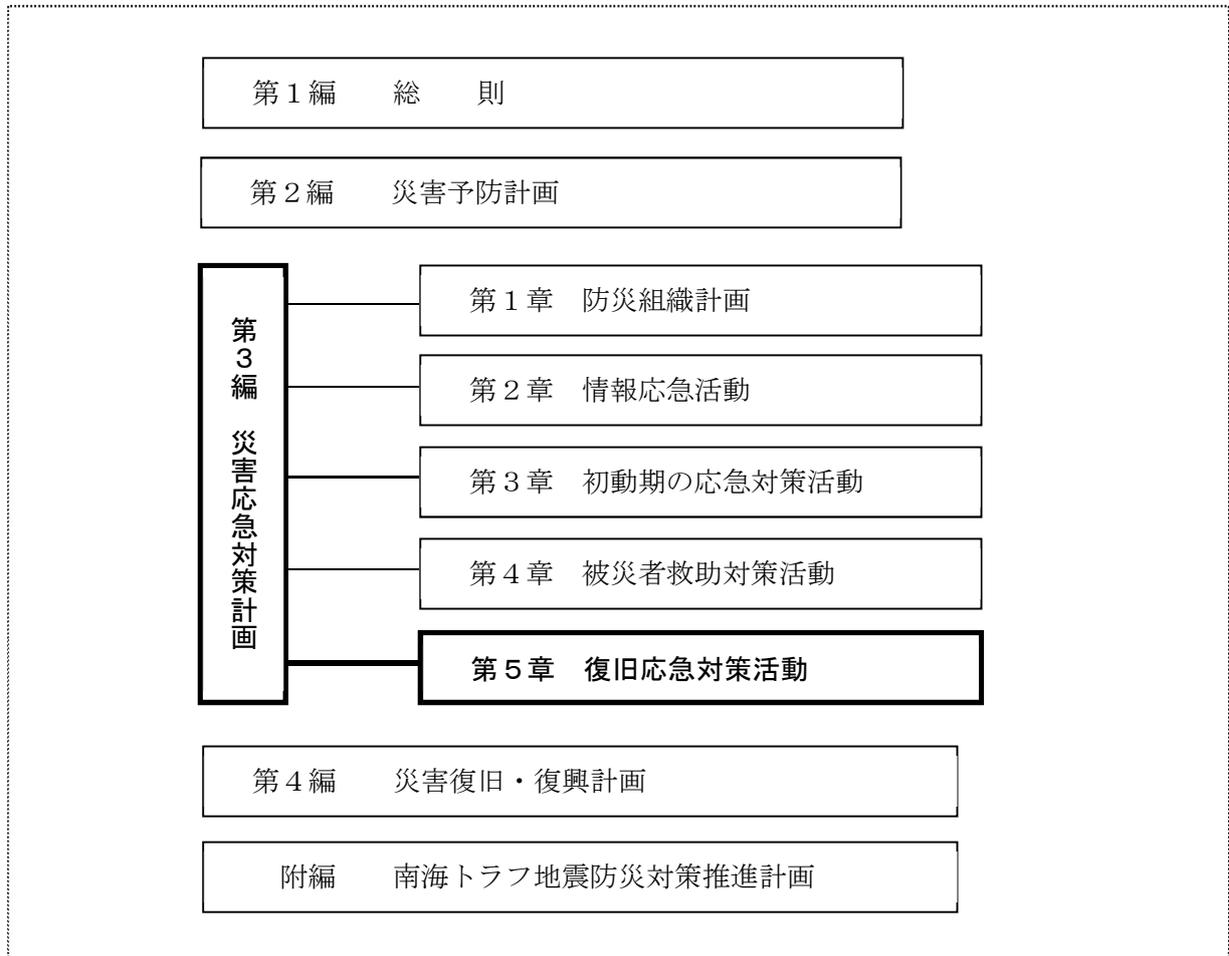
1 被害状況の調査

文化財の所有者及び管理者は、災害発生後、市内の文化財の被害について調査し、被害状況を教育委員会文化振興課へ連絡する。

2 被害の拡大防止等

教育委員会は、被害調査後、判明した状況から文化財の所有者及び管理者に対し必要な指示を行い、被害の拡大防止と保護に努める。

第5章 復旧応急対策活動



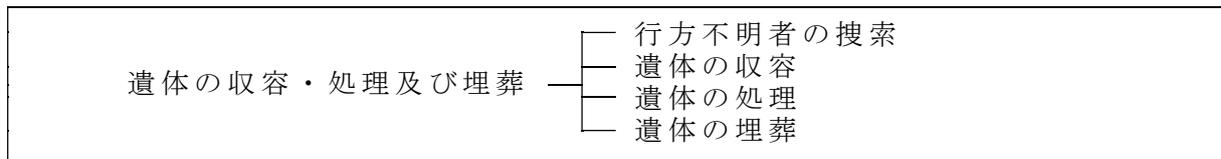
第1節	遺体の収容・処理及び埋葬	3-170
第2節	廃棄物処理対策	3-173
第3節	保健衛生活動	3-176
第4節	社会秩序の維持	3-179
第5節	ライフラインの応急対策	3-181
第6節	交通の機能確保	3-185
第7節	環境保全対策	3-187
第8節	動物保護管理支援計画	3-189
第9節	義援金及び救援物資の募集・配分	3-191
第10節	被災者支援対策	3-194

第1節 遺体の収容・処理及び埋葬

《実施担当部局》

救護部、消防部

《対策の体系》



《対策の展開》

第1 行方不明者の搜索

災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の状況から既に死亡していると推定される者の搜索については、災害の規模等の状況を勘案して、消防部が警察、田辺海上保安部、自衛隊等の関係機関や地域住民の協力を得て実施するものとする。

また、搜索に必要な資機材については、市及び自主防災組織等の備蓄品を使用するとともに、不足する資機材及び重機・燃料等については、関係団体等から借り上げ、又は購入等により確保するものとする。

第2 遺体の収容

1 遺体の収容

搜索の結果、遺体を発見したときは、田辺警察署に通報するものとし、警察又は田辺海上保安部から遺体の引き渡しを受けたときは、直ちに遺体安置所に収容するものとする。

2 遺体安置所の設置

救護部は、災害の状況に応じて被災現場近くの寺院・公民館・学校等の施設管理者と協議して、遺体安置所を開設するものとする。

また、市域の全域にわたるような大規模災害が発生し、建物内に安置できない場合には、学校等が保管しているテントを設置して対応するものとする。

3 調達

棺桶、骨壺及びドライアイス等が不足する場合は、葬祭業者等に協力要請し確保する。

第3 遺体の処理

1 身元不明者の取扱い

- (1) 身元が判明しない遺体については、人相・着衣・所持品・特徴等の提示、又は田辺警察署その他関係機関に連絡し、身元の確認に努めるとともに、身元確認の資料、写真及び遺品を保存しておくものとする。
- (2) 警察が身元確認を行うため、歯牙・歯科治療痕の照合など田辺西牟婁歯科医師会の協力を必要とし、警察から依頼があった場合には、同歯科医師会へ協力要請するものとする。
- (3) 身元が判明しない者については、一定期間経過後、行旅死亡人として取り扱うものとする。

2 遺族等への引き渡し

収容した遺体は、警察の指示のもとに身元の所在を確認し、遺族等に引き渡すものとする。

3 遺体の洗浄・縫合・消毒等の措置

救護部は、身元不明者及び災害で遺族等が混乱している場合など、必要に応じ遺体の洗浄・縫合・消毒等の措置、遺体の一時保存等を遺族等に代わって行うものとする。

第4 遺体の埋葬

1 遺体の埋葬

遺体の埋葬は、災害の際死亡し、かつ、災害のため社会が混乱している場合において、遺族自らが埋葬を行うことが困難なとき、又は死亡した者に遺族がない場合に救護部が実施するものとする。

(1) 埋葬の方法

- ア 原則として火葬とする。
- イ 埋葬は災害時の一時混乱期に行うので仮葬とするが、市民課が発行する埋（火）葬許可証がなければ、埋葬してはならない。
- ウ 火葬は、市斎場で行うこととするが、災害のため使用できないとき、又は処理能力を超える場合には、他の市町村の協力を得て行うものとする。

2 遺体の搬送

遺体は、葬祭業者等が保有する葬具運搬車、霊柩車を使用して搬送するが、必要に応じ、他の市町村や関係機関への応援を要請する。

3 遺族への情報提供

救護部は、必要に応じて、火葬場・遺体の搬送体制などの情報を遺族に提供するための相談窓口を設置する。

※ 和歌山県広域火葬実施要綱は「資料編7-7(P資7-12)」を参照

※ 県下火葬場整備状況一覧表は「資料編2-12(P資2-41)」を参照

第2節 廃棄物処理対策

《実施担当部局》

救護部、調査復旧部

《対策の体系》

廃棄物処理対策 — 〔ごみの処理〕
〔し尿の収集・処理〕

《対策の展開》

第1 ごみの処理

1 ごみ処理対策

(1) 災害廃棄物の収集及び処分等の基準

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条（一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準）に定める基準に従い、災害発生後速やかに収集・運搬・処分を行う。

(2) 広域支援の要請

被害が甚大で市域での処理が不可能な場合は、田辺保健所及び県本部に応援を要請する。

(3) 事務処理

ア 本部長は、災害により廃棄物が発生したときは、直ちに田辺保健所経由のうえ、県（環境生活部循環型社会推進課）へ報告するものとする。

イ 本部長は、廃棄物処理施設（ごみ処理施設、し尿処理施設）に被害があった場合は、その被害状況を田辺保健所経由により、県（環境生活部循環型社会推進課）へ報告する。

ウ 報告は、「災害関係事務処理マニュアル（平成26年6月環境省）」に記載の「災害等廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設の被災状況について」によるものとし、電話等で被害の概況等を直ちに報告した後、所定の様式により、被災状況の写真等を添付して報告する。

※ 報告様式は「資料編6-17（P資6-43）」を参照。

2 ごみの収集運搬

災害によって生じた廃棄物の発生状況を調査し、収集・処理見込みを把握する。

ごみの分別は、可燃ごみ、資源ごみ、プラスチックごみ、埋立てごみの4分別で収集し、腐敗性の高い可燃ごみは、最優先で収集し、処理施設等へ搬入する。粗大ごみは、

一時的に大幅に増加することが考えられるため、必要に応じて一次集積所を設置し、収集する。

収集ルートは平常時のルートを基本とするが、道路の不通やごみの増大する被害集中地域等の状況に応じ、関係機関等の協力を得て増車、臨時収集等の措置を講じる。

3 ごみ処理

処理施設は、速やかに点検を行い稼働できるよう措置を講じ、腐敗性の高い可燃ごみは、貯留しないで最優先で焼却し、可燃性粗大ごみは、施設の余力に応じて焼却する。

大規模災害による廃棄物の処理等に関して協力が必要な場合は、和歌山県と一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会、一般社団法人和歌山県一般廃棄物協会、一般社団法人和歌山県清掃連合会、が締結している「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」に基づき、県を通じ同協会、同連合会に協力を要請する。

※ 県内の清掃施設等の状況は「資料編2-12(P資2-42)」を参照

第2 し尿の収集・処理

1 収集・処理体制の整備

(1) 処理体制の確立

洪水等の浸水により、広域的に個人のし尿処理施設が使用不能となった場合、救護部は、関係部との連携のもとに、し尿処理体制を確立する。

ア し尿処理施設及び下水処理施設等の被害状況を把握した後、必要に応じ応急復旧措置を講じて、処理能力の維持に努める。

イ 収集すべきし尿の量が、許可業者が有する能力を上回ると想定される場合は、一般廃棄物収集運搬許可業者や市内の産業廃棄物収集運搬・処分業者、更に県外の収集運搬・処分業者に協力を要請する。

(2) 目標の設定

ア 処理すべき量の推定

災害発生後に処理すべきし尿は、指定緊急避難場所又は指定避難所の入所者、くみ取り地域内の世帯及び事業所等の帰宅困難者のものとする。

排出対象者の総数と以下の基準により推定し、平常時における処理計画を勘案して、し尿の処理対策実施のための検討材料とする。

【し尿処理量算出のための原単位】

事 項	基 準	備 考
1人1日当たりのし尿排出量	1.4リットル	厚生省のし尿処理基準による
1世帯当たりの想定人口	2.2人	平成26年12月31日現在
1日当たりのし尿処理量	170キロリットル	清浄館の処理能力
	75キロリットル	白鳥苑の処理能力
	98キロリットル	南清園の処理能力

イ 仮設トイレ・し尿収集車等の確保

仮設トイレ及びし尿収集車の確保については、許可業者の全面的な協力を得るとともに、県本部に対して協力を要請する。

(3) 事前広報の実施

し尿処理対策の実施にあたっては、広報紙等を通じて、事前に市民・事業所等の協力を要請する。特に以下の点について周知徹底を図る。

ア 被害軽微なくみ取り地域に対する収集一時中止措置の必要性

イ 平常時収集体制への移行に関する見通し

※ 県内の清掃施設等の状況は「資料編2-12(P資2-43)」を参照

2 仮設トイレ設置の基準

(1) 設置場所

ア 指定避難所（指定避難所内でトイレが不足又は使用不可能な場合）

イ その他被災者を収容する施設

ウ 高層集合住宅団地

エ 住宅密集地（地域内でトイレが不足又は使用不可能な場合）

(2) 設置個数

利用人口 100 人当たり 1 箇所

(3) 設置期間

下水処理施設等及び水道施設の機能が復旧するなど、その必要がないと認められるまでの間

3 第一次処理対策の実施

(1) し尿収集の実施

ア 避難施設・医療対策拠点施設その他の拠点施設を最優先で収集する。

イ 収集したし尿については、本庁及び龍神行政局管内は清浄館へ、中辺路・大塔行政局管内は白鳥苑へ、本宮行政局管内は南清園へ搬送し処理する。

(2) し尿の広域的処理

災害の状況により必要な場合は、県本部に対してし尿の応援処理を要請する。

4 第二次処理対策の実施

(1) し尿収集の実施

ア くみ取り地域について収集を開始する。

イ し尿の収集は、交通渋滞の要因となることがないように留意して行う。

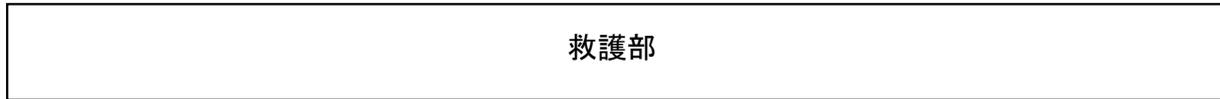
(2) 平常時収集・処理体制への移行

施設等の復旧状況により、関係各部及び各防災機関と協議して、平常時収集・処理体制への移行手順について検討する。

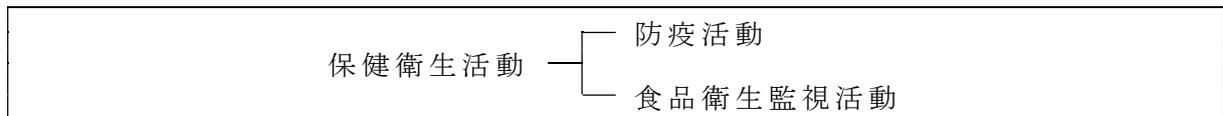
※ 別途田辺市災害廃棄物処理計画により定める。

第3節 保健衛生活動

《実施担当部局》



《対策の体系》



《対策の展開》

第1 防疫活動

1 広報活動の推進

災害時の感染症等の発生、拡大を防止するため、対策手法等の広報活動の強化を図るとともに、市民の社会不安の防止に努める。

2 患者等に対する措置

被災地において、感染症患者又は病原菌保有者等が発生し、入院が適当な者については、保健所長が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条の規定により、早急に入院の手続きをとるものとする。

感染症指定医療機関が被災した場合、又は交通事情等の理由により入院が困難な場合は、保健所長はその他の医療機関に入院の手続きをとるものとする。

3 避難施設の防疫指導等

救護部は、避難施設における防疫活動を実施し、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させるなど、その協力を得て、うがい、手洗いの励行等指導の徹底を期する。

なお、避難施設に消毒薬等を常備するよう努める。

4 防疫体制の強化

災害の規模に応じた防疫組織を設け、対策の推進を図るとともに、防疫実施のための防疫班を編成し、防疫活動を強化する。

5 生活の用に供される水の供給

給水部は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第31条第2項

の規定による知事の指示に基づき、速やかに生活の用に供される水を供給するものとする。

実施にあたっては、「第3編第4章第5節第1応急給水」によって行うものとする。

6 消毒方法

救護部は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第27条第2項による知事の指示に基づき、同法施行規則第14条に定めるところにより消毒を行うものとする。

7 ねずみ族・昆虫類の駆除

救護部は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第28条第2項による知事の指示に基づき、同法施行規則第15条に定めるところにより駆除を行うものとする。

8 避難所の衛生確保

救護部は、避難所を開設したときは、県本部又は支部の防疫関係職員の指導を得て衛生の徹底を期するものとする。

9 報告

市長は、警察、消防等諸機関、その他関係団体の緊密な協力のもとに、下記の事項について、所定の様式により田辺保健所を経由して知事に報告するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 防疫活動状況
- (3) 災害防疫所要見込額
- (4) その他

10 記録の整備

防疫活動に関し、備付けを要する書類は、次のとおりとする。

- (1) 災害状況報告書
- (2) 防疫活動の状況報告書
- (3) 消毒に関する書類
- (4) ねずみ族、昆虫等の駆除に関する書類
- (5) 生活の用に供される水の供給に関する書類
- (6) 患者台帳
- (7) 防疫作業日誌
- (8) 防疫経費所要額調及び関係書類

第2 食品衛生監視活動

1 食中毒の防止

- (1) 救護部は、田辺保健所に対して食品衛生監視員を物資集積拠点に派遣するよう要請し、衛生状態の監視、指導を受け、改善を図る。
- (2) 救護部は、田辺保健所に対して食品衛生監視員を避難施設に派遣するよう要請し、食品の取扱状況や容器の消毒等について調査、指導を受け、改善を図る。
- (3) 救護部は、田辺保健所と食品関係営業施設の実態を調査し、衛生上問題がある場合には、両者で協議の上、改善を指導する。

2 食中毒発生時の対応方法

食中毒患者が発生した場合、田辺保健所が行う食品衛生監視員による所要の検査等に協力し、原因の調査と被害の拡大防止に努める。

第4節 社会秩序の維持

《実施担当部局》

総合調整部、調整部、消防部、調達配給部

《対策の体系》

社会秩序の維持 — 警備活動
— 物価の安定及び物資の安定供給

《対策の展開》

第1 警備活動

1 災害警備

消防部は、田辺警察署が行う防犯パトロールに併せて、防火パトロールを実施する。

2 社会秩序維持のための対策

(1) 本部による広報内容、手続

総合調整部広報班（支部調整部総務広報班）は、市民の生活維持、生活再建、復旧復興に関することなどを市民に広報する。

(2) 供給物資の迅速・均等な配分の実施

調達配給部は、生活の基盤となる物資や食料品等を迅速かつ均等に配分し、被災者の不安を和らげるよう配慮する。

その他の部においても、迅速かつ的確に応急対策を実施し、被災者を援護することで社会秩序維持に万全を期する。

(3) 正確な情報の入手

市民及び事業所は、本部等公的機関又はマスコミの情報を入手し、流言飛語に惑わされないよう留意する。

3 自主防犯組織

自主防犯組織は、自ら防犯パトロールを行い、地域の安全を維持する。

第2 物価の安定及び物資の安定供給

1 量販店等の営業状況調査等の実施

調達配給部は、県、ボランティア等の協力を受けて、市内の量販店、商店街等の被害状況及び営業状況を調査し、商業施設の営業状況等の広報、営業再開支援のための本部内の連絡調整等の対策を講じる。

2 営業努力の要請

調達配給部は、市内の量販店、商工会議所、商工会等に対して、早期の営業再開、適正な物資等の供給を要請する。

3 物価の監視

(1) 物価監視・苦情窓口

調達配給部は、総合調整部に寄せられる情報、物価調査モニター等の協力等により、物価の実態に関する情報収集に努める。

(2) 県への要請

調達配給部は、県に対して、関係業者に対する適正な物資等の供給・流通や、便乗値上げ等の事実確認、是正指導等の実施を要請する。

第5節 ライフラインの応急対策

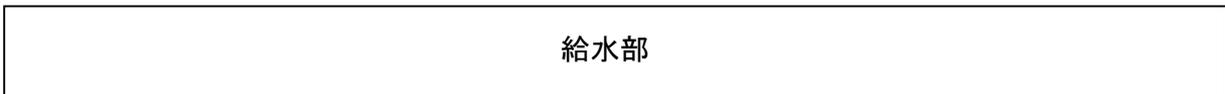
《対策の体系》



《対策の展開》

第1 上水道施設

《実施担当部局》



1 発災直後の情報収集

発災直後は、水道施設に関する情報を集約・整理して、被害の範囲・規模を把握し応急復旧対策を立てる。

2 報告

水道施設の被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを総合調整部及び西牟婁振興局健康福祉部を経由し、県食品・生活衛生課へ報告する。

3 応援要請

独自ですべての応急復旧体制を整えることが不可能な場合は、「災害発生時における水道施設の応急復旧の応援に関する協定書」及び「水道災害相互応援対策要綱に基づく協定書」により、支援を要請するとともに、近隣市町村の水道事業者等からの応援を受け入れる。

4 応急復旧の方針

(1) 取水・導水施設の復旧活動

取水・導水施設の被害は、給水機能に大きな支障を来すため、その復旧を最優先する。

(2) 浄水施設の復旧活動

浄水施設の被害のうち、施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧活動を行う。

(3) 管路の復旧計画

ア 復旧計画

復旧にあたっては、随時、配水系統などの変更等を行いながら、あらかじめ定めた順位をもとに被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、浄水場・給水所の運用状況等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次行う。

なお、資機材の調達、復旧体制及び復旧の緊急度等を勘案し、必要に応じて仮配管、路上配管等の仮復旧を実施する。

イ 給水装置の復旧活動

公道内の給水装置の復旧は、配水管の復旧及び通水と並行して実施する。

一般住宅等の給水装置の復旧は、その所有者等から修繕申込みがあったものについて行う。その際、緊急度の高い医療施設、人工透析治療施設等は優先して行う。

なお、給水に支障をきたすものについては、申込の有無にかかわらず応急措置を実施する。

第2 下水処理施設

《実施担当部局》

調査復旧部、救護部

1 応急復旧の方針

- (1) 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。
- (2) 被害状況によっては、他の下水処理関係者から支援を受ける。

2 応援要請

災害が発生した場合において、本市の体制では万全な応急対策が不可能と判断されるときは、県、関係機関、関係業者等への応援要請を行い、復旧に際しての機材・人員の協力を得る。

3 広報

被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関を通じて広報する。

第3 電力供給施設

《実施担当機関》

関西電力株式会社和歌山支店田辺営業所

1 情報収集及び連絡

災害が発生した場合は、電力施設等の被害状況のほか公共施設や一般の被害状況、停電状況等の情報を収集し、必要に応じ行政機関等の防災関係機関に連絡、周知を行う。

2 応急供給及び復旧

- (1) 緊急を要する重要施設を中心に、発電機車両等により応急送電に努める。
- (2) 応急復旧工事は、緊急度等を勘案し、二次被害の防止に配慮しつつ迅速、適切に実施する。
- (3) 応急対策要員、復旧資材及復旧資材置場、輸送の確保を行うほか、行政機関、他の事業者等と連携し、早期復旧に努める。

3 広報

災害の発生が予想される場合、または災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。

また、公衆感電事故や電気火災等の二次災害を防止するための広報活動を行う。

第4 電気通信施設

《実施担当機関》

西日本電信電話株式会社和歌山支店、携帯電話各事業者

1 情報収集及び連絡

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信の確保、若しくは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、電気通信設備等の被害状況、疎通状況及び停電状況等の情報を収集し、必要に応じ当該区域を管轄する行政機関等の防災関係機関に連絡、周知を行う。

2 通信の確保

災害時には通信輻輳の緩和及び通信の確保を図る。

- (1) 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置をとる。
- (2) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、臨機に利用制限等の措置をとる。
- (3) 非常、緊急通話又は非常、緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取扱う。
- (4) 警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとる。
- (5) 災害救助法が適用された場合等には、避難施設に被災者が利用する特設電話の設置に努める。

3 応急復旧

- (1) 被災した電気通信設備等の応急復旧は、サービス回復を第一として速やかに実施する。
- (2) 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員、資材及び輸送の確保を行う。
- (3) 復旧にあたっては、行政機関、他の事業者と連携し、早期復旧に努める。

4 広報

災害に伴う電気通信設備等の復旧においては、通信の疎通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

5 安否確認サービス

災害の発生により、被災地への安否確認の通話等が増加し、電話が繋がりにくい状況になっている場合に、災害用伝言板等のサービスを提供する。

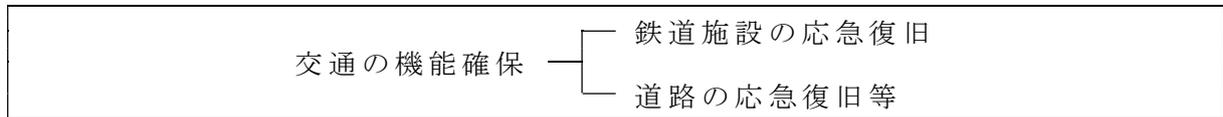
6 災害用特設公衆電話

N T T西日本が市内の23箇所の指定緊急避難場所又は指定避難所に整備している非常用回線により、特設公衆電話を設置し、大規模災害時における通信手段を確保する。

※ 災害用特設公衆電話一覧表は「資料編5-6(P資5-15)」を参照

第6節 交通の機能確保

《対策の体系》



《対策の展開》

第1 鉄道施設の応急復旧

《実施担当機関》

西日本旅客鉄道株式会社紀伊田辺駅

1 災害時の活動体制

鉄道施設管理者は、災害が発生した場合には、被害を最小限度にとどめ、速やかに被害復旧にあたるため、必要に応じて災害対策本部等を設置し、輸送の確保に努める。

2 情報連絡体制

災害が発生し、列車運転に著しい阻害が生じた場合において、鉄道営業部調査役（運転担当）は、県、市及び報道機関へ連絡する。

3 線路等鉄道施設の応急復旧

列車運行上重要な施設を優先して応急復旧を行うとともに、被災状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮して、あらかじめ定められた復旧計画に基づき段階的な復旧を行う。

第2 道路の応急復旧等

《実施担当部局》

調査復旧部

1 道路啓開^(注)作業

道路について早急に被害状況を把握し、緊急輸送道路など優先順位の高い道路から、障害物の除去、応急復旧等を行い道路機能を確保する。

(注) 道路啓開：P3-39 参照。

(1) 道路啓開作業等の実施手順

- ア 調査復旧部は、関係業者等の応援を得て、道路・橋梁等の被災調査及び応急復旧の検討を行う。
- イ 調査復旧部は、復旧範囲を決定した上で、市内の建設業協同組合等の応援を得て応急復旧工事を実施する。
- ウ 調査復旧部は、作業範囲を決定した上で、市内の建設業協同組合等の応援を得て啓開作業を実施する。
- エ 道路啓開作業用資機材は、資機材を保有する業者等から調達する。

2 道路上等の災害廃棄物の処理

災害発生直後においては、道路上等の障害物と混在して家屋の倒壊・焼失等から生じる災害廃棄物（家具、廃材等）が搬出・集積されることが予想され、緊急車両の通行及び応急活動への障害を排除する範囲で、調査復旧部が救護部と協力して収集及び処理を行う。

第7節 環境保全対策

《実施担当部局》

救護部、調査復旧部

《対策の体系》

環境保全対策 — 緊急汚染調査
— 建築物の解体等に伴う対策

《対策の展開》

第1 緊急汚染調査

1 現地調査及び指導

被災により有害物質が漏えいした場合、大きな環境汚染のおそれがある主要工場については、災害発生後できる限り速やかに電話、現地確認その他の方法により緊急調査を行う。また、必要に応じて適切な措置を講ずるよう指導する。

2 関係機関との協議

災害が発生した場合の大気・水などの環境調査について、その都度国・県・関係機関等と協議して実施する。

第2 建築物の解体等に伴う対策

1 粉塵飛散防止対策

建築物の解体作業現場における粉塵飛散防止対策として、シート等でのカバーや解体作業中の散水等、必要な措置を講じるよう指導する。

2 アスベスト飛散防止対策

- (1) 解体・撤去工事を行う請負事業者は、当該建築物が吹付けアスベストを使用している可能性のある建築物か否かを調査確認し、その結果を市に報告する。また、アスベストを使用する建築物等の解体にあたっては、大気汚染防止法、労働安全衛生法等による届出を行わなければならない。
- (2) 吹付けアスベスト使用建築物又は吹付けアスベストの使用の有無が確認できない建築物については、次の対策を講ずる。

- ア 事前に除去できる場合は、事前に除去するなどの補修対策を実施する。
 - イ 事前に除去できない場合及び使用の有無が確認できない場合は、薬剤の散布による固化又は散水の実施により作業を行う。
 - ウ 全壊した建物で、飛散のおそれがある場合は、直ちにシートによる囲い込みを行う。
- (3) 吹付けアスベスト使用建築物又は吹付けアスベストの使用の有無が確認できない建築物について、解体・撤去工事が完了したときは、市に報告する。

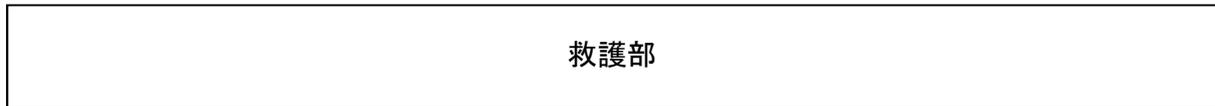
3 がれき等の搬出時の飛散防止対策

がれき等の搬出を行う車両については、運搬時の荷台シートカバーを義務付けるとともに、その他知事が定める作業基準が守られるよう必要な措置を講ずる。

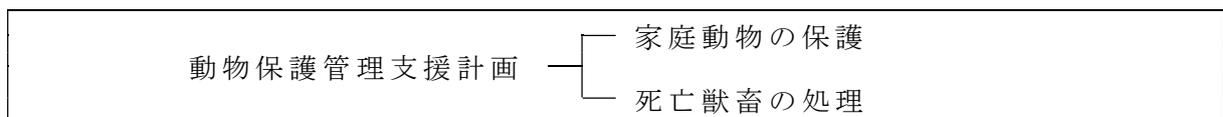
※ 別途田辺市災害廃棄物処理計画により定める。

第8節 動物保護管理支援計画

《実施担当部局》



《対策の体系》



《対策の展開》

第1 家庭動物の保護

1 避難所等における被災動物の飼養者への支援

市は、県と連携し、避難所運営マニュアルに基づき確保する避難所の飼養場所において、飼養者自身が動物を適切に飼養管理し、動物の愛護及び環境衛生の維持に努められるよう支援する。

ア 避難所での動物の飼養状況の把握

イ 飼養されている動物に対する資材及び餌の提供

ウ 動物愛護ボランティアの派遣

エ 飼養困難な動物の一時保管（必要に応じて、臨時動物一時預り施設を一定期間設置）

オ 動物の所有者や里親探しのための情報の収集・提供

カ ペット動物に関する相談の実施

キ 動物に関する寄付金の管理・配分

ク 県外からの受援体制の確保

2 放浪動物の保護収容

災害後、被災により、飼育されていた犬等が放浪することによる市民への危害発生を防止するため、これら放浪動物の保護収容等の対策については、県環境生活部、県獣医師会、動物愛護団体・ボランティア等と連携・協力して行う。具体的な対策については、その都度関係機関と協議して決めるが、おおむね以下を目安として行う。

(1) 放浪動物の保護収容

(2) 避難施設で飼育されている動物に対する餌の配布

(3) 負傷している動物の収容・治療

(4) 飼養困難な動物の一時保管及び所有者の捜索又は新たな飼養者の募集

(5) その他動物に対する相談の受付

第2 死亡獣畜の処理

1 処理責任者

災害によって死亡した獣畜は、占有者が処理することを原則とする。ただし、占有者が占有の意思を放棄した死亡獣畜や自らの資力でこれを処理できない場合は、市が収集・処理を行う。

2 処理方法

死亡獣畜発見者から連絡を受けたときは、直ちにその状況を調査し、必要に応じて家畜にあつては、家畜伝染病予防法に基づき検案を受けるとともに、消毒その他の衛生処理を実施する。

死亡獣畜は直ちに収集し、次に掲げる関係機関と協議の上、定められた方法により焼却又は埋却する。

- (1) 犬猫等の場合・・・田辺保健所
- (2) 家畜の場合・・・紀南家畜保健衛生所、田辺保健所

第9節 義援金及び救援物資の募集・配分

《実施担当部局》

救護部、調達配給部

《対策の体系》

義援金及び救援物資の募集・配分 — 義援金
救援物資

《対策の展開》

第1 義援金

義援金は、次の方法によって募集配分する。

1 義援金の募集

義援金の募集は、県、市町村、日本赤十字社和歌山県支部、和歌山県共同募金会、報道機関等により募集するものとする。

募集期間は1か月とし、災害の規模により延長することができる。

2 義援金の受入れ

救護部は、田辺市民総合センターに義援金の受入れ窓口を開設し、寄託者から義援金を受領したときは受領書を発行し、義援金受付簿（資料編6-18(P資6-45)）に記録しておくものとする。

3 金銭の管理

(1) 市が受領した義援金は、県、市町村、日本赤十字社和歌山県支部、和歌山県共同募金会、報道機関等の募集機関、被災地関係者、学識経験者等により組織される配分委員会（以下「配分委員会」という。）に、速やかに管理換えする。

(2) 配分委員会が組織されるまで、現金の領収保管は県の会計部会計班（会計課）が行うこととなっているが、管理換えまでの間における現金は銀行預金等確実な方法で保管管理するとともに、現金出納簿に出納の状況を記録し経理するものとする。

(3) 預金に伴う利子収入は義援金に含めて扱うものとする。

4 義援金の管理・配分

(1) 義援金の管理・配分は、配分委員会で協議の上、実施するものとする。

- (2) 救護部は、配分委員会の配分方針に従い、所定の手続きを経て被災者に配分する。
- (3) 総合調整部広報班、支部調整部総務広報班は、被災者に対して配分に関する広報を行う。

5 費用

義援金の募集・配分等に要する経費は、市において負担するものとする。ただし、募集・配分の規模により、配分委員会において協議することができる。

第2 救援物資

救援物資は次の方法によって、募集・配分する。

1 救援物資の募集

- (1) 総合調整部は、救護部が作成した避難施設等における不足物資のリストを集約し、報道機関を通じて募集依頼を行う。
- (2) 募集依頼を行う場合は、必要とする物資の内容、量、送付方法等について明確な情報を提供するとともに、次の事項に配慮してもらうよう要請する。
 - ア 救援物資は荷物を開閉するまでもなく物資名、数量が分かるように表示すること
 - イ 複数の品目を混在しないこと
 - ウ 近隣で協力者のある場合はその方々と連絡を図り、小口の救援物資を避けること
 - エ 食料は腐敗のおそれがあるので、可能な限り必要な物資又は義援金としてお願いすること

2 救援物資の受入れ

調達配給部は、本庁舎又は三四六総合運動公園に救援物資の受入窓口を開設し、寄託者から救援物資を受領したときには、受領書を発行し、緊急物資管理システムにより、又は、救援物資受付簿（資料編6-19(P資6-47)）に記録しておくものとする

3 配分の基準

配分の基準は特に定めず、その時の実情を十分配慮して、それぞれの目的に沿い、効率的な配分を個々に検討して行うものとする。

4 配分方法

- (1) 県及び郡単位機関から配分割等を受けた救援物資、また田辺市において受け付けた救援物資は、県における配分の方法を参考とし、民生委員その他関係者の意見を聴き、避難所の状況を把握しながら実情に即して配分するものとする。
- (2) 配分にあたっては、高齢者や障害者などの要配慮者を最優先するものとする。

5 配分の時期

配分はできる限り受付又は引継ぎを受けた都度行うことを原則とするが、救援物資が少量時の配分は、世帯別に困難であり、輸送あるいは労力等経費の浪費となるので、一定量に達したときに行う等配分の時期に十分留意して行うものとする。ただし、腐敗変質のおそれのある物資については速やかに適宜の処置を行うものとする。

6 救援物資の処理

配分を済ませ、必要がないと認められる物資については、適宜処分するものとする。

7 費用

救援物資の配分等に要する経費は、市が負担するものとする。ただし、配分の規模により、配分委員会において協議することができる。

第10節 被災者支援対策

《実施担当部局》

救護部、調査復旧部、消防部、総合調整部、調整部

《対策の体系》

被災者支援対策 ————

- り災証明書の発行
- 被災者生活再建支援法の適用
- 災害弔慰金等の支給等
- 租税等の徴収猶予及び減免等

《対策の展開》

第1 り災証明書の発行

1 被害調査と被災台帳の作成

市は、県が行う被害の調査に協力する。また、市長は、各種の被災者への支援措置を早期に実施するため、被災状況を調査の上、被災台帳を整備する。

- (1) 調査復旧部は、各部からの情報と固定資産税課税台帳及び住民基本台帳から全被災世帯の被災台帳を作成し、被害の総合的な把握に努めるものとする。
- (2) 調査復旧部は、住家等被害判定調査等の調査結果に基づき、必要事項を登録する。

2 り災証明書の発行

り災証明書は、災害救助法による各種施策や市税等の減免を実施するにあたって必要とされる被害程度について、被災者の応急的、一時的な救済を目的に、市長又は消防署長（火災によるものに限る）が確認できる程度の被害について行うものとする。

(1) り災証明の対象

り災証明は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、以下の項目の証明を行うものとする。なお、家屋以外のものがり災した場合において必要があるときは、市長が行うり災届出証明で対応する。

- ア 全壊、流失、半壊、床上浸水、一部破損、床下浸水
- イ 火災による全焼、半焼、水損

(2) り災証明書（資料編6-20(P資6-49)）の発行

り災証明書は、り災証明の対象となる家屋の所有者、占有者及び一時滞在者の申請に基づき、市長又は消防署長が作成したり災証明書をこれらの者に発行する。

(3) り災届出証明書（資料編6-20(P資6-49)）の発行

り災届出証明書は、被害調査の対象としなかったもの（調査もれ含む）で補修して

しまっており、り災状況が確認できない場合で、後日、り災証明の請求があったものについては、申請人の申し立てに基づく、り災届出証明書を発行する。また、以下の項目の証明も行うものとする。

- ア 一部破損程度以下の家屋の被害及び家財道具等の被害
- イ 家屋に付属する営業用の減価償却資産に該当する看板等（営業用の商品等の証明は行わない）

第2 被災者台帳の整備

被災者支援について支援漏れや手続きの重複をなくし、中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約する被災者台帳を整備する。

第3 被災者生活再建支援法の適用

暴風・豪雨・洪水・高潮等の自然災害により被災した世帯に対して生活の再建を支援するため、被災者生活再建支援法に基づき支援金（資料編7-8（P資7-14））を支給し、被災者の生活の安定と被災地の速やかな復興を促進する。

1 被災者生活再建支援法の適用基準等

（1）対象となる自然災害

暴風・豪雨・洪水・高潮、地震等の自然災害により生じた被害が、次に該当するに至った場合（火災・事故等人為的な原因により生じた被害は含まれないが、該当起因が自然現象によるものは対象となる。）

ア 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した場合

イ 市内で10以上の世帯の住宅が全壊した場合

ウ 県内で100以上の世帯の住宅が全壊した場合

エ 県内の市町村でア又はイの被害が発生し、市内で5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した場合

オ 隣接する県でウ又はエに該当する被害が発生し、アからウに該当する被害が発生した市町村と隣接する場合で、市内で5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した場合

カ ウ又はエに該当する都道府県が複数ある場合で、市内で5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した場合

(2) 支援金の支給対象

上記(1)に該当する自然災害により、

- ア 住宅が全壊した世帯、あるいは住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、やむなく解体した世帯、災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯
- イ 居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（大規模半壊世帯）

(3) 支援金の支給額

支援金の支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

- ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊、解体、長期避難 (上記(2)アに該当)	大規模半壊 (上記(2)イに該当)
支給額	100万円 (75万円)	50万円 (37.5万円)

- イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸 (公営住宅以外)
支給額	200万円 (150万円)	100万円 (75万円)	50万円 (37.5万円)

- ※ ()内は世帯人数が1人の世帯（以下、「単身世帯」という。）
- ※ 加算支援金のうち、2以上に該当するときの支援金の額は、最も高いものとする。
- ※ 特定長期避難世帯には、特例として、法で規定する額に70万円（単身世帯は52.5万円）を加算する。ただし、支援金額の合計は300万円（単身世帯は225万円）を超えることはできない。

(4) 住宅の被害認定

被害認定について、統一基準〔災害の被害認定基準の統一について（平成13年6月28日内閣府政策統括官（防災担当）通知により改正）〕〔災害に係る住家の被害認定基準運用指針H25.6（内閣府防災担当）〕により市町村が行い、県はその取りまとめを行うこととする。

2 支援金の支給手続き

市長は、被災者からの申請書類を十分に確認後、支給対象額を算定し、関係書類を添付の上、県に提出する。

第4 災害弔慰金等の支給等

市は、「災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、災害により被害を受けた者に対し、災害弔慰金及び災害障害見舞金等の支給や災害援護資金等の融資を行い、被災者の早期立ち直りを図り、併せて生活の安定化を促進する。

1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給（資料編7-9,10(P資2-15,16)）

市長は、「災害弔慰金の支給等に関する条例」の定めるところにより、一定規模以上の自然災害により死亡した場合、遺族に対して災害弔慰金を支給し、災害による負傷や疾病が治った後に身体又は精神に障害が残った場合、その者に対して災害障害見舞金を支給する。

2 災害援護資金の貸付け（資料編7-9(P資2-15)）

市長は、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して「災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、その生活の建て直しに資するため災害援護資金の貸付けを行う。

3 災害見舞金の支給（資料編7-10(P資2-16)）

市長は、災害のための住家が全壊又は半壊となった場合等、その市民に対して「田辺市災害見舞金支給規程」に基づき見舞金を支給する。

4 生活福祉資金の貸付け（資料編7-11(P資2-17)）

県社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸与制度要綱」に基づき被災した低所得者を対象に自立更生を目的として必要な資金を貸し付ける生活福祉資金貸付事業を行う。

第5 租税等の徴収猶予及び減免等

被災した納税義務者等に対し、地方税法等の関係法令又は市条例によって、納期限の延長、徴収猶予及び減免等の緩和措置をそれぞれの実態に応じ適切に対応する。

1 市税の納税緩和措置

(1) 納期限の延長

被災した納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出又は市税の納付若しくは納入することができないと認められるときは、次の方法により当該期限を延長する。

ア 災害が広域にわたる場合は、市長が職権によって適用の地域、期日、その他必要な事項を指定する。

イ その他の場合、災害が治まった後、速やかに被災した納税義務者等による申請があったときは、市長が納期限を延長する。

(2) 徴収猶予

被災した納税義務者等が市税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内の期間を限り徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を実施する。

(3) 減免

被災した納税義務者に対し、該当する各税目について次によって減免を実施する。

ア 市民税

災害により財産に損害を被った場合、一定の基準により市民税を減免する。

イ 固定資産税、都市計画税

所有する固定資産が、災害により一定の基準を超える損害を被った場合、固定資産税、都市計画税を減免する。

ウ 軽自動車税

所有する軽自動車が、災害により一定の基準を超える損害を被った場合、軽自動車税を減免する。

2 国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の徴収猶予及び減免

(1) 徴収猶予

市又は和歌山県後期高齢者医療広域連合は、災害により納税義務者又は被保険者が国民健康保険税、介護保険料又は後期高齢者医療保険料を一時に納付することができないと認められるときは、その納付することができないと認められる金額を限度として、その者の申請に基づき、1年以内の期間を限り、その徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を実施する。

(2) 減免

市又は和歌山県後期高齢者医療広域連合は、災害により居住する家屋等が全壊（全焼）、半壊（半焼）及び床上浸水の損害を被り、生活が著しく困難となった場合、納税義務者又は被保険者の申請に基づき、国民健康保険税、介護保険料又は後期高齢者医療保険料を減免する。

3 国民健康保険一部負担金の徴収猶予及び減免

(1) 徴収猶予

災害により生活が困窮し、一部負担金を支払うことが困難と認められるときは、世帯主の申請に基づき、その事由により、6か月以内の期間を限って、一部負担金の徴収猶予を行うことができる。

(2) 減免

災害により生活が困窮し、一部負担金を支払うことが困難と認められるときは、世帯主の申請に基づき、その事由により、6か月以内の期間を限って、一部負担金の減免を行うことができる。

4 介護保険一部負担金の徴収猶予及び減免

災害により、居住する家屋等が床上浸水又はこれに相当すると認められる損害以上の被害を受けた場合、被災財産に対し、支払われる損害保険金等が、当該被災財産の損失額の、5分の4に満たない場合、損害の程度により、3ヶ月又は市長が必要と認める期間に限り、一部負担金を減額又は免除する。

5 後期高齢者医療一部負担金の徴収猶予及び減免

(1) 徴収猶予

和歌山県後期高齢者医療広域連合は、災害により一部負担金を支払うことが困難であると認められる被保険者に対し、徴収を猶予することができる。

(2) 減免

和歌山県後期高齢者医療広域連合は、徴収猶予の対象者のうち、次のいずれかに該当するものに限り、6か月以内の期間を限って、一部負担金を減額又は免除することができる。

ア 被保険者が居住する家屋が半壊以上の損害を受けたとき

イ 被保険者の属する世帯の世帯主及び世帯員の収入及び預貯金の額の合計額が一定の基準以下であるとき

6 国民年金保険料の免除

被災した年金加入者又はその世帯員が災害によって財産に損害を受け、保険料を納付することが困難な事情にあるときは、申請に基づき、内容を審査の上、知事に免除申請を進達する。

7 保育料・授業料等の減免及び徴収猶予

災害によって損害を受けた場合は、その損失の程度などに応じて、市立保育所の保育料及び市立幼稚園の授業料を減免する。また、保育料にあたっては、徴収猶予を行うことができる。

8 使用料、手数料等の減免

使用料、手数料等については、該当条例及び規則等での減免規定に基づき減免を行うものとする。